

改正後	現行
<p style="text-align: center;">こ支家第47号 令和5年5月10日 こ支家第677号 令和5年10月31日 こ支家第680号 令和6年1月19日 こ支家第324号 令和6年5月22日 <u>こ支家第11号</u> <u>令和7年1月31日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">こども家庭庁長官</p> <p style="text-align: center;">児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、令和5年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）は廃止する。</p> <p>ただし、令和4年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>（通則） この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第21条の18第2項に規定する家庭支援事業の実施（以下「家庭支援事業の措置」とい</p>	<p style="text-align: center;">こ支家第47号 令和5年5月10日 こ支家第677号 令和5年10月31日 こ支家第680号 令和6年1月19日 こ支家第324号 令和6年5月22日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">こども家庭庁長官</p> <p style="text-align: center;">児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、令和5年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）は廃止する。</p> <p>ただし、令和4年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>（通則） この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」とい</p>

改正後	現行
<p>う。)、第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導の委託(都道府県及び市町村が設置する機関に委託する場合を除く。以下「指導委託」という。)、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における第50条第6号、第6号の2、第6号の4(市町村に委託する場合を除く。以下同じ。)第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号の2、第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用、指導委託に係る費用、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に係る費用、家庭支援事業の措置に係る費用、保育の措置に係る費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療研究センター等」という。))については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設(児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。))第36条の4の2第3号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型。以下同じ。))のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。)及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。)を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費並びに指導委託、家庭支援事業の措置の実施に必要な経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護施設に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。</p> <p>また、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。</p> <p>さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。</p> <p>ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額(一時保護施設にあつては、その一時保護施設の運営に必要な事務費及び事業費の年額又は月額。)その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設(里親支援センターを除く。)、里親及び一時保護施設について設定したものをい</p>	<p>う。)、第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導の委託(都道府県及び市町村が設置する機関に委託する場合を除く。以下「指導委託」という。)、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における第50条第6号、第6号の2、第6号の4(市町村に委託する場合を除く。以下同じ。)第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号の2、第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用、指導委託に係る費用、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に係る費用、家庭支援事業の措置に係る費用、保育の措置に係る費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療研究センター等」という。))については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設(児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。))第36条の4の2第3号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型。以下同じ。))のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。)及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。)を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費並びに指導委託、家庭支援事業の措置の実施に必要な経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であつて、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護施設に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。</p> <p>また、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。</p> <p>さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。</p> <p>ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額(一時保護施設にあつては、その一時保護施設の運営に必要な事務費及び事業費の年額又は月額。)その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設(里親支援センターを除く。)、里親及び一時保護施設について設定したものをい</p>

改正後	現行
<p>う。</p> <p>4 「事務単価」とは、指導委託にあつては対象児童の1人当たりの事務費の月額、里親支援センターにあつてはその里親支援センターで実施する里親支援事業に必要な事務費の月額、家庭支援事業の措置にあつてはその事業の実施に必要な事務費、保育の措置にあつては対象児童の1人当たりの事務費及び事業費の月額その他の単価であつて、家庭支援事業の措置以外については都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長が、家庭支援事業の措置については市町村の長が、第3に定めるところにより、その施設、指導委託を受ける機関及び団体（以下「指導機関」という。）について、設定したものをいう。</p> <p>5 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値及び事務単価に対象児童数その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設、指導機関、里親又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）に対し各月算定して支弁しなければならないもの並びに一時保護施設費及び家庭支援事業の措置に係る経費をいう。</p> <p>6 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。</p> <p>(2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。</p> <p>(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。</p> <p>(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。</p> <p>(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。</p> <p>7 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。</p> <p>8 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。</p> <p>9 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した</p>	<p>う。</p> <p>4 「事務単価」とは、指導委託にあつては対象児童の1人当たりの事務費の月額、里親支援センターにあつてはその里親支援センターで実施する里親支援事業に必要な事務費の月額、家庭支援事業の措置にあつてはその事業の実施に必要な事務費、保育の措置にあつては対象児童の1人当たりの事務費及び事業費の月額その他の単価であつて、家庭支援事業の措置以外については都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長が、家庭支援事業の措置については市町村の長が、第3に定めるところにより、その施設、指導委託を受ける機関及び団体（以下「指導機関」という。）について、設定したものをいう。</p> <p>5 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値及び事務単価に対象児童数その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設、指導機関、里親又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）に対し各月算定して支弁しなければならないもの並びに一時保護施設費及び家庭支援事業の措置に係る経費をいう。</p> <p>6 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。</p> <p>(2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。</p> <p>(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。</p> <p>(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。</p> <p>(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。</p> <p>7 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。</p> <p>8 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。</p> <p>9 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した</p>

改正後

場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

- 10 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 11 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
- 12 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護施設において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額と指導委託及び家庭支援事業の措置にかかる支弁基準額の合算額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号、第53条、第55条並びに第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
		都道府県立施設		1/2	1/2

現行

場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

- 10 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 11 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
- 12 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護施設において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額と指導委託及び家庭支援事業の措置にかかる支弁基準額の合算額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号、第53条、第55条並びに第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
		都道府県立施設		1/2	1/2

改正後						現行					
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2		都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2	その他の施設 里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護施設の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2	一時保護施設の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2	保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2
指導委託の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	私立の指導機関		1 / 2	1 / 2	指導委託の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	私立の指導機関		1 / 2	1 / 2
家庭支援事業の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	—	1 / 4	1 / 4	1 / 2	家庭支援事業の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	—	1 / 4	1 / 4	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

改正後

現行

第3 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設、里親及び指導機関について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価及び事務単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、次の2から4によらず、家庭支援事業の措置については、別に定める基準額により設定することとし、保育の措置については、支援法第19条第1第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価及び事務単価その他の支弁基準（家庭支援事業の措置に係る支弁基準は除く。）について市町村長、施設の長、里親、指導機関に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表3の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

第3 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設、里親及び指導機関について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価及び事務単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、次の2から4によらず、家庭支援事業の措置については、別に定める基準額により設定することとし、保育の措置については、支援法第19条第1第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価及び事務単価その他の支弁基準（家庭支援事業の措置に係る支弁基準は除く。）について市町村長、施設の長、里親、指導機関に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表3の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

改正後			現行		
	員) 配置を行った場合	単価		員) 配置を行った場合	単価
	児童心理治療施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員 (児童指導員、保育士) 配置を行った場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価		児童心理治療施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員 (児童指導員、保育士) 配置を行った場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護施設において 5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1 のいずれかの職員 (児童指導員、保育士) 配置を行った場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価		一時保護施設において 5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1 のいずれかの職員 (児童指導員、保育士) 配置を行った場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (10) 里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数	2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (10) 里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法担当職員加算分保護単価 (常勤職員)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設において、別表 3 のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (11) 心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数 (ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数)	3 心理療法担当職員加算分保護単価 (常勤職員)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設において、別表 3 のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (11) 心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数 (ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数)
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院 (10 人未満の施設に限る。)、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所 (規則第 36 条の 4 の 2 第 1 号に規定する児童自立生活援助事業所 I 型 (以下「児童自立生活援助事業所 I 型」という。) に限る。) 及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (12) 個別対応職員加算 (I) 分月額保護単価又は (13) 個別対応職員加算 (II) 分月額保護単価	4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院 (10 人未満の施設に限る。)、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所 (規則第 36 条の 4 の 2 第 1 号に規定する児童自立生活援助事業所 I 型 (以下「児童自立生活援助事業所 I 型」という。) に限る。) 及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (12) 個別対応職員加算 (I) 分月額保護単価又は (13) 個別対応職員加算 (II) 分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設及び児童自立支援施設であって、別表 3 のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (14) 職業指導員加算分保護単価	5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設及び児童自立支援施設であって、別表 3 のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (14) 職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (15) 看護師加算分月額保護単価	6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (15) 看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 3 のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価 (16) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 3 のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価 (16) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

改正後			現行		
8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)	9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(19)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数	10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(19)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(20)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数	11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(20)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価	12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
13 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。	一般分保護単価表(里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価(常勤単価に限る)、個別対応職員加算分保護単価(I)、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模か	13 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。	一般分保護単価表(里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価(常勤単価に限る)、個別対応職員加算分保護単価(I)、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模か

改正後			現行		
		つ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）			つ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）
14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(34)除雪費加算分保護単価	14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(34)除雪費加算分保護単価
15降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(35)降灰除去費加算分保護単価	15降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(35)降灰除去費加算分保護単価
16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(36)社会的養護処遇改善加算分保護単価	16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(36)社会的養護処遇改善加算分保護単価
17社会的養護従事者処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価	17社会的養護従事者処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価
18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(39)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数	18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(39)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(40)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価	19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(40)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価

改正後			現行		
20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(41)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×生活単位数	20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(41)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×生活単位数
21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(42)自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価又は(43)自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価	21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(42)自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価又は(43)自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価
22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	別に定める基準による職員が在職している場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価	22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	別に定める基準による職員が在職している場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護施設の専門職員等加算分、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）への対応加算（以下「一時保護施設の新基準対応加算」という。）分及び一時保護施設のユニットケア加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（対象者の居宅を除く。）を除く。）及びファミリーホームの賃借費加算分、一時保護施設の第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は第4の2の表の(1)に掲げる保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護施設の専門職員等加算分、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）への対応加算（以下「一時保護施設の新基準対応加算」という。）分及び一時保護施設のユニットケア加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（対象者の居宅を除く。）を除く。）及びファミリーホームの賃借費加算分、一時保護施設の第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は第4の2の表の(1)に掲げる保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児

改正後

童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(28)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 事務単価の設定方法

(1) 里親支援センターの事務費の月額事務単価の設定は個々の施設ごとにその所在する地域により定まる別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

また、次表の「1里親等支援員加算費」から「7休日・夜間支援体制強化事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分事務単価を加算した額をもってその里親支援センターの事務費の事務単価とすること。

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 里親等支援員加算費	里親支援センターが支援対象とする登録里親世帯が60世帯を超えており、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「里親等支援員」が2人以上配置されている場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(1)里親等支援員加算分事務単価×(配置里親等支援員数-1) (61帯以上20世帯ごとに1人を上限とする。)
2 心理療法担当職員加算費(常勤職員)	里親支援センターにおいて、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(2)心理療法担当職員加算分事務単価×配置心理療法担当職員数

現行

童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(28)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 事務単価の設定方法

(1) 里親支援センターの事務費の月額事務単価の設定は個々の施設ごとにその所在する地域により定まる別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

また、次表の「1里親等支援員加算費」から「7休日・夜間支援体制強化事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分事務単価を加算した額をもってその里親支援センターの事務費の事務単価とすること。

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 里親等支援員加算費	里親支援センターが支援対象とする登録里親世帯が60世帯を超えており、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「里親等支援員」が2人以上配置されている場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(1)里親等支援員加算分事務単価×(配置里親等支援員数-1) (61帯以上20世帯ごとに1人を上限とする。)
2 心理療法担当職員加算費(常勤職員)	里親支援センターにおいて、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(2)心理療法担当職員加算分事務単価×配置心理療法担当職員数

改正後			現行		
3 親子関係再構築支援加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(4)親子関係再構築支援加算(Ⅰ)分事務単価別又は(5)親子関係再構築支援加算(Ⅱ)分事務単価	3 親子関係再構築支援加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(4)親子関係再構築支援加算(Ⅰ)分事務単価別又は(5)親子関係再構築支援加算(Ⅱ)分事務単価
4 自立支援担当職員加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(6)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分事務単価又は(7)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分事務単価	4 自立支援担当職員加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(6)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分事務単価又は(7)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分事務単価
5 市町村連携事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(8)市町村連携事業加算分事務単価	5 市町村連携事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(8)市町村連携事業加算分事務単価
6 レスパイト・ケア体制構築事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(9)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅰ)分事務単価又は(10)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅱ)分事務単価	6 レスパイト・ケア体制構築事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(9)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅰ)分事務単価又は(10)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅱ)分事務単価
7 休日・夜間支援体制強化事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(11)休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価	7 休日・夜間支援体制強化事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(11)休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価
8 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	里親支援センターに別に定める基準による職員が在職している場合	別表1の事務単価表の2加算分保護単価の(12)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価	8 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	里親支援センターに別に定める基準による職員が在職している場合	別表1の事務単価表の2加算分保護単価の(12)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価

(2) 指導委託に係る指導機関の事務費の月額保護単価の設定は別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

(3) 里親支援センターの心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)の事務単価は、別表2の事務費の2加算分事務単価をそのまま設定するものとする。

また、里親支援センターの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分は、第4の2の表の(1)に掲げる事務費の各費目の事務単価をそのまま設定するものとする。

(4) (1)により里親支援センターの事務単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中に加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分(その月初日に改定等があったときはその月分)の支弁から、(1)の方法により、その里親支援センターの事務単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてその

改正後	現行
<p>まま設定すれば足りること。</p> <p>(5) 里親支援センターが新設される場合において、その開所する月（里親支援センターの開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の事務単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p> <p>5 措置費等の支弁基準の設定方法</p> <p>2、3及び4により保護単価等を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価等による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務</p> <p>地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3、第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>ただし、保育の措置及び家庭支援事業の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>	<p>まま設定すれば足りること。</p> <p>(5) 里親支援センターが新設される場合において、その開所する月（里親支援センターの開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の事務単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p> <p>5 措置費等の支弁基準の設定方法</p> <p>2、3及び4により保護単価等を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価等による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務</p> <p>地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3、第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>ただし、保育の措置及び家庭支援事業の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、里親支援センターについては算式(3)、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）については算式(4)、ファミリーホームについては算式(5)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(6)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(7)）によって算定した額とする。ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活</p>	(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、里親支援センターについては算式(3)、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）については算式(4)、ファミリーホームについては算式(5)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(6)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(7)）によって算定した額とする。ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>援助事業所Ⅲ型を除く。) にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員(その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数)－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設の月額事務単価</p> <p>算式(4)</p> <p>児童自立生活援助事業所を実施するファミリーホームの月額保護単価×その月初日の児童自立生活援助事業所の現員</p> <p>(ただし、そのファミリーホームが新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)</p> <p>算式(5)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月</p>	(1) 事務費			<p>援助事業所Ⅲ型を除く。) にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員(その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数)－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設の月額事務単価</p> <p>算式(4)</p> <p>児童自立生活援助事業所を実施するファミリーホームの月額保護単価×その月初日の児童自立生活援助事業所の現員</p> <p>(ただし、そのファミリーホームが新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)</p> <p>算式(5)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(6)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(7)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ～カ 略</p>	(1) 事務費			<p>額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(6)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(7)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ～カ 略</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事務費			算	(1) 事務費			算

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び里親支援センターが別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価又は事務単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員 算式 ク～シ 略</p>	(1) 事務費			<p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び里親支援センターが別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価又は事務単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員 算式 ク～シ 略</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（児童</p>	(1) 事務費			<p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。 算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（児童</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>(3) 自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護施設の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ その一時保護施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護施設の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護施設が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 一時保護施設が別に定める基準によ</p>	(1) 事務費			<p>(3) 自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護施設の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ その一時保護施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護施設の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護施設が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 一時保護施設が別に定める基準によ</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			<p>り児童相談所一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする</p> <p>こと。</p> <p>カ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設の新基準対応加算分を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする</p> <p>こと。</p> <p>キ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設のユニットケア加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする</p> <p>こと。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$				<p>り児童相談所一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする</p> <p>こと。</p> <p>カ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設の新基準対応加算分を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする</p> <p>こと。</p> <p>キ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設のユニットケア加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする</p> <p>こと。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）において定める月額保護単価とする。				(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）において定める月額保護単価とする。
(2) 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護施設（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、児童自立生活援助事業所又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。 ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）	(2) 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護施設（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、児童自立生活援助事業所又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。 ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）
	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)		
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費			母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	

改正後				現行					
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄		
(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	一般生活費保護単価表	(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	一般生活費保護単価表		
			施設種別				一般生活費（月額）	施設種別	一般生活費（月額）
			児童養護施設				乳児分 63,860円 乳児以外分 55,270円	児童養護施設	乳児分 63,860円 乳児以外分 55,270円
			児童自立支援施設				入所児分 55,270円 通所児分 16,980円	児童自立支援施設	入所児分 55,270円 通所児分 16,980円
			児童心理治療施設				入所児分 55,730円 通所児分 16,980円	児童心理治療施設	入所児分 55,730円 通所児分 16,980円
			里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）				乳児分 64,120円 乳児以外分 55,530円	里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	乳児分 64,120円 乳児以外分 55,530円
			乳児院				3才未満児分 63,860円 3才以上児分 55,270円	乳児院	3才未満児分 63,860円 3才以上児分 55,270円
			ファミリーホーム				乳児分 63,860円 乳児以外分 55,270円	ファミリーホーム	乳児分 63,860円 乳児以外分 55,270円
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）				55,270円	児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）	55,270円
			母子生活支援施設				入所者 4,130円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,350円 3歳以上児 6,570円	母子生活支援施設	入所者 4,130円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,350円 3歳以上児 6,570円

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一般生活費			<p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価111,650円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。)に対し各月初日以外の日委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 (1)の里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。)一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置等児延人員数</p> <p>(3)、(4)略</p>	(2) 一般生活費			<p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価111,650円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。)に対し各月初日以外の日委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 (1)の里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。)一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置等児延人員数</p> <p>(3)、(4)略</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>(5) 一時保護施設（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。 算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×4,590円（児童が乳児の場合、延児童数×6,230円</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,270円（児童が乳児の場合、延児童数×1,290円</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,820円（児童が乳児の場合、延児童数×2,100円</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。</p>	(2) 一 般 生 活 費			<p>(5) 一時保護施設（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。 算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×4,590円（児童が乳児の場合、延児童数×6,230円</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,270円（児童が乳児の場合、延児童数×1,290円</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,820円（児童が乳児の場合、延児童数×2,100円</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			法第33条の規定により一時保護された延児童数×3,670円				法第33条の規定により一時保護された延児童数×3,670円
	里親及びファミリーホームの委託児童	略	略		里親及びファミリーホームの委託児童	略	略
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円	(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児）×日額2,620円	(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児）×日額2,620円

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>（注）異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>	(5) 助産施設基本分保護費	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>（注）異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>

改正後					現行						
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき237,720円を限度として支弁できる。	(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき237,720円を限度として支弁できる。
		(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。			(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
		(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。			(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
		(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき12,000円を限度として支弁できる。			(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき12,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の育・保育給付費の支給を受けている児童	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支	(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の育・保育給付費の支給を受けている児童	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支

改正後				現行																			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																
		に限る。)が利用 する施設・事業所 (以下「幼稚園 等」という。) の就園に必要な経 費	給がある場合においては、その額を控除 した額とする。			に限る。)が利用 する施設・事業所 (以下「幼稚園 等」という。) の就園に必要な経 費	給がある場合においては、その額を控除 した額とする。																
(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(7)に限る)、 児童自立生活援助事業所 若しくはファミリーホーム の入所児童、里親の委 託児童又は一時保護児で あって、義務教育諸学校 又は特別支援学校の高等 部に在学中のもの及び特 別支援学校の高等部第1 学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義 務教育(特別支 援学校高等部の 教育を含む。) に必要な学用品 費、習い事に係 る費用及び学習 に用いるスマー トフォン等の通 信端末の購入・ 利用に係る費用 (2) 教材代 (3) 通学のための 交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援 施設の教材費 (7) その児童の特 別支援学校高等部 入学に必要な学用 品費等 (8) 特別支援学校 高等部の児童が就 職又は進学に役立 つ資格取得又は講 習等の受講をする ための経費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、 部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童が あるときは、それぞれ算式(2)から算式(5) により算定した額を、児童自立支援施設に おいては、教材費として算式(6)により算定 した額を、特別支援学校高等部第1学年に 入学する児童があるときは算式(7)により算 定した額を、資格取得又は講習等の受講を した特別支援学校高等部に在学する児童で あって別に定めるものがあるときは算式(8) により算定した額を、それぞれ算式(1)によ って算定した額に加算する。なお、算式(7) については4月分の措置費等として支弁す る。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価× その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) <table border="1" data-bbox="866 1444 1457 1570"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学 校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>7,210円</td> <td>9,380円</td> <td>9,380円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるそ の措置児童の別に定めるところにより 教科書に準ずる正規の教材として学校 長が指定するものの購入に必要な実費 を合算した額。	学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部	保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円	(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(7)に限る)、 児童自立生活援助事業所 若しくはファミリーホーム の入所児童、里親の委 託児童又は一時保護児で あって、義務教育諸学校 又は特別支援学校の高等 部に在学中のもの及び特 別支援学校の高等部第1 学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義 務教育(特別支 援学校高等部の 教育を含む。) に必要な学用品 費、習い事に係 る費用及び学習 に用いるスマー トフォン等の通 信端末の購入・ 利用に係る費用 (2) 教材代 (3) 通学のための 交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援 施設の教材費 (7) その児童の特 別支援学校高等部 入学に必要な学用 品費等 (8) 特別支援学校 高等部の児童が就 職又は進学に役立 つ資格取得又は講 習等の受講をする ための経費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、 部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童が あるときは、それぞれ算式(2)から算式(5) により算定した額を、児童自立支援施設に おいては、教材費として算式(6)により算定 した額を、特別支援学校高等部第1学年に 入学する児童があるときは算式(7)により算 定した額を、資格取得又は講習等の受講を した特別支援学校高等部に在学する児童で あって別に定めるものがあるときは算式(8) により算定した額を、それぞれ算式(1)によ って算定した額に加算する。なお、算式(7) については4月分の措置費等として支弁す る。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価× その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) <table border="1" data-bbox="2261 1444 2852 1570"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学 校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>7,210円</td> <td>9,380円</td> <td>9,380円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるそ の措置児童の別に定めるところにより 教科書に準ずる正規の教材として学校 長が指定するものの購入に必要な実費 を合算した額。	学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部	保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部																				
保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円																				
学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部																				
保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円																				

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200円、中学校該当児 290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価 57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>	(7) 教 育 費			<p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200円、中学校該当児 290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価 57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>

改正後				現行																			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。																
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)	(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円
学年別	保護単価(年額)																						
小学校第6学年	22,690円																						
中学校第3学年	60,910円																						
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円																						
学年別	保護単価(年額)																						
小学校第6学年	22,690円																						
中学校第3学年	60,910円																						
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円																						
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数	(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数																

改正後				現行															
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄												
			入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年 入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年 入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年 入学児童	64,300円	中学校第1学年 入学児童	81,000円				入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年 入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年 入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年 入学児童	64,300円	中学校第1学年 入学児童	81,000円
学年別	保護単価(年額)																		
小学校第1学年 入学児童	64,300円																		
中学校第1学年 入学児童	81,000円																		
学年別	保護単価(年額)																		
小学校第1学年 入学児童	64,300円																		
中学校第1学年 入学児童	81,000円																		
(11) 特別 育成 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(3)、(5)、 (6)及び(7)に限る。(5) は中学生含む。)、児童 自立生活援助事業所若し くはファミリーホームの 入所児童、里親の委託児 童又は一時保護児であつ て、高等学校に在学して いるもの及び高等学校第 1学年に入学するもの及 び義務教育終了児童のう ち高等学校等に在籍して いないもの(既に就職し ているものは除く。)又 は別に定めるもの(第3 欄の(4)、(5)及び(6)に 限る)。	次に掲げる経費 (1) その児童の高 等学校在学中に おける教育に必 要な授業料、ク ラブ費等の学校 納付金、教科書 代、学用品費等 の教科学習費 等、習い事に係 る費用及び学習 に用いるスマー トフォン等の購 入・利用に係る 費用 (2) 通学のための 交通費 (3) その児童の高 等学校入学に際 し必要な学用品 費 (4) 就職又は進学 に役立つ資格取 得又は講習等の 受講をするため の経費 (5) 学習塾等を利用 した場合にか かる経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(3)については4月分の措置 費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単 価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>28,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>39,540円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその 措置児童であつて、交通費の支給を必要 と認めるものがあるときは、その児童が 最も経済的な通常の経路及び方法により 通学する場合のその普通旅客運賃の定期 乗車券(定期乗車券のない場合にあつて は、これに準ずるもの。)の実費を合算 した額 算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円 を上限として、実費を合算した額。	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	28,330円	私立高等学校	39,540円	(11) 特別 育成 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(3)、(5)、 (6)及び(7)に限る。(5) は中学生含む。)、児童 自立生活援助事業所若し くはファミリーホームの 入所児童、里親の委託児 童又は一時保護児であつ て、高等学校に在学して いるもの及び高等学校第 1学年に入学するもの及 び義務教育終了児童のう ち高等学校等に在籍して いないもの(既に就職し ているものは除く。)又 は別に定めるもの(第3 欄の(4)、(5)及び(6)に 限る)。	次に掲げる経費 (1) その児童の高 等学校在学中に おける教育に必 要な授業料、ク ラブ費等の学校 納付金、教科書 代、学用品費等 の教科学習費 等、習い事に係 る費用及び学習 に用いるスマー トフォン等の購 入・利用に係る 費用 (2) 通学のための 交通費 (3) その児童の高 等学校入学に際 し必要な学用品 費 (4) 就職又は進学 に役立つ資格取 得又は講習等の 受講をするため の経費 (5) 学習塾等を利用 した場合にか かる経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(3)については4月分の措置 費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単 価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>28,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>39,540円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその 措置児童であつて、交通費の支給を必要 と認めるものがあるときは、その児童が 最も経済的な通常の経路及び方法により 通学する場合のその普通旅客運賃の定期 乗車券(定期乗車券のない場合にあつて は、これに準ずるもの。)の実費を合算 した額 算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円 を上限として、実費を合算した額。	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	28,330円	私立高等学校	39,540円
公私別	保護単価(月額)																		
国・公立高等学校	28,330円																		
私立高等学校	39,540円																		
公私別	保護単価(月額)																		
国・公立高等学校	28,330円																		
私立高等学校	39,540円																		

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(11) 特別育成費		(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費 (7) 大学等受験にかかる経費	算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの) 算式(5) 補習費保護単価 20,000 円(高等学校第3学年は 25,000 円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの) 算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの) 算式(7) 大学等受験費保護単価158,000円を上限として、実費を合算した額。	(11) 特別育成費		(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費 (7) 大学等受験にかかる経費	算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの) 算式(5) 補習費保護単価 20,000 円(高等学校第3学年は 25,000 円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの) 算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの) 算式(7) 大学等受験費保護単価158,000円を上限として、実費を合算した額。
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(13) 期 末 一 時 扶 助 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護施設費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,950円×12月初日の措置又は一時保護児童数	(13) 期 末 一 時 扶 助 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護施設費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,950円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医 療 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、児童自立生活援助事業所の入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。	(14) 医 療 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、児童自立生活援助事業所の入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(15) 職業 補 導 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数	(15) 職業 補 導 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 冷 暖 房 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数	(16) 冷 暖 房 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数

改正後

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷暖房費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設 種別	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	そ の 他
			児童養護 施設	5,450 円	5,130 円	5,070 円	3,900 円	870 円
			児童自立 支援施設	6,330 円	5,920 円	5,850 円	4,520 円	870 円
			里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円
			母子生活 支援施設	2,630 円	2,410 円	2,380 円	1,810 円	130 円
			乳児院	9,310 円	8,600 円	8,490 円	6,630 円	870 円
			児童心理 治療施設	6,810 円	6,350 円	6,270 円	4,860 円	870 円
			一時保護 施設	4,860 円	4,580 円	4,530 円	3,620 円	870 円
			ファミリ ーホーム	4,950 円	4,680 円	4,630 円	3,550 円	870 円
			児童自立 生活援助 事業所 (児童自 立生活援 助事業所 Ⅲ型のう ち、里親 の居宅又 は里親が 児童自立 生活援助 を行う対 象者の居 宅を除 く。)A	6,080 円	5,690 円	5,620 円	4,340 円	870 円
			児童自立 生活援助 事業所 (児童自 立生活援 助事業所 Ⅲ型のう ち、里親 の居宅又 は里親が 児童自立 生活援助 を行う対 象者の居 宅を除 く。)B	3,040 円	2,780 円	2,740 円	2,040 円	130 円

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷暖房費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設 種別	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	そ の 他
			児童養護 施設	5,290 円	4,980 円	4,920 円	3,780 円	870 円
			児童自立 支援施設	6,080 円	5,700 円	5,630 円	4,330 円	870 円
			里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円
			母子生活 支援施設	2,440 円	2,240 円	2,210 円	1,660 円	130 円
			乳児院	8,780 円	8,130 円	8,020 円	6,240 円	870 円
			児童心理 治療施設	6,520 円	6,090 円	6,010 円	4,640 円	870 円
			一時保護 施設	4,740 円	4,470 円	4,420 円	3,530 円	870 円
			ファミリ ーホーム	4,840 円	4,580 円	4,530 円	3,460 円	870 円
			児童自立 生活援助 事業所 (児童自 立生活援 助事業所 Ⅲ型のう ち、里親 の居宅又 は里親が 児童自立 生活援助 を行う対 象者の居 宅を除 く。)A	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円
			児童自立 生活援助 事業所 (児童自 立生活援 助事業所 Ⅲ型のう ち、里親 の居宅又 は里親が 児童自立 生活援助 を行う対 象者の居 宅を除 く。)B	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円

改正後					現行				
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄						
(16) 冷暖房費			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円	
<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）A」は、別に定める基準に該当する場合とし、「児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）B」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護施設」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護施設」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行</p>					<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）A」は、別に定める基準に該当する場合とし、「児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）B」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護施設」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護施設」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行</p>				

改正後

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
--------------	----------------	--------------	-----------------

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
--------------	----------------	--------------	-----------------

(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。)Bを除く。)は次の表を用いること。

級地別 施設 種別	旧 5 級 地	旧 4 級 地	旧 3 級 地	旧 2 級 地
児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円
乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円
児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
一時保護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。)A	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円

(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。)Bを除く。)は次の表を用いること。

級地別 施設 種別	旧 5 級 地	旧 4 級 地	旧 3 級 地	旧 2 級 地
児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円
乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円
児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
一時保護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。)A	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円

改正後								現行							
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄				
			児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。)	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円				児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。)	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 413,340円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数	(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 413,340円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数								
(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に大学等へ進学しているもの	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 413,340円×その月の	(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に大学等へ進学しているもの	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 413,340円×その月の								

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
	のを含む。		別に定める基準による進学による措置 解除児童数		のを含む。		別に定める基準による進学による措置 解除児童数
(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、乳児院、児童自立 生活援助事業所若しくは ファミリーホームの入所 児童又は里親の委託児童 であって、死亡したもの (以下「死亡児」とい う。)	その死亡児の火葬 又は埋葬納骨その 他葬祭のために必 要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の 額が 161,290 円を超える場合であって、そ の総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車 料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内 においてその超える額を、それぞれ加算す る。 算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円× 死亡児数	(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、乳児院、児童自立 生活援助事業所若しくは ファミリーホームの入所 児童又は里親の委託児童 であって、死亡したもの (以下「死亡児」とい う。)	その死亡児の火葬 又は埋葬納骨その 他葬祭のために必 要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の 額が 161,290 円を超える場合であって、そ の総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車 料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内 においてその超える額を、それぞれ加算す る。 算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円× 死亡児数
(20) 連 れ も ど し 費	児童自立支援施設の措置 児童であって、その施設 を逃亡したもの	その児童の捜索及 びその児童を連れ 戻すために必要な 経費	その施設のその月におけるその児童につ き捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及 び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規 程に定める額（運賃については、普通旅客 運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料 とを合計した額にこれらの経費以外の特に 要した費用があるときにはこれを加えた額 の合算額。	(20) 連 れ も ど し 費	児童自立支援施設の措置 児童であって、その施設 を逃亡したもの	その児童の捜索及 びその児童を連れ 戻すために必要な 経費	その施設のその月におけるその児童につ き捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及 び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規 程に定める額（運賃については、普通旅客 運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料 とを合計した額にこれらの経費以外の特に 要した費用があるときにはこれを加えた額 の合算額。
(21) 里 親 手 当	里親委託児童及び児童自 立生活援助事業所（児童 自立生活援助事業所Ⅲ型 のうち、里親の居宅又は 里親が児童自立生活援助 を行う対象者の居宅に限 る。）入所児童	その児童に係る委 託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000 円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000 円×1人	(21) 里 親 手 当	里親委託児童及び児童自 立生活援助事業所（児童 自立生活援助事業所Ⅲ型 のうち、里親の居宅又は 里親が児童自立生活援助 を行う対象者の居宅に限 る。）入所児童	その児童に係る委 託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000 円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000 円×1人

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）入所児童のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童等が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童（通院する児童であって別に定めるものの数）	(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）入所児童のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童等が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童（通院する児童であって別に定めるものの数）
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。 児童自立生活援助事業所入所等児童（別に定める基準に該当するものに限る）算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。	(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。 児童自立生活援助事業所入所等児童（別に定める基準に該当するものに限る）算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。
(24) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,630円	(24) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,630円
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費	(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
	童又は一時保護児であつて別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。				童又は一時保護児であつて別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。		
(26) 一時保護委託児童通学送迎費	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円	(26) 一時保護委託児童通学送迎費	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円
(27) 防災対策費	児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。	(27) 防災対策費	児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。
(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。	(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。
<p>3 定員外支弁の禁止</p> <p>事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。</p>				<p>3 定員外支弁の禁止</p> <p>事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。</p>			

改正後

現行

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（児童自立生活援助事業所の入所等児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とし、家庭支援事業の措置については、別に定める額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（児童自立生活援助事業所の入所等児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とし、家庭支援事業の措置については、別に定める額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)

改正後		現行	
備 考	<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」という。）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1）所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>（2）租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>（1）「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>（2）「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>（3）「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者</p>	<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」という。）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（1）所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>（2）租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>（1）「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>（2）「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>（3）「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者</p>	

改正後	現行
<p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>（４）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>（１）法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産につ</p>	<p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>（４）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>（１）法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産につ</p>

改正後

現行

いて、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

いて、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	3,300円
D2		9,001円から27,000円まで	4,500円
D3		27,001円から57,000円まで	6,700円
D4		57,001円から93,000円まで	9,300円
D5		93,001円から177,300円まで	14,500円
D6		177,301円から258,100円まで	20,600円
		その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	3,300円
D2		9,001円から27,000円まで	4,500円
D3		27,001円から57,000円まで	6,700円
D4		57,001円から93,000円まで	9,300円
D5		93,001円から177,300円まで	14,500円
D6		177,301円から258,100円まで	20,600円
		その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円

改正後		現行	
考	<p>(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることとも可能とする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯</p>	考	<p>(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることとも可能とする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯</p>

改正後	現行
<p>6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>	<p>6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
<p>2 各月の支弁額の算定方法</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とす</p>	<p>2 各月の支弁額の算定方法</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とす</p>

改正後

ること。
 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする
 こと。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算
 費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審
 費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費、一時保護実施
 特別加算費及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費は、徴収の対象とはならない
 こと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会
 的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇
 特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加
 算費、一時保護実施特別加算費及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費の単価
 を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目(里親手当除く。次の算式(2)に
 においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

[(事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)
 ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事
 業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額
 にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じ
 た段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合において
 はその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるた
 め、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の
 要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、
 別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者に
 ついては、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満
 了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

現行

ること。
 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする
 こと。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算
 費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審
 費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費、一時保護実施
 特別加算費及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費は、徴収の対象とはならない
 こと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会
 的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇
 特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加
 算費、一時保護実施特別加算費及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費の単価
 を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目(里親手当除く。次の算式(2)に
 においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

[(事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)
 ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事
 業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額
 にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じ
 た段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合において
 はその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるた
 め、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の
 要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、
 別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者に
 ついては、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満
 了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

改正後									現行								
別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1) 児童養護施設									別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1) 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	367,870	357,900	355,410	347,930	342,950	332,980	325,510	318,030	20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900
21～25人	324,180	315,360	313,160	306,550	302,140	293,330	286,720	280,110	21～25人	298,770	290,780	288,780	282,780	278,780	270,780	264,790	258,790
26～30	280,480	272,820	270,910	265,170	261,340	253,680	247,940	242,190	26～30	258,420	251,470	249,730	244,520	241,050	234,100	228,890	223,680
31～35	261,950	254,780	252,990	247,610	244,020	236,850	231,470	226,090	31～35	241,310	234,800	233,170	228,290	225,040	218,530	213,650	208,770
36～40	243,430	236,740	235,070	230,060	226,070	220,030	215,010	210,000	36～40	224,190	218,130	216,610	212,060	209,020	202,960	198,410	193,850
41～45	239,090	232,450	230,790	225,810	222,490	215,850	210,870	205,890	41～45	219,930	213,900	212,400	207,880	204,870	198,850	194,330	189,820
46～50	209,350	203,530	202,080	197,720	194,810	189,090	184,630	180,270	46～50	192,560	187,290	185,970	182,010	179,370	174,100	170,140	166,190
51～55	204,070	198,390	196,970	192,720	189,880	184,210	179,940	175,690	51～55	187,710	182,560	181,270	177,410	174,840	169,690	165,830	161,970
56～60	198,790	193,250	191,870	187,710	184,950	179,420	175,260	171,110	56～60	182,860	177,840	176,580	172,820	170,310	165,290	161,520	157,750
61～65	193,770	188,370	187,020	182,970	180,270	174,870	170,820	166,770	61～65	178,230	173,330	172,110	168,440	165,990	161,090	157,420	153,740
66～70	188,740	183,480	182,170	178,220	175,590	170,330	166,380	162,430	66～70	173,600	168,820	167,630	164,050	161,670	156,890	153,310	149,730
71～75	184,260	179,120	177,830	173,980	171,410	166,270	162,410	158,550	71～75	169,470	164,800	163,640	160,140	157,800	153,150	149,650	146,150
76～80	179,770	174,750	173,500	169,740	167,220	162,210	158,440	154,680	76～80	165,330	160,780	159,640	156,230	153,950	149,390	145,980	142,570
81～85	176,560	171,630	170,400	166,700	164,230	159,300	155,600	151,900	81～85	162,350	157,870	156,760	153,400	151,170	146,690	143,330	139,980
86～90	173,350	168,500	167,290	163,650	161,230	156,380	152,750	149,110	86～90	159,370	154,980	153,870	150,580	148,380	143,980	140,680	137,380
91～95	169,730	164,990	163,810	160,250	157,880	153,140	149,590	146,030	91～95	156,050	151,750	150,680	147,450	145,310	141,010	137,780	134,560
96～100	166,110	161,480	160,320	156,850	154,530	149,900	146,430	142,950	96～100	152,730	148,530	147,480	144,330	142,230	138,030	134,880	131,730
101～105	164,320	159,730	158,580	155,150	152,850	148,270	144,820	141,390	101～105	151,080	146,910	145,880	142,760	140,680	136,520	133,400	130,280
106～110	162,530	157,990	156,850	153,450	151,180	146,640	143,230	139,830	106～110	149,420	145,300	144,270	141,180	139,130	135,010	131,920	128,830
111～115	160,720	156,230	155,110	151,730	149,490	145,000	141,630	138,250	111～115	147,760	143,680	142,660	139,600	137,560	133,490	130,430	127,380
116～120	158,920	154,470	153,360	150,020	147,810	143,350	140,020	136,690	116～120	146,080	142,050	141,040	138,020	136,010	131,970	128,950	125,920
121～125	157,290	152,890	151,780	148,480	146,280	141,870	138,570	135,270	121～125	144,570	140,580	139,590	136,590	134,590	130,600	127,600	124,610
126～130	155,660	151,300	150,210	146,930	144,750	140,390	137,110	133,850	126～130	143,060	139,110	138,120	135,160	133,170	129,220	126,250	123,290
131～135	154,650	150,310	149,220	145,970	143,800	139,460	136,210	132,950	131～135	142,120	138,180	137,200	134,250	132,280	128,350	125,390	122,440
136～140	153,630	149,320	148,240	145,010	142,850	138,530	135,300	132,060	136～140	141,160	137,250	136,270	133,340	131,380	127,470	124,540	121,600
141～145	152,120	147,850	146,780	143,570	141,430	137,150	133,950	130,740	141～145	139,770	135,890	134,920	132,010	130,070	126,190	123,280	120,380
146～150	150,610	146,380	145,320	142,140	140,020	135,780	132,600	129,420	146～150	138,370	134,530	133,570	130,680	128,760	124,920	122,040	119,160
151人以上	149,860	145,640	144,590	141,420	139,320	135,100	131,940	128,770	151人以上	137,680	133,850	132,900	130,030	128,110	124,290	121,420	118,560

改正後									現行								
(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）									(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	392,490	381,740	379,050	370,980	365,600	354,850	346,780	338,720	20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530
21～25人	344,690	335,230	332,860	325,760	321,020	311,550	304,450	297,350	21～25人	317,250	308,670	306,520	300,080	295,780	287,200	280,760	274,320
26～30	296,900	288,710	286,670	280,530	276,440	268,260	262,120	255,980	26～30	273,200	265,780	263,930	258,360	254,650	247,230	241,660	236,100
31～35	276,590	268,950	267,040	261,310	257,490	249,850	244,110	238,380	31～35	254,490	247,560	245,830	240,630	237,160	230,240	225,040	219,850
36～40	266,290	249,190	247,420	242,090	238,540	231,440	226,120	220,800	36～40	235,780	229,340	227,730	222,900	219,680	213,240	208,420	203,690
(2) 地域小規模児童養護施設									(2) 地域小規模児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,613,460	1,577,310	1,568,270	1,541,150	1,523,070	1,486,920	1,459,800	1,432,680	1施設当たり	1,517,260	1,484,250	1,476,000	1,451,240	1,434,730	1,401,720	1,376,960	1,352,200

改正後									現行								
(3) 児童自立支援施設									(3) 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	320,300	312,110	310,060	303,910	299,820	291,620	285,470	279,330	30人まで	298,880	291,390	289,510	283,890	280,140	272,650	267,030	261,410
31～35人	301,990	294,210	292,260	286,420	282,530	274,750	268,910	263,070	31～35人	281,730	274,620	272,840	267,490	263,940	256,810	251,470	246,130
36～40	283,680	276,300	274,460	268,940	265,250	257,880	252,350	246,820	36～40	264,590	257,850	256,160	251,100	247,730	240,980	235,920	230,860
41～45	280,010	272,610	270,760	265,210	261,510	254,120	248,570	243,020	41～45	260,740	253,980	252,290	247,210	243,830	237,060	231,980	226,910
46～50	263,480	256,470	254,720	249,460	245,950	238,940	233,680	228,420	46～50	245,320	238,900	237,290	232,480	229,270	222,850	218,040	213,230
51～55	256,770	249,910	248,200	243,060	239,630	232,780	227,630	222,490	51～55	239,020	232,750	231,180	226,470	223,340	217,060	212,350	207,650
56～60	250,060	243,360	241,680	236,660	233,310	226,610	221,590	216,560	56～60	232,740	226,600	225,060	220,470	217,400	211,270	206,670	202,070
61～65	244,460	237,880	236,240	231,310	228,030	221,450	216,520	211,590	61～65	227,480	221,460	219,960	215,440	212,430	206,410	201,910	197,390
66～70	238,860	232,410	230,800	225,960	222,740	216,290	211,460	206,620	66～70	222,230	216,330	214,850	210,420	207,470	201,570	197,140	192,710
71～75	233,750	227,430	225,840	221,090	217,930	211,590	206,840	202,090	71～75	217,430	211,630	210,180	205,830	202,930	197,130	192,780	188,430
76～80	228,650	222,430	220,880	216,210	213,110	206,890	202,230	197,560	76～80	212,630	206,930	205,510	201,240	198,390	192,700	188,430	184,160
81～85	225,060	218,910	217,380	212,780	209,700	203,560	198,950	194,340	81～85	209,220	203,590	202,190	197,970	195,150	189,530	185,310	181,090
86～90	221,480	215,400	213,880	209,330	206,290	200,220	195,670	191,120	86～90	205,820	200,260	198,870	194,690	191,910	186,350	182,190	178,010
91～95	217,600	211,610	210,110	205,610	202,620	196,620	192,120	187,630	91～95	202,140	196,650	195,280	191,160	188,410	182,920	178,810	174,680
96～100	213,740	207,820	206,340	201,900	198,940	193,020	188,580	184,140	96～100	198,470	193,040	191,690	187,620	184,910	179,490	175,420	171,360
101～105	212,050	206,170	204,700	200,300	197,360	191,480	187,080	182,670	101～105	196,900	191,520	190,170	186,140	183,450	178,070	174,030	170,000
106～110	210,350	204,530	203,070	198,700	195,780	189,950	185,590	181,210	106～110	195,330	189,990	188,660	184,660	181,990	176,650	172,650	168,640
111～115	208,370	202,600	201,150	196,820	193,930	188,150	183,820	179,480	111～115	193,490	188,190	186,870	182,900	180,260	174,960	170,990	167,020
116～120	206,400	200,660	199,230	194,940	192,070	186,340	182,040	177,740	116～120	191,640	186,390	185,070	181,140	178,520	173,270	169,330	165,390
121～125	205,250	199,550	198,120	193,840	190,990	185,280	181,000	176,720	121～125	190,540	185,310	184,000	180,080	177,470	172,240	168,330	164,400
126～130	204,100	198,420	197,000	192,730	189,900	184,210	179,950	175,690	126～130	189,440	184,230	182,930	179,030	176,430	171,220	167,320	163,410
131～135	202,550	196,900	195,490	191,250	188,440	182,790	178,550	174,320	131～135	187,990	182,810	181,530	177,650	175,060	169,890	166,010	162,140
136～140	200,990	195,380	193,980	189,770	186,970	181,360	177,160	172,960	136～140	186,540	181,400	180,120	176,270	173,690	168,560	164,710	160,860
141～145	199,800	194,220	192,820	188,630	185,840	180,250	176,060	171,870	141～145	185,400	180,290	179,010	175,170	172,610	167,500	163,660	159,820
146～150	198,620	193,060	191,670	187,490	184,710	179,140	174,970	170,800	146～150	184,270	179,170	177,900	174,080	171,530	166,430	162,610	158,790
151人以上	197,570	192,030	190,640	186,490	183,730	178,190	174,030	169,880	151人以上	183,290	178,220	176,950	173,150	170,610	165,540	161,730	157,930

改正後									現行								
(4) 乳児院 (2歳未満児用)									(4) 乳児院 (2歳未満児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	964,780	938,540	931,980	912,300	899,180	872,940	853,250	833,570	10人まで	889,050	865,210	859,250	841,370	829,450	805,610	787,730	769,850
11～15人	763,640	742,680	737,410	721,680	711,180	690,200	674,470	658,730	11～15人	703,170	684,120	679,350	665,060	655,530	636,480	622,190	607,890
16～20	683,350	664,180	659,380	645,000	635,410	616,240	601,860	587,480	16～20	627,770	610,370	606,020	592,970	584,280	566,880	553,830	540,790
21～25	597,240	580,430	576,230	563,630	555,220	538,420	525,810	513,210	21～25	548,690	533,440	529,620	518,190	510,560	495,310	483,870	472,440
26～30	574,910	558,670	554,610	542,430	534,310	518,070	505,890	493,710	26～30	527,790	513,060	509,380	498,340	490,970	476,250	465,200	454,160
31～35	558,220	542,420	538,470	526,620	518,720	502,920	491,070	479,220	31～35	512,380	498,050	494,470	483,720	476,560	462,230	451,490	440,750
36～40	541,530	526,180	522,330	510,820	503,140	487,770	476,250	464,730	36～40	496,960	483,040	479,560	469,110	462,150	448,230	437,780	427,340
41～45	527,190	512,210	508,460	497,230	489,730	474,750	463,520	452,280	41～45	483,720	470,130	466,740	456,560	449,770	436,180	426,000	415,820
46～50	512,850	498,250	494,590	483,640	476,340	461,740	450,790	439,830	46～50	470,470	457,240	453,930	444,000	437,380	424,150	414,220	404,300
51～55	506,930	492,490	488,870	478,040	470,820	456,370	445,530	434,700	51～55	465,010	451,920	448,650	438,830	432,280	419,190	409,370	399,560
56～60	501,010	486,730	483,150	472,440	465,290	451,000	440,290	429,570	56～60	459,550	446,610	443,370	433,660	427,180	414,230	404,520	394,810
61～65	495,680	481,530	477,990	467,380	460,310	446,160	435,550	424,950	61～65	454,630	441,810	438,610	429,000	422,590	409,760	400,150	390,530
66～70	490,330	476,330	472,830	462,330	455,320	441,320	430,810	420,310	66～70	449,710	437,020	433,840	424,330	417,980	405,300	395,780	386,260
71～75	485,600	471,720	468,250	457,850	450,910	437,030	426,620	416,210	71～75	445,350	432,770	429,630	420,200	413,910	401,330	391,900	382,470
76～80	480,870	467,110	463,670	453,360	446,480	432,730	422,410	412,110	76～80	440,980	428,520	425,400	416,060	409,830	397,370	388,020	378,680
81～85	476,310	462,690	459,270	449,050	442,240	428,610	418,380	408,160	81～85	436,790	424,430	421,350	412,090	405,910	393,560	384,300	375,030
86～90	471,760	458,260	454,880	444,750	437,990	424,480	414,350	404,220	86～90	432,600	420,350	417,290	408,110	401,990	389,750	380,570	371,390
91人以上	466,720	453,350	450,000	439,970	433,290	419,920	409,890	399,860	91人以上	427,960	415,850	412,820	403,730	397,670	385,550	376,470	367,380

改正後									現行								
(4) 乳児院 (2歳児用)									(4) 乳児院 (2歳児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	845,280	822,510	816,820	799,740	788,360	765,590	748,520	731,440	10人まで	779,670	758,970	753,800	738,280	727,930	707,230	691,710	676,190
11～15人	686,610	667,820	663,120	649,030	639,630	620,830	606,740	592,640	11～15人	632,710	615,620	611,350	598,540	590,000	572,920	560,110	547,300
16～20	594,330	577,690	573,530	561,050	552,730	536,090	523,610	511,130	16～20	546,310	531,200	527,430	516,100	508,540	493,430	482,100	470,770
21～25	549,730	534,250	530,380	518,770	511,030	495,540	483,930	472,320	21～25	505,290	491,230	487,720	477,170	470,140	456,080	445,540	434,990
26～30	516,130	501,540	497,890	486,940	479,640	465,040	454,090	443,140	26～30	474,040	460,790	457,480	447,540	440,920	427,670	417,730	407,800
31～35	500,600	486,410	482,860	472,220	465,120	450,930	440,290	429,650	31～35	459,690	446,810	443,600	433,940	427,500	414,620	404,970	395,310
36～40	485,070	471,290	467,840	457,500	450,610	436,830	426,490	416,150	36～40	445,340	432,840	429,710	420,330	414,080	401,580	392,200	382,820
41～45	469,530	456,160	452,820	442,780	436,100	422,720	412,690	402,660	41～45	430,990	418,860	415,830	406,730	400,660	388,530	379,430	370,330
46～50	454,000	441,030	437,790	428,070	421,580	408,620	398,890	389,170	46～50	416,650	404,890	401,940	393,120	387,240	375,480	366,660	357,840
51～55	448,860	436,030	432,820	423,200	416,790	403,960	394,340	384,720	51～55	411,910	400,280	397,370	388,640	382,820	371,190	362,460	353,730
56～60	443,720	431,030	427,860	418,340	411,990	399,300	389,780	380,260	56～60	407,180	395,670	392,790	384,160	378,400	366,890	358,260	349,620
61～65	438,580	426,030	422,890	413,470	407,200	394,640	385,230	375,810	61～65	402,450	391,060	388,210	379,670	373,980	362,590	354,050	345,510
66～70	433,440	421,030	417,920	408,610	402,400	389,980	380,670	371,360	66～70	397,710	386,450	383,630	375,190	369,560	358,290	349,850	341,400
71～75	428,300	416,020	412,950	403,740	397,600	385,330	376,120	366,910	71～75	392,980	381,840	379,060	370,700	365,140	354,000	345,650	337,290
76～80	423,160	411,020	407,990	398,880	392,810	380,670	371,560	362,450	76～80	388,250	377,230	374,480	366,220	360,710	349,700	341,440	333,180
81～85	418,030	406,020	403,020	394,010	388,010	376,010	367,000	358,000	81～85	383,510	372,620	369,900	361,740	356,290	345,400	337,240	329,070
86～90	412,890	401,020	398,050	389,150	383,220	371,350	362,450	353,550	86～90	378,780	368,020	365,320	357,250	351,870	341,110	333,030	324,960
91人以上	407,750	396,020	393,080	384,290	378,420	366,690	357,890	349,090	91人以上	374,050	363,410	360,750	352,770	347,450	336,810	328,830	320,850

改正後									現行								
(4) 乳児院 (3歳以上児用)									(4) 乳児院 (3歳以上児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	715,480	696,330	691,540	677,180	667,610	648,460	634,100	619,730	10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400
11～15人	521,040	507,070	503,570	493,090	486,110	472,130	461,650	451,170	11～15人	480,690	467,980	464,810	455,280	448,930	436,230	426,700	417,170
16～20	439,110	426,990	423,960	414,860	408,800	396,680	387,590	378,500	16～20	403,790	392,790	390,040	381,790	376,290	365,280	357,030	348,780
21～25	400,720	389,570	386,790	378,430	372,860	361,710	353,350	344,990	21～25	368,480	358,360	355,830	348,240	343,180	333,060	325,470	317,880
26～30	371,260	360,880	358,280	350,490	345,300	334,920	327,140	319,350	26～30	341,020	331,610	329,450	322,190	317,480	308,060	301,000	293,940
31～35	354,690	344,750	342,260	334,800	329,830	319,890	312,430	304,970	31～35	325,720	316,710	314,450	307,690	303,180	294,160	287,400	280,630
36～40	338,120	328,620	326,240	319,110	314,360	304,860	297,730	290,600	36～40	310,430	301,810	299,650	293,190	288,880	280,260	273,800	267,330
41～45	321,550	312,490	310,220	303,420	298,890	289,820	283,020	276,220	41～45	295,130	286,910	284,850	278,690	274,580	266,360	260,190	254,030
46～50	304,980	296,350	294,200	287,730	283,410	274,790	268,320	261,850	46～50	279,830	272,010	270,050	264,190	260,280	252,460	246,590	240,730
51～55	299,220	290,750	288,630	282,280	278,040	269,570	263,220	256,860	51～55	274,520	266,850	264,930	259,170	255,330	247,650	241,890	236,130
56～60	293,460	285,140	283,070	276,830	272,670	264,350	258,120	251,880	56～60	269,220	261,680	259,800	254,140	250,380	242,840	237,180	231,530
61～65	287,700	279,540	277,500	271,380	267,300	259,140	253,020	246,890	61～65	263,920	256,520	254,670	249,120	245,420	238,030	232,480	226,930
66～70	281,940	273,940	271,930	265,930	261,930	253,920	247,920	241,910	66～70	258,610	251,360	249,540	244,100	240,470	233,220	227,780	222,330
71～75	276,180	268,330	266,370	260,480	256,560	248,700	242,820	236,930	71～75	253,310	246,200	244,420	239,080	235,520	228,410	223,070	217,740
76～80	270,420	262,730	260,800	255,030	251,180	243,490	237,720	231,940	76～80	248,010	241,030	239,290	234,060	230,570	223,600	218,370	213,140
81～85	264,660	257,120	255,240	249,580	245,810	238,270	232,620	226,960	81～85	242,700	235,870	234,160	229,040	225,620	218,790	213,670	208,540
86～90	258,900	251,520	249,670	244,130	240,440	233,050	227,520	221,980	86～90	237,400	230,710	229,040	224,020	220,670	213,980	208,960	203,940
91人以上	253,140	245,910	244,100	238,680	235,070	227,840	222,420	216,990	91人以上	232,100	225,550	223,910	219,000	215,720	209,170	204,260	199,340
(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院									(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	739,410	719,490	714,510	699,580	689,620	669,710	654,770	639,840	1人につき	684,390	666,240	661,700	648,090	639,010	620,860	607,240	593,630

改正後									現行								
(6) 母子生活支援施設									(6) 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	201,010	196,120	194,670	191,220	188,770	183,870	180,200	176,520	10世帯まで	188,370	183,890	182,550	179,410	177,170	172,690	169,320	165,960
11～20世帯	176,960	172,320	171,050	167,690	165,370	160,730	157,250	153,780	11～20世帯	165,070	160,820	159,650	156,580	154,460	150,210	147,020	143,840
21～30	141,820	138,040	137,020	134,260	132,370	128,590	125,760	122,930	21～30	132,160	128,700	127,760	125,240	123,510	120,040	117,450	114,850
31～40	106,720	103,890	103,130	101,060	99,640	96,810	94,680	92,550	31～40	99,480	96,880	96,180	94,290	92,990	90,390	88,450	86,500
41～50	96,220	93,670	92,980	91,120	89,850	87,290	85,380	83,470	41～50	89,700	87,370	86,730	85,030	83,860	81,520	79,770	78,020
51世帯以上	85,720	83,450	82,840	81,180	80,050	77,780	76,080	74,380	51世帯以上	79,920	77,850	77,280	75,770	74,730	72,650	71,100	69,540
(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設									(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	166,190	162,390	161,440	158,590	156,700	152,900	150,050	147,200	1世帯につき	156,360	152,880	152,010	149,400	147,670	144,190	141,580	138,970
(8) 児童心理治療施設									(8) 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	514,320	499,750	496,260	488,620	484,240	469,700	458,600	448,130	20人まで	476,690	463,330	460,130	453,410	449,630	436,300	426,120	416,510
21～25	461,470	448,360	445,150	438,060	433,910	420,810	410,880	401,270	21～25	427,600	415,570	412,630	406,360	402,750	390,740	381,640	372,820
26～30	408,630	396,960	394,040	387,500	383,580	371,910	363,160	354,410	26～30	378,500	367,800	365,120	359,320	355,880	345,180	337,160	329,140
31～35	387,880	376,780	374,000	367,640	363,800	352,690	344,360	336,030	31～35	359,190	349,010	346,460	340,800	337,420	327,230	319,600	311,960
36～40	367,140	356,590	353,960	347,790	344,010	333,470	325,560	317,650	36～40	339,880	330,220	327,800	322,290	318,960	309,290	302,050	294,800
41～45	352,000	341,850	339,320	333,240	329,490	319,350	311,740	304,130	41～45	325,740	316,440	314,120	308,680	305,350	296,050	289,090	282,110
46人以上	336,850	327,110	324,670	318,690	314,970	305,230	297,920	290,610	46人以上	311,590	302,670	300,430	295,070	291,750	282,820	276,130	269,430

改正後									現行								
(9) 児童自立支援施設通所部									(9) 児童自立支援施設通所部								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分									区分								
児童自立支援施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円	児童自立支援施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	84,560	82,090	81,480	79,620	78,390	75,920	74,060	72,210		78,300	76,040	75,470	73,770	72,640	70,370	68,670	66,970
(10) 児童心理治療施設通所部									(10) 児童心理治療施設通所部								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分									区分								
児童心理治療施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円	児童心理治療施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	128,800	124,990	124,040	121,180	119,280	115,470	112,610	109,760		119,120	115,630	114,750	112,130	110,390	106,890	104,270	101,650
(11) 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型を実施する場合）									(11) 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型を実施する場合）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
6人まで	円	円	円	円	円	円	円	円	6人まで	円	円	円	円	円	円	円	円
	279,930	273,740	272,190	267,550	264,460	258,270	253,630	248,990		263,890	258,240	256,830	252,590	249,760	244,110	239,870	235,630
7～9人	円	円	円	円	円	円	円	円	7～9人	円	円	円	円	円	円	円	円
	254,380	248,240	246,710	242,110	239,040	232,910	228,310	223,710		238,160	232,560	231,170	226,970	224,170	218,580	214,390	210,190
10～12	円	円	円	円	円	円	円	円	10～12	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,600	235,490	233,970	229,390	226,330	220,230	215,650	211,070		225,290	219,730	218,340	214,160	211,380	205,820	201,650	197,470
13～15	円	円	円	円	円	円	円	円	13～15	円	円	円	円	円	円	円	円
	233,940	227,850	226,320	221,750	218,710	212,620	208,050	203,480		217,570	212,020	210,640	206,480	203,710	198,160	194,000	189,840
16～18	円	円	円	円	円	円	円	円	16～18	円	円	円	円	円	円	円	円
	228,830	222,750	221,230	216,670	213,630	207,550	202,990	198,430		212,420	206,890	205,510	201,360	198,590	193,060	188,910	184,760
19人以上	円	円	円	円	円	円	円	円	19人以上	円	円	円	円	円	円	円	円
	224,800	218,730	217,210	212,660	209,620	203,550	198,990	194,440		208,370	202,850	201,470	197,320	194,560	189,040	184,890	180,750
(12) 児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第2号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅱ型を実施する場合）									(12) 児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第2号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅱ型を実施する場合）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
1～2人	円	円	円	円	円	円	円	円	1～2	円	円	円	円	円	円	円	円
	498,180	488,550	486,150	478,930	473,910	464,360	457,200	450,220		474,840	465,990	463,770	457,140	452,510	443,730	437,160	430,540
3～4	円	円	円	円	円	円	円	円	3～4	円	円	円	円	円	円	円	円
	410,060	400,430	398,030	390,810	385,790	376,240	369,080	362,100		386,720	377,870	375,660	369,020	364,390	355,620	349,040	342,420
5人	円	円	円	円	円	円	円	円	5	円	円	円	円	円	円	円	円
	454,670	443,110	440,230	431,560	425,540	414,080	405,490	397,120		426,660	416,040	413,380	405,410	399,860	389,330	381,440	373,500

改正後									現行								
(13) ファミリーホーム									(13) ファミリーホーム								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円	現員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	212,990	209,180	208,230	205,370	203,470	199,660	196,800	193,940	5人まで	203,710	200,210	199,330	196,710	194,960	191,460	188,830	186,210
6人	177,490	174,320	173,520	171,140	169,560	166,380	164,000	161,620	6人	169,760	166,840	166,110	163,920	162,460	159,550	157,360	155,170
(14) 一時保護施設									(14) 一時保護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,600,240	14,211,240	14,113,990	13,822,240	13,627,730	13,238,730	12,946,980	12,655,220	5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870
6～10人	21,314,670	20,718,010	20,568,840	20,121,340	19,823,020	19,226,350	18,778,860	18,331,360	6～10人	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770
11～15	34,409,800	33,424,140	33,177,720	32,438,470	31,945,640	30,959,980	30,220,730	29,481,480	11～15	31,317,060	30,429,750	30,207,930	29,542,440	29,098,790	28,211,490	27,546,010	26,880,530
16～20	41,124,220	39,930,900	39,632,570	38,737,580	38,140,920	36,947,600	36,052,610	35,157,610	16～20	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440
21～25	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750	21～25	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
26～30	54,553,070	52,944,430	52,542,270	51,335,800	50,531,480	48,922,850	47,716,370	46,509,890	26～30	49,717,090	48,264,920	47,901,880	46,812,750	46,086,660	44,634,500	43,545,370	42,456,250
31～35	66,869,010	64,871,370	64,371,950	62,873,730	61,874,910	59,877,270	58,379,040	56,880,800	31～35	60,848,190	59,046,510	58,596,090	57,244,830	56,343,990	54,542,310	53,191,050	51,839,800
36～40	73,583,430	71,378,130	70,826,800	69,172,840	68,070,190	65,864,900	64,210,920	62,556,940	36～40	66,981,530	64,991,570	64,494,080	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710
41～45	80,297,850	77,884,900	77,281,650	75,471,940	74,265,470	71,852,520	70,042,800	68,233,080	41～45	73,114,880	70,936,620	70,392,060	68,758,360	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610
46～50	87,012,280	84,391,680	83,736,500	81,771,050	80,460,750	77,840,140	75,874,680	73,909,210	46～50	79,248,220	76,881,680	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520
51～55	93,726,700	90,898,430	90,191,350	88,070,160	86,656,040	83,827,770	81,706,560	79,585,350	51～55	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430
56～60	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490	56～60	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
61～65	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620	61～65	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
66～70	113,869,970	110,418,730	109,555,910	106,967,490	105,241,880	101,790,640	99,202,200	96,613,760	66～70	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140

※1か所当たりの年額

※1か所当たりの年額

改正後									現行								
2 加算分保護単価 (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合									2 加算分保護単価 (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	367,870	357,900	355,410	347,930	342,950	332,980	325,510	318,030	20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900
21~25人	334,130	325,030	322,760	315,930	311,380	302,280	295,460	288,630	21~25人	307,910	299,650	297,590	291,390	287,260	279,010	272,810	266,620
26~30	300,400	292,160	290,100	283,930	279,810	271,580	265,400	259,230	26~30	276,700	269,220	267,360	261,750	258,020	250,540	244,940	239,340
31~35	279,710	272,030	270,110	264,340	260,500	252,810	247,040	241,280	31~35	257,600	250,630	248,880	243,650	240,160	233,190	227,960	222,730
36~40	259,030	251,890	250,110	244,750	241,180	234,050	228,690	223,340	36~40	238,510	232,030	230,410	225,550	222,320	215,840	210,980	206,120
41~45	252,870	245,830	244,070	238,790	235,270	228,230	222,950	217,670	41~45	232,560	226,180	224,590	219,800	216,600	210,220	205,430	200,650
46~50	221,300	215,140	213,600	208,980	205,900	199,740	195,110	190,490	46~50	203,530	197,940	196,540	192,350	189,550	183,970	179,780	175,580
51~55	215,680	209,670	208,170	203,660	200,650	194,640	190,130	185,630	51~55	198,370	192,920	191,550	187,460	184,740	179,280	175,190	171,100
56~60	210,060	204,210	202,740	198,340	195,410	189,550	185,150	180,760	56~60	193,210	187,890	186,570	182,580	179,920	174,600	170,610	166,620
61~65	204,800	199,090	197,660	193,370	190,510	184,790	180,500	176,220	61~65	188,360	183,170	181,870	177,980	175,390	170,210	166,320	162,420
66~70	199,550	193,970	192,580	188,390	185,610	180,030	175,850	171,670	66~70	183,510	178,450	177,190	173,390	170,860	165,810	162,020	158,220
71~75	194,880	189,430	188,070	183,980	181,260	175,810	171,720	167,640	71~75	179,210	174,270	173,030	169,320	166,860	161,910	158,210	154,500
76~80	190,210	184,890	183,560	179,570	176,910	171,590	167,600	163,610	76~80	174,910	170,080	168,880	165,250	162,840	158,020	154,390	150,770
81~85	187,960	182,700	181,380	177,430	174,800	169,540	165,590	161,640	81~85	172,810	168,030	166,840	163,260	160,870	156,100	152,520	148,930
86~90	185,700	180,500	179,200	175,300	172,690	167,490	163,580	159,680	86~90	170,700	165,990	164,800	161,260	158,900	154,180	150,640	147,100
91~95	181,860	176,770	175,500	171,680	169,130	164,040	160,220	156,400	91~95	167,180	162,570	161,410	157,950	155,640	151,020	147,560	144,090
96~100	178,020	173,040	171,800	168,060	165,580	160,600	156,870	153,140	96~100	163,660	159,150	158,020	154,630	152,380	147,860	144,480	141,100
101~105	176,050	171,120	169,890	166,190	163,730	158,810	155,110	151,420	101~105	161,830	157,370	156,250	152,900	150,670	146,200	142,850	139,500
106~110	174,070	169,200	167,980	164,330	161,890	157,020	153,360	149,700	106~110	160,020	155,600	154,490	151,180	148,970	144,540	141,230	137,910
111~115	172,120	167,300	166,090	162,480	160,070	155,240	151,630	148,010	111~115	158,210	153,840	152,750	149,460	147,280	142,900	139,620	136,340
116~120	170,170	165,400	164,200	160,630	158,240	153,470	149,880	146,310	116~120	156,410	152,080	151,000	147,750	145,580	141,260	138,010	134,770
121~125	168,410	163,690	162,500	158,960	156,600	151,870	148,330	144,780	121~125	154,780	150,490	149,430	146,210	144,070	139,780	136,570	133,350
126~130	166,660	161,980	160,800	157,290	154,950	150,270	146,760	143,250	126~130	153,160	148,910	147,850	144,660	142,540	138,300	135,110	131,930
131~135	166,250	161,570	160,400	156,900	154,560	149,890	146,380	142,880	131~135	152,760	148,520	147,460	144,280	142,160	137,930	134,740	131,560
136~140	165,840	161,170	160,000	156,500	154,170	149,500	146,000	142,490	136~140	152,360	148,130	147,070	143,890	141,780	137,550	134,370	131,200
141~145	164,180	159,560	158,410	154,940	152,620	148,000	144,530	141,060	141~145	150,830	146,640	145,590	142,440	140,350	136,160	133,010	129,860
146~150	162,540	157,950	156,810	153,370	151,080	146,500	143,060	139,620	146~150	149,310	145,150	144,110	141,000	138,920	134,770	131,650	128,530
151人以上	161,920	157,360	156,210	152,790	150,510	145,940	142,510	139,090	151人以上	148,740	144,600	143,570	140,460	138,390	134,250	131,150	128,040

改正後									現行								
ア 5:1の職員配置を行った場合(本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)									ア 5:1の職員配置を行った場合(本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	392,490	381,740	379,050	370,980	365,600	354,850	346,780	338,720	20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530
21~25人	354,650	344,900	342,460	335,140	330,260	320,500	313,190	305,870	21~25人	326,390	317,540	315,330	308,690	304,270	295,420	288,780	282,150
26~30	316,810	308,050	305,860	299,290	294,910	286,150	279,580	273,020	26~30	291,480	283,540	281,550	275,590	271,620	263,670	257,720	251,760
31~35	294,350	286,200	284,160	278,040	273,960	265,810	259,690	253,570	31~35	270,780	263,390	261,540	255,990	252,290	244,900	239,350	233,810
36~40	271,890	264,340	262,460	256,790	253,010	245,470	239,800	234,140	36~40	250,090	243,250	241,540	236,400	232,970	226,130	220,990	215,850

改正後									現行								
イ 4.5:1の職員配置を行った場合									イ 4.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	367,870	357,900	355,410	347,930	342,950	332,980	325,510	318,030	20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900
21～25人	344,020	334,640	332,290	325,250	320,550	311,170	304,130	297,090	21～25人	316,980	308,470	306,340	299,950	295,690	287,170	280,780	274,390
26～30	320,170	311,370	309,160	302,560	298,160	289,350	282,750	276,140	26～30	294,840	286,850	284,850	278,860	274,860	266,870	260,880	254,890
31～35	297,340	289,150	287,100	280,950	276,860	268,660	262,510	256,370	31～35	273,780	266,340	264,480	258,900	255,180	247,750	242,170	236,590
36～40	274,520	266,940	265,040	259,350	255,560	247,970	242,280	236,590	36～40	252,730	245,840	244,120	238,960	235,520	228,630	223,470	218,300
41～45	266,540	259,110	257,250	251,680	247,960	240,520	234,950	229,370	41～45	245,110	238,370	236,680	231,630	228,260	221,520	216,460	211,400
46～50	233,160	226,660	225,030	220,160	216,900	210,400	205,520	200,640	46～50	214,410	208,510	207,040	202,610	199,660	193,760	189,340	184,910
51～55	227,220	220,870	219,290	214,530	211,360	205,010	200,250	195,490	51～55	208,950	203,200	201,760	197,440	194,560	188,810	184,490	180,180
56～60	221,280	215,090	213,540	208,910	205,810	199,630	194,990	190,350	56～60	203,500	197,880	196,480	192,280	189,460	183,860	179,650	175,440
61～65	217,210	211,130	209,610	205,050	202,010	195,940	191,380	186,820	61～65	199,740	194,230	192,850	188,710	185,960	180,440	176,310	172,180
66～70	213,140	207,170	205,680	201,200	198,210	192,250	187,770	183,290	66～70	195,980	190,570	189,210	185,150	182,450	177,030	172,970	168,910
71～75	208,120	202,290	200,830	196,460	193,540	187,710	183,340	178,960	71～75	191,360	186,070	184,750	180,780	178,130	172,840	168,880	164,910
76～80	203,100	197,410	195,980	191,710	188,870	183,170	178,900	174,630	76～80	186,740	181,570	180,280	176,410	173,820	168,650	164,780	160,910
81～85	200,580	194,950	193,540	189,320	186,510	180,870	176,660	172,430	81～85	184,380	179,280	178,000	174,170	171,620	166,520	162,690	158,860
86～90	198,050	192,490	191,100	186,920	184,140	178,580	174,410	170,240	86～90	182,030	176,980	175,720	171,940	169,420	164,370	160,590	156,800
91～95	193,990	188,540	187,180	183,100	180,380	174,940	170,860	166,780	91～95	178,310	173,370	172,140	168,430	165,970	161,030	157,330	153,630
96～100	189,930	184,600	183,280	179,280	176,620	171,300	167,310	163,320	96～100	174,590	169,760	168,550	164,940	162,520	157,700	154,080	150,460
101～105	187,770	182,500	181,190	177,240	174,610	169,340	165,400	161,450	101～105	172,600	167,820	166,630	163,050	160,660	155,890	152,300	148,720
106～110	185,620	180,410	179,110	175,200	172,600	167,390	163,490	159,580	106～110	170,610	165,890	164,700	161,160	158,800	154,070	150,530	146,990
111～115	184,350	179,170	177,870	173,990	171,400	166,230	162,350	158,460	111～115	169,430	164,730	163,560	160,040	157,690	152,990	149,480	145,950
116～120	183,070	177,920	176,640	172,780	170,210	165,070	161,200	157,340	116～120	168,240	163,580	162,410	158,910	156,580	151,910	148,410	144,910
121～125	181,120	176,030	174,750	170,930	168,390	163,290	159,470	155,650	121～125	166,440	161,830	160,670	157,200	154,900	150,270	146,810	143,340
126～130	179,170	174,130	172,870	169,090	166,570	161,520	157,740	153,960	126～130	164,640	160,070	158,920	155,500	153,210	148,630	145,200	141,770
131～135	178,600	173,560	172,300	168,530	166,020	160,980	157,210	153,430	131～135	164,090	159,520	158,380	154,960	152,680	148,120	144,700	141,280
136～140	178,020	173,000	171,740	167,980	165,460	160,450	156,680	152,910	136～140	163,530	158,980	157,840	154,430	152,160	147,600	144,180	140,770
141～145	176,220	171,250	170,000	166,280	163,790	158,820	155,080	151,350	141～145	161,880	157,360	156,240	152,860	150,600	146,090	142,710	139,330
146～150	174,430	169,500	168,270	164,580	162,110	157,180	153,490	149,790	146～150	160,220	155,750	154,640	151,290	149,050	144,580	141,230	137,880
151人以上	174,150	169,220	167,990	164,300	161,840	156,920	153,230	149,540	151人以上	159,950	155,490	154,380	151,030	148,800	144,340	140,990	137,650

改正後									現行								
イ 4.5:1の職員配置を行った場合(本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)									イ 4.5:1の職員配置を行った場合(本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	392,490	381,740	379,050	370,980	365,600	354,850	346,780	338,720	20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530
21~25人	364,540	354,500	351,990	344,450	339,430	329,390	321,860	314,330	21~25人	335,460	326,360	324,080	317,250	312,690	303,580	296,750	289,920
26~30	336,590	327,260	324,920	317,920	313,260	303,930	296,930	289,930	26~30	309,620	301,160	299,040	292,700	288,470	280,000	273,660	267,310
31~35	311,980	303,320	301,150	294,660	290,320	281,650	275,150	268,660	31~35	286,960	279,100	277,140	271,250	267,320	259,460	253,560	247,670
36~40	287,380	279,380	277,380	271,390	267,390	259,390	253,390	247,390	36~40	264,310	257,050	255,240	249,800	246,170	238,920	233,480	228,040

改正後									現行								
ウ 4：1の職員配置を行った場合									ウ 4：1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	397,740	386,910	384,200	376,080	370,660	359,830	351,710	343,580	20人まで	366,540	356,710	354,250	346,880	341,960	332,130	324,760	317,380
21～25人	368,920	358,810	356,280	348,700	343,650	333,540	325,960	318,380	21～25人	339,830	330,660	328,360	321,480	316,900	307,720	300,850	293,970
26～30	340,090	330,710	328,360	321,320	316,630	307,250	300,210	293,180	26～30	313,110	304,600	302,470	296,090	291,830	283,320	276,930	270,550
31～35	317,090	308,320	306,130	299,550	295,170	286,400	279,820	273,250	31～35	291,890	283,930	281,950	275,980	272,000	264,040	258,080	252,110
36～40	294,080	285,930	283,890	277,780	273,700	265,550	259,430	253,320	36～40	270,670	263,270	261,420	255,870	252,170	244,780	239,230	233,680
41～45	288,230	280,170	278,150	272,110	268,070	260,010	253,970	247,920	41～45	265,010	257,700	255,870	250,390	246,730	239,410	233,930	228,450
46～50	256,980	249,790	247,990	242,590	239,000	231,800	226,410	221,010	46～50	236,260	229,740	228,110	223,210	219,950	213,430	208,530	203,640
51～55	249,980	242,970	241,220	235,970	232,470	225,470	220,220	214,960	51～55	229,840	223,480	221,890	217,130	213,950	207,600	202,830	198,070
56～60	242,980	236,160	234,460	229,350	225,950	219,130	214,020	208,910	56～60	223,410	217,230	215,680	211,050	207,950	201,770	197,130	192,500
61～65	238,040	231,360	229,690	224,680	221,340	214,660	209,650	204,640	61～65	218,850	212,800	211,280	206,730	203,700	197,650	193,100	188,550
66～70	233,100	226,560	224,920	220,010	216,730	210,190	205,280	200,370	66～70	214,300	208,360	206,870	202,420	199,450	193,520	189,060	184,610
71～75	227,340	220,950	219,350	214,560	211,370	204,980	200,190	195,400	71～75	208,990	203,200	201,740	197,400	194,500	188,710	184,360	180,020
76～80	221,570	215,340	213,780	209,110	206,000	199,770	195,100	190,430	76～80	203,670	198,020	196,610	192,380	189,550	183,900	179,670	175,430
81～85	219,480	213,300	211,750	207,120	204,040	197,860	193,230	188,600	81～85	201,730	196,120	194,730	190,520	187,720	182,120	177,920	173,720
86～90	217,380	211,260	209,730	205,140	202,080	195,960	191,360	186,770	86～90	199,770	194,220	192,830	188,670	185,890	180,330	176,170	172,000
91～95	212,600	206,610	205,120	200,640	197,640	191,670	187,180	182,700	91～95	195,380	189,960	188,600	184,540	181,820	176,400	172,330	168,260
96～100	207,810	201,970	200,510	196,130	193,210	187,370	183,000	178,620	96～100	190,990	185,700	184,380	180,400	177,760	172,460	168,490	164,520
101～105	206,420	200,610	199,160	194,810	191,900	186,100	181,750	177,390	101～105	189,700	184,430	183,120	179,170	176,540	171,270	167,330	163,380
106～110	205,030	199,250	197,810	193,480	190,600	184,830	180,500	176,170	106～110	188,410	183,180	181,870	177,950	175,330	170,100	166,170	162,250
111～115	202,750	197,040	195,610	191,330	188,480	182,770	178,480	174,200	111～115	186,310	181,140	179,840	175,950	173,370	168,190	164,310	160,420
116～120	200,480	194,830	193,410	189,180	186,350	180,710	176,470	172,230	116～120	184,210	179,090	177,810	173,970	171,400	166,280	162,440	158,600
121～125	199,240	193,620	192,210	188,000	185,190	179,570	175,350	171,140	121～125	183,060	177,970	176,690	172,870	170,320	165,230	161,410	157,580
126～130	197,990	192,400	191,010	186,810	184,020	178,430	174,240	170,060	126～130	181,910	176,840	175,580	171,770	169,240	164,170	160,370	156,570
131～135	197,330	191,750	190,360	186,180	183,390	177,820	173,640	169,460	131～135	181,280	176,220	174,960	171,170	168,640	163,590	159,800	156,010
136～140	196,660	191,100	189,710	185,540	182,760	177,200	173,030	168,860	136～140	180,640	175,600	174,340	170,560	168,040	163,000	159,210	155,430
141～145	195,480	189,950	188,560	184,410	181,650	176,120	171,970	167,820	141～145	179,540	174,530	173,270	169,510	167,000	161,990	158,230	154,460
146～150	194,290	188,790	187,410	183,290	180,530	175,030	170,910	166,780	146～150	178,440	173,450	172,210	168,470	165,970	160,980	157,240	153,500
151人以上	193,000	187,530	186,160	182,060	179,330	173,860	169,760	165,660	151人以上	177,250	172,290	171,050	167,340	164,860	159,900	156,180	152,470

改正後									現行								
ウ 4 : 1 の職員配置を行った場合 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)									ウ 4 : 1 の職員配置を行った場合 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	422,370	410,750	407,840	399,130	393,320	381,700	372,980	364,270	20人まで	388,710	378,170	375,540	367,630	362,370	351,830	343,920	336,020
21～25人	389,440	378,670	375,980	367,910	362,530	351,760	343,690	335,620	21～25人	358,310	348,540	346,100	338,780	333,900	324,140	316,820	309,490
26～30	356,500	346,600	344,120	336,690	331,730	321,830	314,400	306,960	26～30	327,900	318,910	316,670	309,930	305,430	296,450	289,710	282,970
31～35	331,720	322,480	320,180	313,250	308,630	299,390	292,470	285,540	31～35	305,070	296,690	294,600	288,320	284,130	275,750	269,470	263,190
36～40	306,940	298,370	296,230	289,810	285,530	276,960	270,540	264,120	36～40	282,250	274,480	272,540	266,720	262,830	255,060	249,230	243,410

改正後									現行								
(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価									(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価								
ア 4:1の職員配置を行った場合									ア 4:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	342,050	333,210	331,000	324,370	319,960	311,120	304,500	297,870	30人まで	319,060	310,970	308,950	302,890	298,850	290,770	284,700	278,640
31~35人	323,510	315,090	312,990	306,670	302,470	294,050	287,740	281,430	31~35人	301,710	294,000	292,080	286,300	282,450	274,740	268,960	263,190
36~40	304,970	296,970	294,980	288,980	284,980	276,980	270,980	264,990	36~40	284,360	277,040	275,200	269,710	266,050	258,730	253,240	247,740
41~45	303,580	295,490	293,470	287,400	283,350	275,260	269,190	263,130	41~45	282,620	275,210	273,360	267,810	264,100	256,700	251,150	245,590
46~50	289,320	281,550	279,610	273,780	269,890	262,120	256,300	250,470	46~50	269,300	262,180	260,400	255,070	251,510	244,390	239,050	233,720
51~55	281,460	273,880	271,990	266,300	262,510	254,930	249,240	243,560	51~55	261,940	255,000	253,260	248,060	244,590	237,640	232,430	227,230
56~60	273,610	266,210	264,360	258,820	255,130	247,730	242,190	236,650	56~60	254,580	247,820	246,120	241,050	237,660	230,890	225,810	220,740
61~65	267,070	259,830	258,010	252,590	248,970	241,730	236,300	230,870	61~65	248,460	241,830	240,180	235,200	231,890	225,260	220,290	215,310
66~70	260,520	253,440	251,670	246,350	242,810	235,730	230,410	225,100	66~70	242,340	235,850	234,230	229,360	226,110	219,620	214,750	209,890
71~75	254,600	247,660	245,920	240,710	237,240	230,300	225,090	219,880	71~75	236,780	230,420	228,830	224,060	220,870	214,510	209,740	204,960
76~80	248,690	241,880	240,170	235,070	231,670	224,870	219,760	214,660	76~80	231,220	224,980	223,430	218,750	215,630	209,400	204,720	200,040
81~85	245,570	238,820	237,130	232,080	228,700	221,960	216,900	211,830	81~85	228,250	222,080	220,530	215,890	212,800	206,620	201,980	197,350
86~90	242,460	235,770	234,100	229,080	225,730	219,050	214,030	209,020	86~90	225,290	219,160	217,630	213,040	209,970	203,840	199,250	194,650
91~95	237,800	231,210	229,560	224,620	221,330	214,740	209,790	204,850	91~95	220,880	214,850	213,340	208,810	205,790	199,750	195,230	190,700
96~100	233,140	226,650	225,030	220,160	216,920	210,430	205,560	200,690	96~100	216,480	210,530	209,040	204,580	201,610	195,660	191,200	186,740
101~105	232,280	225,810	224,190	219,350	216,110	209,640	204,790	199,940	101~105	215,680	209,760	208,270	203,830	200,870	194,940	190,490	186,050
106~110	231,430	224,970	223,370	218,530	215,310	208,860	204,020	199,190	106~110	214,890	208,990	207,510	203,080	200,120	194,220	189,790	185,360
111~115	228,360	222,000	220,410	215,630	212,440	206,080	201,310	196,530	111~115	212,040	206,210	204,750	200,370	197,460	191,620	187,250	182,870
116~120	225,310	219,020	217,450	212,730	209,590	203,300	198,590	193,870	116~120	209,190	203,430	201,990	197,670	194,790	189,030	184,710	180,390
121~125	224,920	218,640	217,070	212,350	209,210	202,930	198,220	193,500	121~125	208,800	203,050	201,610	197,290	194,410	188,640	184,330	180,010
126~130	224,550	218,260	216,690	211,980	208,840	202,550	197,840	193,130	126~130	208,410	202,660	201,220	196,900	194,030	188,270	183,950	179,630
131~135	222,900	216,660	215,100	210,410	207,290	201,050	196,370	191,680	131~135	206,880	201,160	199,730	195,440	192,580	186,860	182,570	178,280
136~140	221,250	215,050	213,500	208,850	205,750	199,540	194,890	190,230	136~140	205,350	199,670	198,240	193,980	191,130	185,450	181,190	176,930
141~145	220,730	214,530	212,970	208,320	205,230	199,020	194,370	189,720	141~145	204,820	199,150	197,720	193,460	190,620	184,940	180,680	176,420
146~150	220,200	214,000	212,450	207,800	204,700	198,500	193,860	189,210	146~150	204,310	198,620	197,210	192,940	190,100	184,420	180,160	175,900
151人以上	218,160	212,010	210,470	205,870	202,800	196,650	192,040	187,440	151人以上	202,400	196,770	195,370	191,140	188,330	182,700	178,480	174,250

改正後									現行								
イ 3.5:1の職員配置を行った場合									イ 3.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	363,370	353,910	351,550	344,450	339,720	330,260	323,160	316,070	30人まで	338,850	330,190	328,030	321,530	317,200	308,540	302,050	295,550
31～35人	342,550	333,570	331,330	324,600	320,110	311,140	304,400	297,670	31～35人	319,390	311,170	309,110	302,950	298,840	290,620	284,460	278,290
36～40	321,740	313,250	311,130	304,760	300,510	292,030	285,660	279,290	36～40	299,920	292,140	290,200	284,370	280,480	272,710	266,870	261,040
41～45	318,440	309,910	307,780	301,390	297,130	288,600	282,200	275,810	41～45	296,420	288,610	286,660	280,810	276,900	269,090	263,240	257,390
46～50	302,290	294,140	292,100	285,990	281,910	273,760	267,640	261,530	46～50	281,340	273,870	272,010	266,410	262,670	255,200	249,600	244,000
51～55	296,730	288,700	286,690	280,670	276,660	268,620	262,610	256,580	51～55	276,120	268,760	266,920	261,400	257,730	250,370	244,860	239,340
56～60	291,170	283,270	281,290	275,360	271,400	263,500	257,560	251,630	56～60	270,900	263,660	261,840	256,410	252,790	245,540	240,110	234,670
61～65	284,980	277,210	275,270	269,450	265,570	257,800	251,980	246,150	61～65	265,090	257,980	256,200	250,870	247,310	240,190	234,860	229,520
66～70	278,780	271,160	269,250	263,540	259,730	252,110	246,390	240,670	66～70	259,290	252,310	250,560	245,320	241,830	234,840	229,610	224,370
71～75	274,680	267,150	265,270	259,610	255,850	248,310	242,660	237,010	71～75	255,420	248,520	246,790	241,610	238,160	231,250	226,070	220,900
76～80	270,580	263,140	261,280	255,690	251,970	244,510	238,930	233,340	76～80	251,560	244,730	243,030	237,910	234,490	227,660	222,540	217,420
81～85	267,860	260,460	258,610	253,060	249,360	241,960	236,410	230,860	81～85	248,960	242,180	240,480	235,390	232,000	225,210	220,130	215,040
86～90	265,140	257,790	255,950	250,430	246,760	239,400	233,880	228,370	86～90	246,360	239,610	237,930	232,870	229,510	222,760	217,710	212,650
91～95	262,070	254,760	252,940	247,460	243,810	236,510	231,030	225,550	91～95	243,420	236,730	235,050	230,030	226,690	219,990	214,970	209,950
96～100	258,990	251,740	249,930	244,490	240,870	233,620	228,180	222,740	96～100	240,480	233,830	232,170	227,190	223,860	217,220	212,230	207,250
101～105	256,470	249,290	247,490	242,110	238,520	231,340	225,960	220,570	101～105	238,140	231,560	229,910	224,980	221,690	215,100	210,170	205,230
106～110	253,950	246,840	245,060	239,720	236,170	229,060	223,730	218,400	106～110	235,810	229,290	227,660	222,770	219,510	212,990	208,110	203,220
111～115	251,250	244,210	242,450	237,170	233,660	226,610	221,340	216,050	111～115	233,300	226,840	225,220	220,380	217,160	210,710	205,870	201,030
116～120	248,560	241,590	239,840	234,620	231,130	224,170	218,930	213,710	116～120	230,780	224,390	222,790	218,000	214,800	208,420	203,620	198,830
121～125	247,620	240,660	238,930	233,710	230,240	223,290	218,070	212,860	121～125	229,870	223,500	221,910	217,130	213,940	207,560	202,780	198,000
126～130	246,670	239,740	238,000	232,800	229,330	222,400	217,200	212,000	126～130	228,950	222,600	221,010	216,240	213,060	206,710	201,940	197,180
131～135	245,260	238,350	236,630	231,460	228,010	221,100	215,930	210,760	131～135	227,640	221,310	219,730	214,990	211,830	205,500	200,760	196,010
136～140	243,840	236,980	235,260	230,110	226,670	219,810	214,660	209,510	136～140	226,320	220,030	218,450	213,730	210,580	204,290	199,570	194,840
141～145	242,770	235,920	234,210	229,080	225,650	218,800	213,660	208,530	141～145	225,290	219,020	217,440	212,740	209,600	203,310	198,610	193,900
146～150	241,700	234,870	233,160	228,040	224,620	217,790	212,670	207,550	146～150	224,270	218,000	216,440	211,740	208,610	202,350	197,650	192,950
151人以上	240,150	233,370	231,660	226,570	223,180	216,390	211,290	206,200	151人以上	222,830	216,600	215,040	210,380	207,260	201,040	196,370	191,700

改正後									現行								
ウ 3：1の職員配置を行った場合									ウ 3：1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	384,990	374,890	372,370	364,790	359,740	349,650	342,070	334,500	30人まで	358,920	349,680	347,370	340,430	335,810	326,570	319,630	312,700
31～35人	368,820	359,080	356,630	349,330	344,450	334,710	327,390	320,080	31～35人	343,780	334,850	332,610	325,920	321,450	312,520	305,830	299,130
36～40	352,660	343,260	340,910	333,860	329,160	319,760	312,710	305,670	36～40	328,630	320,020	317,870	311,400	307,100	298,480	292,030	285,570
41～45	353,270	343,720	341,330	334,170	329,390	319,850	312,680	305,520	41～45	328,750	320,010	317,820	311,260	306,880	298,130	291,570	285,010
46～50	341,020	331,730	329,410	322,440	317,800	308,510	301,540	294,570	46～50	317,300	308,790	306,660	300,270	296,010	287,500	281,110	274,720
51～55	333,520	324,410	322,140	315,310	310,750	301,640	294,800	287,970	51～55	310,280	301,930	299,840	293,580	289,400	281,050	274,790	268,530
56～60	326,040	317,100	314,870	308,170	303,700	294,780	288,070	281,370	56～60	303,270	295,080	293,040	286,900	282,790	274,610	268,470	262,330
61～65	318,210	309,470	307,290	300,730	296,360	287,620	281,060	274,510	61～65	295,960	287,940	285,940	279,930	275,920	267,900	261,900	255,880
66～70	310,390	301,840	299,700	293,290	289,010	280,470	274,050	267,640	66～70	288,640	280,800	278,840	272,960	269,040	261,200	255,320	249,440
71～75	306,190	297,730	295,610	289,270	285,040	276,580	270,230	263,880	71～75	284,680	276,920	274,980	269,160	265,280	257,520	251,700	245,880
76～80	301,990	293,620	291,520	285,250	281,060	272,690	266,410	260,130	76～80	280,710	273,040	271,120	265,360	261,520	253,840	248,080	242,330
81～85	297,830	289,550	287,470	281,270	277,120	268,840	262,630	256,420	81～85	276,780	269,180	267,290	261,580	257,790	250,190	244,500	238,800
86～90	293,670	285,470	283,430	277,280	273,180	264,990	258,850	252,700	86～90	272,850	265,330	263,450	257,820	254,060	246,550	240,910	235,280
91～95	289,250	281,150	279,130	273,050	269,000	260,900	254,820	248,750	91～95	268,660	261,230	259,380	253,800	250,090	242,650	237,090	231,510
96～100	284,840	276,830	274,830	268,820	264,820	256,810	250,800	244,790	96～100	264,480	257,140	255,300	249,790	246,120	238,770	233,260	227,750
101～105	284,160	276,170	274,170	268,180	264,180	256,190	250,190	244,200	101～105	263,860	256,530	254,690	249,190	245,530	238,200	232,700	227,200
106～110	283,490	275,510	273,520	267,530	263,550	255,560	249,580	243,600	106～110	263,240	255,920	254,090	248,600	244,950	237,630	232,140	226,660
111～115	280,590	272,690	270,710	264,790	260,840	252,940	247,010	241,080	111～115	260,530	253,290	251,470	246,040	242,420	235,170	229,740	224,300
116～120	277,690	269,870	267,910	262,040	258,130	250,300	244,430	238,560	116～120	257,830	250,650	248,860	243,470	239,890	232,710	227,330	221,940
121～125	276,630	268,820	266,870	261,020	257,120	249,310	243,460	237,600	121～125	256,800	249,650	247,850	242,490	238,910	231,750	226,380	221,020
126～130	275,550	267,770	265,820	259,990	256,100	248,310	242,480	236,640	126～130	255,780	248,630	246,850	241,500	237,930	230,790	225,440	220,090
131～135	274,840	267,070	265,130	259,310	255,420	247,650	241,820	235,990	131～135	255,110	247,980	246,200	240,860	237,300	230,170	224,820	219,480
136～140	274,130	266,370	264,440	258,610	254,740	246,980	241,160	235,350	136～140	254,450	247,330	245,550	240,220	236,660	229,540	224,210	218,870
141～145	272,990	265,250	263,310	257,510	253,640	245,910	240,100	234,300	141～145	253,350	246,250	244,480	239,160	235,600	228,510	223,190	217,860
146～150	271,850	264,130	262,200	256,410	252,550	244,840	239,050	233,260	146～150	252,250	245,180	243,410	238,100	234,560	227,480	222,170	216,860
151人以上	269,980	262,310	260,400	254,650	250,810	243,150	237,400	231,650	151人以上	250,520	243,490	241,730	236,460	232,940	225,910	220,630	215,360

改正後									現行								
(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価 ア 1.5:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)									(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価 ア 1.5:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,024,010	996,060	989,070	968,100	954,130	926,170	905,210	884,240	10人まで	943,440	918,040	911,700	892,650	879,950	854,560	835,510	816,470
11～15人	803,130	781,000	775,470	758,880	747,820	725,690	709,100	692,510	11～15人	739,430	719,340	714,320	699,250	689,200	669,110	654,040	638,970
16～20	683,350	664,180	659,380	645,000	635,410	616,240	601,860	587,480	16～20	627,770	610,370	606,020	592,970	584,280	566,880	553,830	540,790
21～25	620,930	603,440	599,070	585,950	577,200	559,710	546,590	533,470	21～25	570,440	554,570	550,600	538,700	530,760	514,890	502,990	491,080
26～30	594,660	577,840	573,640	561,030	552,630	535,820	523,210	510,600	26～30	545,920	530,680	526,860	515,430	507,810	492,560	481,130	469,700
31～35	580,300	563,850	559,750	547,420	539,200	522,760	510,430	498,100	31～35	532,640	517,740	514,010	502,840	495,380	480,480	469,300	458,120
36～40	565,940	549,870	545,860	533,810	525,780	509,710	497,660	485,610	36～40	519,380	504,810	501,170	490,250	482,960	468,400	457,470	446,550
41～45	551,280	535,600	531,680	519,920	512,080	496,400	484,650	472,880	41～45	505,830	491,630	488,070	477,410	470,310	456,100	445,430	434,780
46～50	536,610	521,320	517,500	506,030	498,390	483,100	471,630	460,160	46～50	492,300	478,440	474,980	464,580	457,650	443,790	433,400	423,000
51～55	530,030	514,920	511,140	499,810	492,250	477,140	465,800	454,470	51～55	486,230	472,530	469,110	458,830	451,990	438,290	428,010	417,740
56～60	523,450	508,520	504,780	493,580	486,110	471,180	459,970	448,770	56～60	480,160	466,620	463,240	453,090	446,320	432,780	422,630	412,470
61～65	519,050	504,230	500,520	489,400	481,990	467,180	456,060	444,940	61～65	476,100	462,670	459,310	449,240	442,520	429,090	419,010	408,940
66～70	514,650	499,940	496,260	485,240	477,880	463,170	452,140	441,110	66～70	472,040	458,710	455,380	445,380	438,720	425,390	415,390	405,390
71～75	509,380	494,820	491,180	480,250	472,970	458,400	447,480	436,550	71～75	467,180	453,990	450,690	440,790	434,180	420,990	411,090	401,190
76～80	504,110	489,690	486,080	475,260	468,050	453,630	442,810	431,990	76～80	462,330	449,260	445,990	436,190	429,650	416,580	406,780	396,970
81～85	500,240	485,920	482,340	471,600	464,440	450,120	439,370	428,630	81～85	458,760	445,780	442,540	432,800	426,320	413,340	403,600	393,870
86～90	496,380	482,160	478,600	467,940	460,820	446,610	435,940	425,270	86～90	455,190	442,310	439,090	429,430	422,980	410,090	400,430	390,760
91人以上	490,890	476,820	473,310	462,750	455,710	441,650	431,090	420,540	91人以上	450,160	437,410	434,220	424,660	418,290	405,530	395,970	386,410

改正後									現行								
イ 1.4 : 1 の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)									イ 1.4 : 1 の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,024,010	996,060	989,070	968,100	954,130	926,170	905,210	884,240	10人まで	943,440	918,040	911,700	892,650	879,950	854,560	835,510	816,470
11～15人	842,860	819,590	813,770	796,310	784,680	761,400	743,950	726,490	11～15人	775,930	754,800	749,510	733,660	723,090	701,960	686,100	670,250
16～20	712,960	692,930	687,930	672,900	662,890	642,860	627,840	612,810	16～20	654,960	636,790	632,240	618,610	609,530	591,350	577,720	564,100
21～25	644,770	626,590	622,040	608,410	599,320	581,140	567,500	553,870	21～25	592,340	575,840	571,720	559,350	551,100	534,600	522,220	509,850
26～30	614,520	597,140	592,790	579,750	571,060	553,670	540,630	527,590	26～30	564,170	548,400	544,460	532,640	524,750	508,990	497,160	485,340
31～35	604,410	587,280	582,990	570,140	561,570	544,440	531,580	518,730	31～35	554,800	539,260	535,370	523,720	515,950	500,410	488,760	477,100
36～40	594,310	577,420	573,200	560,530	552,090	535,200	522,540	509,870	36～40	545,430	530,120	526,290	514,810	507,150	491,840	480,360	468,880
41～45	583,260	566,670	562,510	550,060	541,760	525,150	512,700	500,250	41～45	535,220	520,160	516,400	505,110	497,580	482,530	471,240	459,950
46～50	572,230	555,910	551,830	539,590	531,430	515,110	502,870	490,630	46～50	525,000	510,210	506,510	495,420	488,020	473,230	462,130	451,030
51～55	563,870	547,770	543,750	531,680	523,640	507,540	495,470	483,410	51～55	517,300	502,720	499,070	488,130	480,830	466,250	455,310	444,370
56～60	555,510	539,650	535,680	523,780	515,850	499,980	488,080	476,190	56～60	509,600	495,220	491,630	480,850	473,660	459,270	448,490	437,710
61～65	549,610	533,910	529,970	518,200	510,350	494,640	482,860	471,080	61～65	504,170	489,930	486,370	475,700	468,580	454,340	443,670	432,990
66～70	543,710	528,160	524,270	512,620	504,840	489,290	477,640	465,970	66～70	498,730	484,640	481,120	470,550	463,500	449,410	438,840	428,270
71～75	538,360	522,950	519,100	507,550	499,850	484,450	472,890	461,340	71～75	493,800	479,840	476,350	465,880	458,890	444,930	434,460	423,990
76～80	533,010	517,740	513,930	502,480	494,850	479,590	468,150	456,700	76～80	488,870	475,040	471,580	461,200	454,290	440,460	430,090	419,710
81～85	528,670	513,530	509,740	498,380	490,810	475,660	464,300	452,950	81～85	484,870	471,150	467,710	457,420	450,560	436,830	426,530	416,240
86～90	524,340	509,310	505,550	494,280	486,760	471,730	460,460	449,190	86～90	480,880	467,250	463,850	453,630	446,820	433,200	422,990	412,770
91人以上	516,750	501,940	498,230	487,120	479,710	464,890	453,780	442,660	91人以上	473,910	460,490	457,130	447,050	440,340	426,910	416,840	406,770

改正後									現行								
ウ 1.3:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)									ウ 1.3:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,083,610	1,053,930	1,046,510	1,024,260	1,009,420	979,740	957,480	935,220	10人まで	998,190	971,230	964,490	944,270	930,790	903,830	883,610	863,390
11～15人	882,350	857,930	851,830	833,520	821,310	796,900	778,580	760,270	11～15人	812,190	790,020	784,480	767,850	756,760	734,590	717,960	701,330
16～20	742,770	721,870	716,650	700,980	690,530	669,640	653,970	638,300	16～20	682,340	663,380	658,640	644,420	634,950	615,990	601,770	587,550
21～25	668,460	649,600	644,880	630,730	621,300	602,430	588,280	574,130	21～25	614,100	596,980	592,700	579,860	571,300	554,180	541,340	528,500
26～30	654,010	635,480	630,850	616,950	607,690	589,160	575,270	561,370	26～30	600,430	583,630	579,430	566,820	558,420	541,620	529,020	516,410
31～35	639,640	621,480	616,940	603,330	594,250	576,090	562,480	548,860	31～35	587,140	570,680	566,560	554,220	545,980	529,520	517,170	504,830
36～40	625,270	607,490	603,040	589,700	580,810	563,030	549,700	536,360	36～40	573,860	557,740	553,710	541,620	533,550	517,430	505,340	493,250
41～45	610,590	593,200	588,850	575,810	567,110	549,710	536,670	523,620	41～45	560,310	544,540	540,590	528,770	520,880	505,120	493,290	481,460
46～50	595,920	578,920	574,660	561,910	553,410	536,400	523,650	510,900	46～50	546,760	531,340	527,490	515,930	508,220	492,800	481,240	469,680
51～55	589,350	572,520	568,310	555,690	547,280	530,450	517,830	505,210	51～55	540,700	525,450	521,640	510,200	502,560	487,310	475,870	464,420
56～60	582,780	566,130	561,970	549,480	541,150	524,500	512,010	499,520	56～60	534,650	519,550	515,780	504,460	496,910	481,810	470,500	459,170
61～65	578,380	561,850	557,710	545,310	537,040	520,500	508,100	495,700	61～65	530,590	515,600	511,860	500,610	493,110	478,120	466,880	455,630
66～70	573,990	557,560	553,450	541,140	532,930	516,500	504,190	491,870	66～70	526,530	511,640	507,920	496,760	489,310	474,430	463,260	452,100
71～75	569,960	553,640	549,560	537,320	529,170	512,850	500,610	488,380	71～75	522,820	508,030	504,330	493,240	485,840	471,050	459,960	448,870
76～80	565,940	549,730	545,670	533,510	525,410	509,190	497,030	484,880	76～80	519,110	504,410	500,740	489,720	482,370	467,670	456,650	445,640
81～85	560,840	544,760	540,750	528,690	520,650	504,580	492,520	480,470	81～85	514,410	499,840	496,200	485,270	477,990	463,420	452,490	441,560
86～90	555,740	539,800	535,820	523,860	515,900	499,950	488,000	476,050	86～90	509,710	495,270	491,650	480,820	473,600	459,150	448,320	437,490
91人以上	550,260	534,480	530,530	518,690	510,790	495,000	483,160	471,320	91人以上	504,680	490,370	486,800	476,070	468,910	454,600	443,870	433,140

改正後									現行								
エ 3.5:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)									エ 3.5:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	715,480	696,330	691,540	677,180	667,610	648,460	634,100	619,730	10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400
11～15人	521,040	507,070	503,570	493,090	486,110	472,130	461,650	451,170	11～15人	480,690	467,980	464,810	455,280	448,930	436,230	426,700	417,170
16～20	470,180	457,150	453,900	444,130	437,610	424,590	414,820	405,050	16～20	432,370	420,540	417,590	408,720	402,800	390,980	382,110	373,240
21～25	425,570	413,710	410,740	401,840	395,900	384,040	375,140	366,230	21～25	391,340	380,560	377,860	369,780	364,390	353,610	345,530	337,440
26～30	391,970	380,990	378,240	370,000	364,510	353,530	345,290	337,050	26～30	360,070	350,110	347,620	340,140	335,160	325,190	317,720	310,240
31～35	373,330	362,850	360,220	352,360	347,120	336,630	328,770	320,900	31～35	342,870	333,360	330,980	323,850	319,090	309,580	302,440	295,310
36～40	354,690	344,710	342,210	334,720	329,730	319,740	312,250	304,760	36～40	325,670	316,610	314,350	307,550	303,020	293,960	287,170	280,380
41～45	336,050	326,560	324,190	317,080	312,330	302,840	295,730	288,610	41～45	308,460	299,860	297,710	291,260	286,950	278,350	271,900	265,440
46～50	317,410	308,420	306,170	299,430	294,940	285,950	279,210	272,470	46～50	291,260	283,110	281,070	274,960	270,890	262,740	256,620	250,510
51～55	312,270	303,420	301,210	294,570	290,140	281,290	274,650	268,010	51～55	286,530	278,500	276,490	270,480	266,460	258,440	252,420	246,400
56～60	307,130	298,420	296,240	289,700	285,350	276,630	270,100	263,560	56～60	281,790	273,890	271,920	265,990	262,040	254,140	248,220	242,290
61～65	301,990	293,420	291,270	284,840	280,550	271,970	265,540	259,110	61～65	277,060	269,280	267,340	261,510	257,620	249,840	244,010	238,180
66～70	296,850	288,410	286,300	279,970	275,750	267,310	260,980	254,650	66～70	272,320	264,670	262,760	257,020	253,200	245,550	239,810	234,070
71～75	291,720	283,410	281,340	275,110	270,960	262,650	256,430	250,200	71～75	267,590	260,070	258,180	252,540	248,780	241,250	235,600	229,960
76～80	286,580	278,410	276,370	270,240	266,160	258,000	251,870	245,750	76～80	262,860	255,460	253,610	248,050	244,350	236,950	231,400	225,850
81～85	281,440	273,410	271,400	265,380	261,360	253,340	247,320	241,290	81～85	258,120	250,850	249,030	243,570	239,930	232,650	227,200	221,740
86～90	276,300	268,410	266,430	260,510	256,570	248,680	242,760	236,840	86～90	253,390	246,240	244,450	239,080	235,510	228,360	222,990	217,630
91人以上	271,160	263,400	261,460	255,650	251,770	244,020	238,200	232,390	91人以上	248,660	241,630	239,870	234,600	231,090	224,060	218,790	213,520

改正後									現行								
オ 3:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)									オ 3:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	715,480	696,330	691,540	677,180	667,610	648,460	634,100	619,730	10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400
11~15人	562,470	547,290	543,490	532,110	524,520	509,340	497,950	486,570	11~15人	518,790	504,990	501,540	491,190	484,290	470,490	460,140	449,790
16~20	501,240	487,310	483,830	473,380	466,420	452,490	442,040	431,590	16~20	460,930	448,280	445,120	435,630	429,310	416,660	407,170	397,690
21~25	450,430	437,840	434,690	425,240	418,950	406,360	396,910	387,470	21~25	414,190	402,750	399,890	391,310	385,590	374,160	365,580	357,000
26~30	412,680	401,090	398,200	389,510	383,710	372,130	363,440	354,750	26~30	379,120	368,600	365,970	358,090	352,830	342,310	334,430	326,540
31~35	398,180	386,980	384,170	375,770	370,160	358,950	350,550	342,140	31~35	365,720	355,550	353,010	345,380	340,300	330,130	322,500	314,870
36~40	383,690	372,860	370,150	362,030	356,610	345,780	337,660	329,530	36~40	352,330	342,500	340,050	332,680	327,770	317,940	310,570	303,200
41~45	369,190	358,130	356,130	348,290	343,060	332,610	324,770	316,930	41~45	338,940	329,460	327,090	319,970	315,230	305,750	298,640	291,530
46~50	354,690	344,620	342,100	334,550	329,510	319,430	311,880	304,320	46~50	325,550	316,410	314,120	307,270	302,700	293,560	286,710	279,860
51~55	348,930	339,010	336,540	329,100	324,140	314,220	306,780	299,340	51~55	320,240	311,240	309,000	302,250	297,750	288,750	282,010	275,260
56~60	343,170	333,410	330,970	323,650	318,760	309,000	301,680	294,350	56~60	314,940	306,080	303,870	297,230	292,800	283,940	277,300	270,660
61~65	337,410	327,800	325,400	318,200	313,390	303,780	296,580	289,370	61~65	309,630	300,920	298,740	292,210	287,850	279,130	272,600	266,060
66~70	331,650	322,200	319,840	312,750	308,020	298,570	291,480	284,390	66~70	304,330	295,760	293,610	287,180	282,900	274,320	267,890	261,460
71~75	325,890	316,600	314,270	307,300	302,650	293,350	286,380	279,400	71~75	299,030	290,590	288,490	282,160	277,950	269,520	263,190	256,870
76~80	320,130	310,990	308,710	301,850	297,280	288,130	281,280	274,420	76~80	293,720	285,430	283,360	277,140	273,000	264,700	258,490	252,270
81~85	314,370	305,390	303,140	296,400	291,900	282,920	276,180	269,440	81~85	288,420	280,270	278,230	272,120	268,040	259,890	253,780	247,670
86~90	308,610	299,780	297,570	290,950	286,530	277,700	271,080	264,450	86~90	283,120	275,110	273,100	267,100	263,090	255,080	249,080	243,070
91人以上	302,850	294,180	292,010	285,500	281,160	272,480	265,980	259,470	91人以上	277,810	269,940	267,980	262,080	258,140	250,270	244,370	238,470
(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合									(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	519,280	504,680	501,040	493,410	488,980	474,390	463,440	452,500	20人まで	481,650	468,260	464,920	458,200	454,370	440,990	430,950	420,910
21~25	474,640	461,200	457,830	450,520	446,190	432,740	422,660	412,580	21~25	439,990	427,660	424,580	418,100	414,330	402,000	392,750	383,500
26~30	430,000	417,700	414,630	407,620	403,390	391,090	381,870	372,650	26~30	398,340	387,060	384,240	378,000	374,280	363,000	354,550	346,090
31~35	409,070	397,350	394,420	387,600	383,440	371,710	362,920	354,120	31~35	378,860	368,110	365,420	359,330	355,660	344,910	336,840	328,780
36~40	388,150	376,990	374,210	367,570	363,490	352,330	343,960	335,590	36~40	359,390	349,160	346,600	340,660	337,050	326,820	319,140	311,470
41~45	375,320	364,500	361,790	355,200	351,110	340,290	332,170	324,040	41~45	347,390	337,470	334,990	329,080	325,430	315,510	308,070	300,620
46人以上	362,500	352,000	349,380	342,840	338,740	328,240	320,370	312,500	46人以上	335,400	325,780	323,380	317,490	313,830	304,210	297,000	289,780

改正後									現行								
イ 3.5:1の職員配置を行った場合									イ 3.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	549,620	534,140	530,270	521,990	517,120	501,640	490,030	478,430	20人まで	509,710	495,510	491,960	484,640	480,410	466,220	455,570	444,930
21～25	500,500	486,300	482,750	474,860	470,160	455,960	445,310	434,660	21～25	463,940	450,920	447,670	440,660	436,550	423,520	413,760	403,990
26～30	451,370	438,450	435,220	427,740	423,200	410,270	400,580	390,890	26～30	418,180	406,330	403,360	396,690	392,680	380,830	371,940	363,050
31～35	428,130	415,850	412,780	405,530	401,100	388,810	379,600	370,380	31～35	396,550	385,290	382,470	375,990	372,060	360,800	352,350	343,900
36～40	404,900	393,250	390,340	383,330	379,000	367,350	358,610	349,880	36～40	374,930	364,250	361,580	355,300	351,460	340,780	332,770	324,750
41～45	390,110	378,850	376,040	369,120	364,810	353,550	345,100	336,650	41～45	361,110	350,800	348,210	342,000	338,160	327,830	320,100	312,350
46人以上	375,320	364,450	361,730	354,910	350,620	339,750	331,600	323,440	46人以上	347,300	337,340	334,850	328,700	324,870	314,900	307,430	299,960
ウ 3:1の職員配置を行った場合									ウ 3:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	578,990	562,660	558,580	549,660	544,360	528,040	515,790	503,550	20人まで	536,820	521,850	518,100	510,200	505,580	490,610	479,380	468,150
21～25	525,870	510,930	507,200	498,760	493,680	478,740	467,540	456,340	21～25	487,420	473,720	470,290	462,790	458,330	444,630	434,360	424,080
26～30	472,740	459,200	455,810	447,860	443,000	429,450	419,290	409,130	26～30	438,020	425,590	422,480	415,370	411,070	398,650	389,330	380,010
31～35	454,180	441,140	437,870	430,060	425,240	412,190	402,400	392,610	31～35	420,740	408,760	405,780	398,770	394,490	382,520	373,540	364,570
36～40	435,620	423,080	419,930	412,250	407,480	394,930	385,510	376,100	36～40	403,460	391,950	389,070	382,170	377,910	366,400	357,760	349,130
41～45	424,770	412,500	409,420	401,750	396,930	384,650	375,450	366,240	41～45	393,300	382,030	379,220	372,310	368,000	356,740	348,300	339,860
46人以上	413,920	401,920	398,920	391,240	386,390	374,380	365,380	356,380	46人以上	383,140	372,130	369,380	362,450	358,100	347,090	338,830	330,580

改正後									現行								
(5) 一時保護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合									(5) 一時保護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,600,240	14,211,240	14,113,990	13,822,240	13,627,730	13,238,730	12,946,980	12,655,220	5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870
6～10人	21,314,670	20,718,010	20,568,840	20,121,340	19,823,020	19,226,350	18,778,860	18,331,360	6～10人	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770
11～15	34,409,800	33,424,140	33,177,720	32,438,470	31,945,640	30,959,980	30,220,730	29,481,480	11～15	31,317,060	30,429,750	30,207,930	29,542,440	29,098,790	28,211,490	27,546,010	26,880,530
16～20	41,124,220	39,930,900	39,632,570	38,737,580	38,140,920	36,947,600	36,052,610	35,157,610	16～20	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440
21～25	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750	21～25	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
26～30	61,267,490	59,451,200	58,997,120	57,634,910	56,726,770	54,910,470	53,548,250	52,186,020	26～30	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150
31～35	73,583,430	71,378,130	70,826,800	69,172,840	68,070,190	65,864,900	64,210,920	62,556,940	31～35	66,981,530	64,991,570	64,494,080	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710
36～40	80,297,850	77,884,900	77,281,650	75,471,940	74,265,470	71,852,520	70,042,800	68,233,080	36～40	73,114,880	70,936,620	70,392,060	68,758,360	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610
41～45	87,012,280	84,391,660	83,736,500	81,771,050	80,460,750	77,840,140	75,874,680	73,909,210	41～45	79,248,220	76,881,680	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520
46～50	93,726,700	90,898,430	90,191,350	88,070,160	86,656,040	83,827,770	81,706,560	79,585,350	46～50	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430
51～55	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490	51～55	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
56～60	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620	56～60	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
61～65	113,869,970	110,418,730	109,555,910	106,967,490	105,241,880	101,790,640	99,202,200	96,613,760	61～65	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140
66～70	120,584,390	116,925,490	116,010,760	113,266,600	111,437,160	107,778,260	105,034,080	102,289,900	66～70	109,914,940	106,606,960	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
イ 4.5:1の職員配置を行った場合									イ 4.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,600,240	14,211,240	14,113,990	13,822,240	13,627,730	13,238,730	12,946,980	12,655,220	5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870
6～10人	21,314,670	20,718,010	20,568,840	20,121,340	19,823,020	19,226,350	18,778,860	18,331,360	6～10人	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770
11～15	41,124,220	39,930,900	39,632,570	38,737,580	38,140,920	36,947,600	36,052,610	35,157,610	11～15	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440
16～20	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750	16～20	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
21～25	54,553,070	52,944,430	52,542,270	51,335,800	50,531,480	48,922,850	47,716,370	46,509,890	21～25	49,717,090	48,264,920	47,901,880	46,812,750	46,086,660	44,634,500	43,545,370	42,456,250
26～30	61,267,490	59,451,200	58,997,120	57,634,910	56,726,770	54,910,470	53,548,250	52,186,020	26～30	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150
31～35	73,583,430	71,378,130	70,826,800	69,172,840	68,070,190	65,864,900	64,210,920	62,556,940	31～35	66,981,530	64,991,570	64,494,080	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710
36～40	87,012,280	84,391,660	83,736,500	81,771,050	80,460,750	77,840,140	75,874,680	73,909,210	36～40	79,248,220	76,881,680	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520
41～45	93,726,700	90,898,430	90,191,350	88,070,160	86,656,040	83,827,770	81,706,560	79,585,350	41～45	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430
46～50	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490	46～50	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
51～55	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620	51～55	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
56～60	113,869,970	110,418,730	109,555,910	106,967,490	105,241,880	101,790,640	99,202,200	96,613,760	56～60	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140
61～65	120,584,390	116,925,490	116,010,760	113,266,600	111,437,160	107,778,260	105,034,080	102,289,900	61～65	109,914,940	106,606,960	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050
66～70	134,013,240	129,939,030	128,920,460	125,864,820	123,827,720	119,753,510	116,697,840	113,642,170	66～70	122,181,630	118,497,070	117,575,940	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
ウ 4：1の職員配置を行った場合									ウ 4：1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,600,240	14,211,240	14,113,990	13,822,240	13,627,730	13,238,730	12,946,980	12,655,220	5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870
6～10人	28,029,090	27,224,770	27,023,690	26,420,450	26,018,300	25,213,980	24,610,740	24,007,500	6～10人	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,930	23,795,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680
11～15	41,124,220	39,930,900	39,632,570	38,737,580	38,140,920	36,947,600	36,052,610	35,157,610	11～15	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440
16～20	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750	16～20	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
21～25	61,267,490	59,451,200	58,997,120	57,634,910	56,726,770	54,910,470	53,548,250	52,186,020	21～25	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150
26～30	67,981,920	65,957,970	65,451,970	63,934,020	62,922,050	60,898,100	59,380,130	57,862,160	26～30	61,983,780	60,155,030	59,697,850	58,326,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060
31～35	80,297,850	77,884,900	77,281,650	75,471,940	74,265,470	71,852,520	70,042,800	68,233,080	31～35	73,114,880	70,936,620	70,392,060	68,758,360	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610
36～40	93,726,700	90,898,430	90,191,350	88,070,160	86,656,040	83,827,770	81,706,560	79,585,350	36～40	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430
41～45	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490	41～45	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
46～50	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620	46～50	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
51～55	113,869,970	110,418,730	109,555,910	106,967,490	105,241,880	101,790,640	99,202,200	96,613,760	51～55	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140
56～60	127,298,810	123,432,260	122,465,610	119,565,710	117,632,440	113,765,890	110,865,960	107,966,040	56～60	116,048,280	112,552,010	111,677,960	109,055,740	107,307,600	103,811,350	101,189,140	98,566,960
61～65	134,013,240	129,939,030	128,920,460	125,864,820	123,827,720	119,753,510	116,697,840	113,642,170	61～65	122,181,630	118,497,070	117,575,940	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860
66～70	140,727,660	136,445,790	135,375,310	132,163,930	130,023,000	125,741,140	122,529,720	119,318,310	66～70	128,314,970	124,442,130	123,473,930	120,569,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
エ 3：1の職員配置を行った場合									エ 3：1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	21,314,670	20,718,010	20,568,840	20,121,340	19,823,020	19,226,350	18,778,860	18,331,360	5人まで	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770
6～10人	28,029,090	27,224,770	27,023,690	26,420,450	26,018,300	25,213,980	24,610,740	24,007,500	6～10人	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,930	23,795,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680
11～15	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750	11～15	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340
16～20	61,267,490	59,451,200	58,997,120	57,634,910	56,726,770	54,910,470	53,548,250	52,186,020	16～20	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150
21～25	67,981,920	65,957,970	65,451,970	63,934,020	62,922,050	60,898,100	59,380,130	57,862,160	21～25	61,983,780	60,155,030	59,697,850	58,326,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060
26～30	81,410,760	78,971,500	78,361,670	76,532,230	75,312,610	72,873,340	71,043,890	69,214,430	26～30	74,250,470	72,045,140	71,493,820	69,839,820	68,737,160	66,531,850	64,877,850	63,223,870
31～35	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490	31～35	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330
36～40	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620	36～40	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240
41～45	120,584,390	116,925,490	116,010,760	113,266,600	111,437,160	107,778,260	105,034,080	102,289,900	41～45	109,914,940	106,606,960	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050
46～50	134,013,240	129,939,030	128,920,460	125,864,820	123,827,720	119,753,510	116,697,840	113,642,170	46～50	122,181,630	118,497,070	117,575,940	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860
51～55	140,727,660	136,445,790	135,375,310	132,163,930	130,023,000	125,741,140	122,529,720	119,318,310	51～55	128,314,970	124,442,130	123,473,930	120,569,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770
56～60	154,156,510	149,459,320	148,285,010	144,762,140	142,413,560	137,716,380	134,193,480	130,670,580	56～60	140,581,660	136,332,240	135,269,900	132,082,810	129,958,100	125,708,700	122,521,630	119,334,580
61～65	167,585,350	162,472,860	161,194,720	157,360,360	154,804,130	149,691,630	145,857,240	142,022,860	61～65	152,848,350	148,222,350	147,065,870	143,596,350	141,283,350	136,657,370	133,187,870	129,718,390
66～70	174,299,770	168,979,620	167,649,570	163,659,470	160,999,410	155,679,260	151,689,120	147,698,990	66～70	158,981,690	154,167,410	152,963,850	149,353,120	146,945,970	142,131,710	138,520,990	134,910,300
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
オ 2:1の職員配置を行った場合									オ 2:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	28,029,090	27,224,770	27,023,690	26,420,450	26,018,300	25,213,980	24,610,740	24,007,500	5人まで	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,930	23,795,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680
6～10人	41,457,940	40,238,300	39,933,390	39,018,670	38,408,860	37,189,230	36,274,500	35,359,770	6～10人	37,877,790	36,775,130	36,499,470	35,672,460	35,121,130	34,018,480	33,191,480	32,364,490
11～15	67,981,920	65,957,970	65,451,970	63,934,020	62,922,050	60,898,100	59,380,130	57,862,160	11～15	61,983,780	60,155,030	59,697,850	58,326,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060
16～20	81,410,760	78,971,500	78,361,670	76,532,230	75,312,610	72,873,340	71,043,890	69,214,430	16～20	74,250,470	72,045,140	71,493,820	69,839,820	68,737,160	66,531,850	64,877,850	63,223,870
21～25	101,554,030	98,491,800	97,726,230	95,429,560	93,898,450	90,836,220	88,539,530	86,242,850	21～25	92,650,500	89,880,310	89,187,780	87,110,120	85,725,030	82,954,860	80,877,220	78,799,590
26～30	114,982,880	111,505,330	110,635,930	108,027,780	106,289,010	102,811,460	100,203,290	97,595,120	26～30	104,917,190	101,770,420	100,983,750	98,623,660	97,050,280	93,903,530	91,543,460	89,183,400
31～35	140,727,660	136,445,790	135,375,310	132,163,930	130,023,000	125,741,140	122,529,720	119,318,310	31～35	128,314,970	124,442,130	123,473,930	120,569,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770
36～40	154,156,510	149,459,320	148,285,010	144,762,140	142,413,560	137,716,380	134,193,480	130,670,580	36～40	140,581,660	136,332,240	135,269,900	132,082,810	129,958,100	125,708,700	122,521,630	119,334,580
41～45	174,299,770	168,979,620	167,649,570	163,659,470	160,999,410	155,679,260	151,689,120	147,698,990	41～45	158,981,690	154,167,410	152,963,850	149,353,120	146,945,970	142,131,710	138,520,990	134,910,300
46～50	187,728,620	181,993,150	180,559,270	176,257,690	173,389,970	167,654,500	163,352,880	159,051,270	46～50	171,248,380	166,057,520	164,759,820	160,866,650	158,271,220	153,080,380	149,187,230	145,294,110
51～55	207,871,890	201,513,450	199,923,820	195,155,020	191,975,810	185,617,380	180,848,520	176,079,680	51～55	189,648,410	183,892,690	182,453,780	178,136,960	175,259,090	169,503,390	165,186,600	160,869,830
56～60	221,300,740	214,526,980	212,833,520	207,753,230	204,366,370	197,592,620	192,512,280	187,431,950	56～60	201,915,100	195,782,800	194,249,750	189,650,490	186,584,340	180,452,070	175,852,840	171,253,640
61～65	241,444,000	234,047,280	232,198,080	226,650,560	222,952,220	215,555,500	210,007,920	204,460,360	61～65	220,315,130	213,617,970	211,943,700	206,920,800	203,572,210	196,875,080	191,852,200	186,829,360
66～70	254,872,850	247,060,810	245,107,780	239,248,780	235,342,780	227,530,740	221,671,680	215,812,640	66～70	232,581,820	225,508,080	223,739,670	218,434,330	214,897,460	207,823,750	202,518,440	197,213,170
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価 (現員1人につき)									(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
職員配置	円	円	円	円	円	円	円	円	職員配置	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)※1									(5.5:1)※1								
1.6:1	281,880	273,650	271,590	265,420	261,300	253,070	246,900	240,720	1.6:1	259,630	252,120	250,240	244,610	240,860	233,350	227,720	222,090
※2 1.5:1	310,070	301,020	298,750	291,960	287,430	278,380	271,590	264,800	※2 1.5:1	285,590	277,330	275,270	269,080	264,950	256,690	250,500	244,300
1.4:1	344,520	334,460	331,950	324,400	319,370	309,310	301,760	294,220	1.4:1	317,320	308,150	305,850	298,970	294,390	285,210	278,330	271,450
1.3:1	364,790	354,140	351,470	343,480	338,160	327,500	319,510	311,530	1.3:1	335,990	326,270	323,850	316,560	311,700	301,990	294,700	287,420
(5:1)※1									(5:1)※1								
1.6:1	269,630	261,750	259,780	253,880	249,940	242,070	236,160	230,260	1.6:1	248,340	241,160	239,360	233,980	230,390	223,210	217,820	212,440
※2 1.5:1	295,310	286,680	284,530	278,060	273,750	265,120	258,650	252,190	※2 1.5:1	271,990	264,130	262,160	256,260	252,330	244,470	238,570	232,670
1.4:1	326,390	316,860	314,480	307,330	302,560	293,030	285,880	278,730	1.4:1	300,620	291,930	289,760	283,240	278,890	270,200	263,680	257,160
1.3:1	364,790	354,140	351,470	343,480	338,160	327,500	319,510	311,530	1.3:1	335,990	326,270	323,850	316,560	311,700	301,990	294,700	287,420
(4.5:1)※1									(4.5:1)※1								
1.6:1	258,390	250,850	248,960	243,300	239,530	231,980	226,320	220,660	1.6:1	237,990	231,110	229,390	224,230	220,790	213,910	208,750	203,590
※2 1.5:1	281,880	273,650	271,590	265,420	261,300	253,070	246,900	240,720	※2 1.5:1	259,630	252,120	250,240	244,610	240,860	233,350	227,720	222,090
1.4:1	310,070	301,020	298,750	291,960	287,430	278,380	271,590	264,800	1.4:1	285,590	277,330	275,270	269,080	264,950	256,690	250,500	244,300
1.3:1	344,520	334,460	331,950	324,400	319,370	309,310	301,760	294,220	1.3:1	317,320	308,150	305,850	298,970	294,390	285,210	278,330	271,450
(4:1)※1									(4:1)※1								
1.6:1	238,520	231,550	229,810	224,580	221,100	214,140	208,910	203,690	1.6:1	219,680	213,330	211,740	206,980	203,800	197,450	192,690	187,930
※2 1.5:1	258,390	250,850	248,960	243,300	239,530	231,980	226,320	220,660	※2 1.5:1	237,990	231,110	229,390	224,230	220,790	213,910	208,750	203,590
1.4:1	295,310	286,680	284,530	278,060	273,750	265,120	258,650	252,190	1.4:1	271,990	264,130	262,160	256,260	252,330	244,470	238,570	232,670
1.3:1	326,390	316,860	314,480	307,330	302,560	293,030	285,880	278,730	1.3:1	300,620	291,930	289,760	283,240	278,890	270,200	263,680	257,160
※1	少年に対する職員配置状況								※1	少年に対する職員配置状況							
※2	乳児に対する職員配置状況								※2	乳児に対する職員配置状況							
※3	※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。								※3	※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。							

改正後									現行								
(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)									(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
職員配置									職員配置								
(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円
1.6:1	265,810	258,140	256,220	250,470	246,630	238,960	238,960	227,450	1.6:1	243,860	236,910	235,170	229,950	226,470	219,520	214,300	209,080
※2 1.5:1	292,390	283,950	281,840	275,520	271,300	262,860	256,530	250,200	※2 1.5:1	268,250	260,600	258,680	252,950	249,120	241,470	235,730	229,990
1.4:1	324,880	315,500	313,160	306,130	301,440	292,060	285,030	278,000	1.4:1	298,060	289,550	287,430	281,050	276,800	268,300	261,920	255,550
1.3:1	343,990	334,060	331,580	324,140	319,170	309,240	301,800	294,350	1.3:1	315,590	306,590	304,340	297,580	293,080	284,080	277,330	270,580
(5:1)※1									(5:1)※1								
1.6:1	254,250	246,920	245,080	239,580	235,910	228,570	228,570	217,560	1.6:1	233,260	226,610	224,940	219,950	216,630	209,970	204,980	199,990
※2 1.5:1	278,470	270,430	268,420	262,400	258,380	250,340	244,310	238,280	※2 1.5:1	255,480	248,190	246,370	240,900	237,260	229,970	224,500	219,040
1.4:1	307,780	298,900	296,680	290,020	285,570	276,690	270,030	263,370	1.4:1	282,370	274,310	272,300	266,260	262,230	254,180	248,140	242,100
1.3:1	343,990	334,060	331,580	324,140	319,170	309,240	301,800	294,350	1.3:1	315,590	306,590	304,340	297,580	293,080	284,080	277,330	270,580
(4.5:1)※1									(4.5:1)※1								
1.6:1	243,660	236,630	234,870	229,600	226,080	219,050	219,050	208,500	1.6:1	223,540	217,160	215,570	210,790	207,600	201,220	196,440	191,660
※2 1.5:1	265,810	258,140	256,220	250,470	246,630	238,960	233,210	227,450	※2 1.5:1	243,860	236,910	235,170	229,950	226,470	219,520	214,300	209,080
1.4:1	292,390	283,950	281,840	275,520	271,300	262,860	256,530	250,200	1.4:1	268,250	260,600	258,680	252,950	249,120	241,470	235,730	229,990
1.3:1	324,880	315,500	313,160	306,130	301,440	292,060	285,030	278,000	1.3:1	298,060	289,550	287,430	281,050	276,800	268,300	261,920	255,550
(4:1)※1									(4:1)※1								
1.6:1	224,920	218,430	216,800	211,930	208,690	202,200	202,200	192,460	1.6:1	206,340	200,460	198,990	194,570	191,630	185,740	181,330	176,920
※2 1.5:1	243,660	236,630	234,870	229,600	226,080	219,050	213,770	208,500	※2 1.5:1	223,540	217,160	215,570	210,790	207,600	201,220	196,440	191,660
1.4:1	278,470	270,430	268,420	262,400	258,380	250,340	244,310	238,280	1.4:1	255,480	248,190	246,370	240,900	237,260	229,970	224,500	219,040
1.3:1	307,780	298,900	296,680	290,020	285,570	276,690	270,030	263,370	1.3:1	282,370	274,310	272,300	266,260	262,230	254,180	248,140	242,100
※1	少年に対する職員配置状況								※1	少年に対する職員配置状況							
※2	1歳児に対する職員配置状況								※2	1歳児に対する職員配置状況							
※3	※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。								※3	※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。							
(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)									(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
職員配置									職員配置								
(5.5:1)※	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1)※	円	円	円	円	円	円	円	円
1.6:1	188,640	183,190	181,830	177,750	175,030	169,580	165,500	161,420	1.6:1	173,060	168,130	166,890	163,190	160,720	155,780	152,080	148,380
(5:1)※	177,210	172,090	170,810	166,980	164,420	159,310	155,470	151,630	(5:1)※	162,570	157,940	156,780	153,300	150,980	146,340	142,870	139,390
(4.5:1)※	162,440	157,750	156,580	153,060	150,720	146,030	142,510	139,000	(4.5:1)※	149,030	144,770	143,710	140,520	138,400	134,150	130,960	127,770
(4:1)※	146,190	141,970	140,920	137,760	135,650	131,430	128,260	125,100	(4:1)※	134,120	130,300	129,340	126,470	124,560	120,730	117,860	114,990
※	少年に対する職員配置状況								※	少年に対する職員配置状況							

改正後									現行								
(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価 (現員1人につき)									(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
職員配置									職員配置								
(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円
4:1	40,050	38,890	38,600	37,740	37,160	36,000	35,140	34,270	4:1	36,740	35,690	35,430	34,650	34,120	33,070	32,290	31,500
※2 3.5:1	60,910	59,150	58,710	57,400	56,520	54,760	53,440	52,120	※2 3.5:1	55,880	54,290	53,890	52,690	51,900	50,300	49,110	47,910
3:1	88,600	86,040	85,400	83,490	82,210	79,650	77,730	75,810	3:1	81,280	78,970	78,390	76,650	75,490	73,170	71,430	69,690
(5:1)※1									(5:1)※1								
4:1	29,240	28,390	28,180	27,550	27,130	26,280	25,650	25,020	4:1	26,820	26,060	25,860	25,290	24,910	24,140	23,570	23,000
※2 3.5:1	50,410	48,950	48,590	47,500	46,770	45,320	44,230	43,130	※2 3.5:1	46,250	44,930	44,600	43,610	42,950	41,630	40,640	39,650
3:1	77,970	75,720	75,160	73,470	72,340	70,090	68,400	66,720	3:1	71,530	69,490	68,980	67,450	66,430	64,390	62,860	61,330
(4.5:1)※1									(4.5:1)※1								
4:1	16,240	15,770	15,650	15,300	15,070	14,600	14,250	13,900	4:1	14,900	14,470	14,370	14,050	13,840	13,410	13,090	12,770
※2 3.5:1	37,240	36,170	35,900	35,090	34,560	33,480	32,670	31,870	※2 3.5:1	34,170	33,190	32,950	32,220	31,730	30,760	30,030	29,290
3:1	64,970	63,100	62,630	61,220	60,280	58,410	57,000	55,600	3:1	59,610	57,910	57,480	56,210	55,360	53,660	52,380	51,110
(4:1)※1									(4:1)※1								
※2 3.5:1	20,880	20,280	20,130	19,680	19,370	18,770	18,320	17,870	※2 3.5:1	19,160	18,610	18,470	18,060	17,790	17,240	16,830	16,420
3:1	48,730	47,320	46,970	45,920	45,210	43,810	42,750	41,700	3:1	44,700	43,430	43,110	42,150	41,520	40,240	39,280	38,330
※1	少年に対する職員配置状況								※1	少年に対する職員配置状況							
※2	3歳以上児に対する職員配置状況								※2	3歳以上児に対する職員配置状況							
※3	※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。								※3	※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。							

改正後									現行								
(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設									(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,780	30,870	30,640	29,950	29,500	28,580	27,900	27,210	20人まで	29,200	28,370	28,170	27,540	27,130	26,300	25,680	25,050
21～25人	25,420	24,690	24,510	23,960	23,600	22,860	22,320	21,770	21～25人	23,360	22,700	22,530	22,030	21,700	21,040	20,540	20,040
26～30	21,190	20,580	20,420	19,970	19,660	19,050	18,600	18,140	26～30	19,470	18,910	18,780	18,360	18,080	17,530	17,120	16,700
31～35	18,160	17,640	17,510	17,110	16,850	16,330	15,940	15,550	31～35	16,690	16,210	16,090	15,740	15,500	15,030	14,670	14,310
36～40	15,890	15,430	15,320	14,970	14,750	14,290	13,950	13,600	36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,150	12,840	12,520
41～45	14,120	13,720	13,610	13,310	13,110	12,700	12,400	12,090	41～45	12,980	12,610	12,520	12,240	12,050	11,690	11,410	11,130
46～50	12,710	12,340	12,250	11,980	11,800	11,430	11,160	10,880	46～50	11,680	11,350	11,260	11,010	10,850	10,520	10,270	10,020
51～55	11,550	11,220	11,140	10,890	10,720	10,390	10,140	9,890	51～55	10,620	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	10,590	10,290	10,210	9,980	9,830	9,520	9,300	9,070	56～60	9,730	9,450	9,390	9,180	9,040	8,760	8,560	8,350
61～65	9,780	9,490	9,420	9,210	9,070	8,790	8,580	8,370	61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,710
66～70	9,080	8,820	8,750	8,550	8,420	8,160	7,970	7,770	66～70	8,340	8,100	8,040	7,870	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	8,470	8,230	8,170	7,980	7,860	7,620	7,440	7,250	71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,940	7,710	7,660	7,480	7,370	7,140	6,970	6,800	76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,420	6,260
81～85	7,470	7,260	7,210	7,040	6,940	6,720	6,560	6,400	81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	7,060	6,860	6,810	6,650	6,550	6,350	6,200	6,040	86～90	6,490	6,300	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560
91～95	6,690	6,490	6,450	6,300	6,210	6,010	5,870	5,730	91～95	6,140	5,970	5,930	5,800	5,710	5,530	5,400	5,270
96～100	6,350	6,170	6,120	5,990	5,900	5,710	5,580	5,440	96～100	5,840	5,670	5,630	5,510	5,420	5,260	5,130	5,010
101～105	6,050	5,880	5,830	5,700	5,610	5,440	5,310	5,180	101～105	5,560	5,400	5,360	5,240	5,160	5,010	4,890	4,770
106～110	5,770	5,610	5,570	5,440	5,360	5,190	5,070	4,940	106～110	5,310	5,160	5,120	5,000	4,930	4,780	4,660	4,550
111～115	5,520	5,360	5,320	5,210	5,130	4,970	4,850	4,730	111～115	5,080	4,930	4,890	4,790	4,710	4,570	4,460	4,350
116～120	5,290	5,140	5,100	4,990	4,910	4,760	4,650	4,530	116～120	4,860	4,730	4,690	4,590	4,520	4,380	4,280	4,170
121～125	5,080	4,940	4,900	4,790	4,720	4,570	4,460	4,350	121～125	4,670	4,540	4,500	4,400	4,340	4,200	4,100	4,000
126～130	4,890	4,750	4,710	4,600	4,530	4,390	4,290	4,180	126～130	4,490	4,360	4,330	4,230	4,170	4,040	3,950	3,850
131～135	4,700	4,570	4,540	4,430	4,370	4,230	4,130	4,030	131～135	4,320	4,200	4,170	4,080	4,020	3,890	3,800	3,710
136～140	4,540	4,410	4,370	4,280	4,210	4,080	3,980	3,880	136～140	4,170	4,050	4,020	3,930	3,870	3,750	3,660	3,580
141～145	4,380	4,250	4,220	4,130	4,060	3,940	3,840	3,750	141～145	4,020	3,910	3,880	3,800	3,740	3,620	3,540	3,450
146～150	4,230	4,110	4,080	3,990	3,930	3,810	3,720	3,620	146～150	3,890	3,780	3,750	3,670	3,610	3,500	3,420	3,340
151人以上	4,100	3,980	3,950	3,860	3,800	3,680	3,600	3,510	151人以上	3,760	3,660	3,630	3,550	3,500	3,390	3,310	3,230

改正後									現行								
イ 乳児院									イ 乳児院								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	63,570	61,740	61,280	59,910	59,000	57,170	55,800	54,430	10人まで	58,410	56,750	56,340	55,090	54,260	52,600	51,360	50,110
11～15人	42,380	41,160	40,850	39,940	39,330	38,110	37,200	36,280	11～15人	38,940	37,830	37,560	36,730	36,170	35,070	34,240	33,410
16～20	31,780	30,870	30,640	29,950	29,500	28,580	27,900	27,210	16～20	29,200	28,370	28,170	27,540	27,130	26,300	25,680	25,050
21～25	25,420	24,690	24,510	23,960	23,600	22,860	22,320	21,770	21～25	23,360	22,700	22,530	22,030	21,700	21,040	20,540	20,040
26～30	21,190	20,580	20,420	19,970	19,660	19,050	18,600	18,140	26～30	19,470	18,910	18,780	18,360	18,080	17,530	17,120	16,700
31～35	18,160	17,640	17,510	17,110	16,850	16,330	15,940	15,550	31～35	16,690	16,210	16,090	15,740	15,500	15,030	14,670	14,310
36～40	15,890	15,430	15,320	14,970	14,750	14,290	13,950	13,600	36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,150	12,840	12,520
41～45	14,120	13,720	13,610	13,310	13,110	12,700	12,400	12,090	41～45	12,980	12,610	12,520	12,240	12,050	11,690	11,410	11,130
46～50	12,710	12,340	12,250	11,980	11,800	11,430	11,160	10,880	46～50	11,680	11,350	11,260	11,010	10,850	10,520	10,270	10,020
51～55	11,550	11,220	11,140	10,890	10,720	10,390	10,140	9,890	51～55	10,620	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	10,590	10,290	10,210	9,980	9,830	9,520	9,300	9,070	56～60	9,730	9,450	9,390	9,180	9,040	8,760	8,560	8,350
61～65	9,780	9,490	9,420	9,210	9,070	8,790	8,580	8,370	61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,710
66～70	9,080	8,820	8,750	8,550	8,420	8,160	7,970	7,770	66～70	8,340	8,100	8,040	7,870	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	8,470	8,230	8,170	7,980	7,860	7,620	7,440	7,250	71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,940	7,710	7,660	7,480	7,370	7,140	6,970	6,800	76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,420	6,260
81～85	7,470	7,260	7,210	7,040	6,940	6,720	6,560	6,400	81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	7,060	6,860	6,810	6,650	6,550	6,350	6,200	6,040	86～90	6,490	6,300	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560
91人以上	6,690	6,490	6,450	6,300	6,210	6,010	5,870	5,730	91人以上	6,140	5,970	5,930	5,800	5,710	5,530	5,400	5,270

改正後									現行								
(11) 心理療法担当職員加算分保護単価 (常勤単価) ア 児童養護施設									(11) 心理療法担当職員加算分保護単価 (常勤単価) ア 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360	96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100	101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870	106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290	121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690	141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35人	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35人	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360	96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100	101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870	106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290	121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690	141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	62,780	60,950	60,490	59,120	58,210	56,380	55,010	53,640	10人まで	57,620	55,960	55,550	54,300	53,470	51,810	50,570	49,320
11～15人	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760	11～15人	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～20	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	16～20	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91人以上	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190

改正後									現行								
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46人以上	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
オ 母子生活支援施設									オ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760	10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
11～20世帯	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
(12) 個別対応職員加算分保護単価 ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院									(12) 個別対応職員加算(Ⅰ)分保護単価 ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	69,750	67,720	67,210	65,690	64,670	62,640	61,120	59,600	1人につき	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800

改正後									現行								
イ 母子生活支援施設									イ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760	10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
11～20世帯	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
ウ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）									ウ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	104,630	101,580	100,820	98,540	97,010	93,970	91,680	89,400	6人まで	96,040	93,270	92,580	90,500	89,120	86,350	84,280	82,200
7～9	69,750	67,720	67,210	65,690	64,670	62,640	61,120	59,600	7～9	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800
10～12	52,310	50,790	50,410	49,270	48,500	46,980	45,840	44,700	10～12	48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100
13～15	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760	13～15	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～18	34,870	33,860	33,600	32,840	32,340	31,320	30,560	29,800	16～18	32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400
19人以上	33,040	32,080	31,840	31,110	30,630	29,670	28,950	28,230	19人以上	30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960
エ ファミリーホーム									エ ファミリーホーム								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円	現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	627,820	609,530	604,960	591,250	582,110	563,820	550,110	536,400	1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240

改正後		現行	
(13) 個別対応職員加算 (II) 分保護単価		(13) 個別対応職員加算 (II) 分保護単価	
ア 児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所 I 型に限る。)		ア 児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所 I 型に限る。)	
定員	月額	定員	月額
1 施設当たり	円 360,581	1 施設当たり	円 358,879
イ ファミリーホーム		イ ファミリーホーム	
定員	月額	定員	月額
1 施設当たり	円 360,581	1 施設当たり	円 358,879

改正後									現行								
(14) 職業指導員加算分保護単価 ア 児童養護施設									(14) 職業指導員加算分保護単価 ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,730	27,910	27,700	27,080	26,660	25,840	25,220	24,600	20人まで	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500
21～25人	22,990	22,320	22,160	21,660	21,330	20,670	20,170	19,680	21～25人	20,990	20,390	20,240	19,790	19,490	18,900	18,450	18,000
26～30	19,150	18,600	18,460	18,050	17,780	17,220	16,810	16,400	26～30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000
31～35	16,420	15,940	15,830	15,470	15,240	14,760	14,410	14,050	31～35	14,990	14,560	14,460	14,140	13,920	13,500	13,180	12,860
36～40	14,360	13,950	13,850	13,540	13,330	12,920	12,610	12,300	36～40	13,110	12,740	12,650	12,370	12,180	11,810	11,530	11,250
41～45	12,770	12,400	12,310	12,030	11,850	11,480	11,200	10,930	41～45	11,660	11,320	11,240	10,990	10,830	10,500	10,250	10,000
46～50	11,490	11,160	11,080	10,830	10,660	10,330	10,080	9,840	46～50	10,490	10,190	10,120	9,890	9,740	9,450	9,220	9,000
51～55	10,450	10,140	10,070	9,840	9,690	9,390	9,170	8,940	51～55	9,540	9,260	9,200	8,990	8,860	8,590	8,380	8,180
56～60	9,570	9,300	9,230	9,020	8,890	8,610	8,400	8,200	56～60	8,740	8,490	8,430	8,240	8,120	7,870	7,680	7,500
61～65	8,840	8,580	8,520	8,330	8,200	7,950	7,760	7,560	61～65	8,070	7,840	7,780	7,610	7,490	7,270	7,090	6,920
66～70	8,210	7,970	7,910	7,730	7,620	7,380	7,200	7,020	66～70	7,490	7,280	7,230	7,070	6,960	6,750	6,590	6,430
71～75	7,660	7,440	7,380	7,220	7,110	6,890	6,720	6,560	71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,300	6,150	6,000
76～80	7,180	6,970	6,920	6,770	6,660	6,460	6,300	6,150	76～80	6,550	6,370	6,320	6,180	6,090	5,900	5,760	5,620
81～85	6,760	6,560	6,510	6,370	6,270	6,080	5,930	5,780	81～85	6,170	5,990	5,950	5,820	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	6,380	6,200	6,150	6,010	5,920	5,740	5,600	5,460	86～90	5,830	5,660	5,620	5,490	5,410	5,250	5,120	5,000
91～95	6,050	5,870	5,830	5,700	5,610	5,440	5,310	5,170	91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730
96～100	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,160	5,040	4,920	96～100	5,240	5,090	5,060	4,940	4,870	4,720	4,610	4,500
101～105	5,470	5,310	5,270	5,150	5,080	4,920	4,800	4,680	101～105	4,990	4,850	4,820	4,710	4,640	4,500	4,390	4,280
106～110	5,220	5,070	5,030	4,920	4,840	4,690	4,580	4,470	106～110	4,770	4,630	4,600	4,490	4,430	4,290	4,190	4,090
111～115	4,990	4,850	4,810	4,710	4,630	4,490	4,380	4,270	111～115	4,560	4,430	4,400	4,300	4,230	4,100	4,010	3,910
116～120	4,790	4,650	4,610	4,510	4,440	4,300	4,200	4,100	116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,060	3,930	3,840	3,750
121～125	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930	121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,900	3,780	3,690	3,600
126～130	4,420	4,290	4,260	4,160	4,100	3,970	3,880	3,780	126～130	4,030	3,920	3,890	3,800	3,750	3,630	3,540	3,460
131～135	4,250	4,130	4,100	4,010	3,950	3,820	3,730	3,640	131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,610	3,500	3,410	3,330
136～140	4,100	3,980	3,950	3,860	3,810	3,690	3,600	3,510	136～140	3,740	3,640	3,610	3,530	3,480	3,370	3,290	3,210
141～145	3,960	3,850	3,820	3,730	3,670	3,560	3,470	3,390	141～145	3,610	3,510	3,490	3,410	3,360	3,250	3,180	3,100
146～150	3,830	3,720	3,690	3,610	3,550	3,440	3,360	3,280	146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,250	3,150	3,070	3,000
151人以上	3,700	3,600	3,570	3,490	3,440	3,330	3,250	3,170	151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,090	19,510	19,360	18,920	18,630	18,050	17,610	17,170	30人まで	18,420	17,890	17,760	17,360	17,090	16,560	16,170	15,770
31～35人	17,220	16,720	16,600	16,220	15,970	15,470	15,090	14,720	31～35人	15,790	15,330	15,220	14,880	14,650	14,200	13,860	13,510
36～40	15,070	14,630	14,520	14,190	13,970	13,530	13,200	12,880	36～40	13,810	13,420	13,320	13,020	12,820	12,420	12,120	11,820
41～45	13,390	13,000	12,910	12,610	12,420	12,030	11,740	11,440	41～45	12,280	11,930	11,840	11,570	11,390	11,040	10,780	10,510
46～50	12,050	11,700	11,620	11,350	11,180	10,830	10,560	10,300	46～50	11,050	10,730	10,650	10,410	10,250	9,940	9,700	9,460
51～55	10,960	10,640	10,560	10,320	10,160	9,840	9,600	9,360	51～55	10,050	9,760	9,680	9,470	9,320	9,030	8,820	8,600
56～60	10,040	9,750	9,680	9,460	9,310	9,020	8,800	8,580	56～60	9,210	8,940	8,880	8,680	8,540	8,280	8,080	7,880
61～65	9,270	9,000	8,930	8,730	8,600	8,330	8,120	7,920	61～65	8,500	8,250	8,190	8,010	7,890	7,640	7,460	7,280
66～70	8,610	8,360	8,300	8,110	7,980	7,730	7,540	7,360	66～70	7,890	7,660	7,610	7,440	7,320	7,100	6,930	6,760
71～75	8,030	7,800	7,740	7,570	7,450	7,220	7,040	6,860	71～75	7,370	7,150	7,100	6,940	6,840	6,620	6,460	6,300
76～80	7,530	7,310	7,260	7,090	6,980	6,760	6,600	6,440	76～80	6,900	6,710	6,660	6,510	6,410	6,210	6,060	5,910
81～85	7,090	6,880	6,830	6,680	6,570	6,370	6,210	6,060	81～85	6,500	6,310	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560
86～90	6,690	6,500	6,450	6,300	6,210	6,010	5,870	5,720	86～90	6,140	5,960	5,920	5,780	5,700	5,520	5,390	5,250
91～95	6,340	6,160	6,110	5,970	5,880	5,700	5,560	5,420	91～95	5,810	5,650	5,600	5,480	5,400	5,230	5,100	4,980
96～100	6,020	5,850	5,810	5,670	5,590	5,410	5,280	5,150	96～100	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730
101～105	5,740	5,570	5,530	5,400	5,320	5,150	5,030	4,900	101～105	5,260	5,110	5,070	4,960	4,880	4,730	4,620	4,500
106～110	5,480	5,320	5,280	5,160	5,080	4,920	4,800	4,680	106～110	5,020	4,880	4,840	4,730	4,660	4,510	4,410	4,300
111～115	5,240	5,090	5,050	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480	111～115	4,800	4,660	4,630	4,530	4,460	4,320	4,210	4,110
116～120	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290	116～120	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
121～125	4,820	4,680	4,640	4,540	4,470	4,330	4,220	4,120	121～125	4,420	4,290	4,260	4,160	4,100	3,970	3,880	3,780
126～130	4,630	4,500	4,460	4,360	4,300	4,160	4,060	3,960	126～130	4,250	4,120	4,090	4,000	3,940	3,820	3,730	3,640
131～135	4,460	4,330	4,300	4,200	4,140	4,010	3,910	3,810	131～135	4,090	3,970	3,940	3,850	3,800	3,680	3,590	3,500
136～140	4,300	4,180	4,150	4,050	3,990	3,860	3,770	3,680	136～140	3,940	3,830	3,800	3,720	3,660	3,550	3,460	3,380
141～145	4,150	4,030	4,000	3,910	3,850	3,730	3,640	3,550	141～145	3,810	3,700	3,670	3,590	3,530	3,420	3,340	3,260
146～150	4,020	3,900	3,870	3,780	3,720	3,610	3,520	3,430	146～150	3,680	3,570	3,550	3,470	3,420	3,310	3,230	3,150
151人以上	3,890	3,770	3,740	3,660	3,600	3,490	3,400	3,320	151人以上	3,560	3,460	3,430	3,360	3,300	3,200	3,130	3,050

改正後									現行								
(15) 看護師加算分保護単価									(15) 看護師加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,230	27,330	27,100	26,420	25,970	25,060	24,380	23,700	20人まで	25,780	24,960	24,750	24,130	23,720	22,890	22,270	21,660
21～25人	22,580	21,860	21,680	21,140	20,770	20,050	19,510	18,960	21～25人	20,630	19,970	19,800	19,310	18,970	18,310	17,820	17,320
26～30	18,820	18,220	18,070	17,610	17,310	16,710	16,250	15,800	26～30	17,190	16,640	16,500	16,090	15,810	15,260	14,850	14,440
31～35	16,130	15,610	15,480	15,100	14,840	14,320	13,930	13,540	31～35	14,730	14,260	14,140	13,790	13,550	13,080	12,730	12,370
36～40	14,110	13,660	13,550	13,210	12,980	12,530	12,190	11,850	36～40	12,890	12,480	12,370	12,060	11,860	11,440	11,140	10,830
41～45	12,550	12,140	12,040	11,740	11,540	11,140	10,830	10,530	41～45	11,460	11,090	11,000	10,720	10,540	10,170	9,900	9,620
46～50	11,290	10,930	10,840	10,570	10,380	10,020	9,750	9,480	46～50	10,310	9,980	9,900	9,650	9,490	9,150	8,910	8,660
51～55	10,260	9,930	9,850	9,600	9,440	9,110	8,860	8,620	51～55	9,370	9,070	9,000	8,770	8,620	8,320	8,100	7,870
56～60	9,410	9,110	9,030	8,800	8,650	8,350	8,120	7,900	56～60	8,590	8,320	8,250	8,040	7,900	7,630	7,420	7,220
61～65	8,680	8,410	8,340	8,130	7,990	7,710	7,500	7,290	61～65	7,930	7,680	7,610	7,420	7,300	7,040	6,850	6,660
66～70	8,060	7,800	7,740	7,550	7,420	7,160	6,960	6,770	66～70	7,360	7,130	7,070	6,890	6,770	6,540	6,360	6,180
71～75	7,530	7,280	7,220	7,040	6,920	6,680	6,500	6,320	71～75	6,870	6,650	6,600	6,430	6,320	6,100	5,940	5,770
76～80	7,050	6,830	6,770	6,600	6,490	6,260	6,090	5,920	76～80	6,440	6,240	6,180	6,030	5,930	5,720	5,570	5,410
81～85	6,640	6,430	6,370	6,210	6,110	5,890	5,730	5,570	81～85	6,060	5,870	5,820	5,670	5,580	5,380	5,240	5,090
86～90	6,270	6,070	6,020	5,870	5,770	5,570	5,420	5,260	86～90	5,730	5,540	5,500	5,360	5,270	5,080	4,950	4,810
91～95	5,940	5,750	5,700	5,560	5,460	5,270	5,130	4,990	91～95	5,420	5,250	5,210	5,080	4,990	4,820	4,690	4,560
96～100	5,640	5,460	5,420	5,280	5,190	5,010	4,870	4,740	96～100	5,150	4,990	4,950	4,820	4,740	4,580	4,450	4,330
101～105	5,370	5,200	5,160	5,030	4,940	4,770	4,640	4,510	101～105	4,910	4,750	4,710	4,590	4,510	4,360	4,240	4,120
106～110	5,130	4,960	4,920	4,800	4,720	4,550	4,430	4,310	106～110	4,680	4,530	4,500	4,380	4,310	4,160	4,050	3,930
111～115	4,910	4,750	4,710	4,590	4,510	4,360	4,240	4,120	111～115	4,480	4,340	4,300	4,190	4,120	3,980	3,870	3,760
116～120	4,700	4,550	4,510	4,400	4,320	4,170	4,060	3,950	116～120	4,290	4,160	4,120	4,020	3,950	3,810	3,710	3,610
121～125	4,510	4,370	4,330	4,220	4,150	4,010	3,900	3,790	121～125	4,120	3,990	3,960	3,860	3,790	3,660	3,560	3,460
126～130	4,340	4,200	4,170	4,060	3,990	3,850	3,750	3,640	126～130	3,960	3,840	3,800	3,710	3,650	3,520	3,420	3,330
131～135	4,180	4,040	4,010	3,910	3,840	3,710	3,610	3,510	131～135	3,820	3,690	3,660	3,570	3,510	3,390	3,300	3,200
136～140	4,030	3,900	3,870	3,770	3,710	3,580	3,480	3,380	136～140	3,680	3,560	3,530	3,440	3,380	3,270	3,180	3,090
141～145	3,890	3,770	3,730	3,640	3,580	3,450	3,360	3,270	141～145	3,550	3,440	3,410	3,320	3,270	3,150	3,070	2,980
146～150	3,760	3,640	3,610	3,520	3,460	3,340	3,250	3,160	146～150	3,430	3,320	3,300	3,210	3,160	3,050	2,970	2,880
151人以上	3,640	3,520	3,490	3,410	3,350	3,230	3,140	3,050	151人以上	3,320	3,220	3,190	3,110	3,060	2,950	2,870	2,790

改正後									現行								
(16) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価									(16) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,310	37,210	36,930	36,110	35,550	34,450	33,620	32,800	10世帯まで	34,980	33,980	33,730	32,990	32,490	31,500	30,750	30,000
11～20世帯	28,730	27,910	27,700	27,080	26,660	25,840	25,220	24,600	11～20世帯	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500
21～30	19,150	18,600	18,460	18,050	17,780	17,220	16,810	16,400	21～30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000
31～40	17,240	16,740	16,620	16,250	16,000	15,500	15,130	14,760	31～40	15,740	15,290	15,180	14,840	14,620	14,170	13,840	13,500
41～50	15,320	14,880	14,770	14,440	14,220	13,780	13,450	13,120	41～50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,000
51世帯以上	13,410	13,020	12,920	12,630	12,440	12,050	11,770	11,480	51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500
(17) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価									(17) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	62,970	61,070	60,600	59,180	58,230	56,330	54,910	53,480	10世帯	58,050	56,310	55,870	54,570	53,700	51,970	50,660	49,360
20世帯	31,480	30,530	30,300	29,590	29,110	28,160	27,450	26,740	20世帯	29,020	28,150	27,940	27,280	26,850	25,980	25,330	24,680
30世帯	20,990	20,360	20,200	19,720	19,410	18,770	18,300	17,820	30世帯	19,350	18,770	18,620	18,190	17,900	17,320	16,880	16,450
31～40	15,740	15,270	15,150	14,790	14,550	14,080	13,720	13,370	31～40	14,510	14,070	13,970	13,640	13,420	12,990	12,660	12,340
41～50	12,590	12,210	12,120	11,830	11,640	11,260	10,980	10,690	41～50	11,610	11,260	11,170	10,910	10,740	10,390	10,130	9,870
51世帯以上	10,490	10,180	10,100	9,860	9,700	9,380	9,150	8,910	51世帯以上	9,670	9,380	9,310	9,090	8,950	8,660	8,440	8,220
(18) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価									(18) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	60,840	59,010	58,560	57,180	56,270	54,440	53,070	51,700	10世帯	55,680	54,020	53,610	52,360	51,530	49,870	48,630	47,380
11～20	30,420	29,500	29,280	28,590	28,130	27,220	26,530	25,850	11～20	27,840	27,010	26,800	26,180	25,760	24,930	24,310	23,690
21～30	20,280	19,670	19,520	19,060	18,750	18,140	17,690	17,230	21～30	18,560	18,010	17,870	17,450	17,180	16,620	16,210	15,790
31～40	15,210	14,750	14,640	14,290	14,060	13,610	13,260	12,920	31～40	13,920	13,500	13,400	13,090	12,880	12,470	12,150	11,840
41～50	13,690	13,270	13,170	12,860	12,660	12,250	11,940	11,630	41～50	12,530	12,150	12,060	11,780	11,590	11,220	10,940	10,660
51世帯以上	12,160	11,800	11,710	11,430	11,250	10,890	10,610	10,340	51世帯以上	11,130	10,800	10,720	10,470	10,300	9,970	9,720	9,470

改正後									現行								
(19) 小規模グループケア加算分保護単価 ア 児童養護施設									(19) 小規模グループケア加算分保護単価 ア 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	37,190	36,280	36,050	35,360	34,900	33,990	33,300	32,620	20人まで	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460
21～25人	29,750	29,020	28,840	28,290	27,920	27,190	26,640	26,090	21～25人	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370
26～30	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740	26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
31～35	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640	31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
36～40	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310	36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
41～45	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490	41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
46～50	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040	46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180
51～55	13,520	13,190	13,100	12,860	12,690	12,360	12,110	11,860	51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070
56～60	12,390	12,090	12,010	11,780	11,630	11,330	11,100	10,870	56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150
61～65	11,440	11,160	11,090	10,880	10,740	10,460	10,240	10,030	61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370
66～70	10,620	10,360	10,300	10,100	9,970	9,710	9,510	9,320	66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700
71～75	9,910	9,670	9,610	9,430	9,300	9,060	8,880	8,700	71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120
76～80	9,290	9,070	9,010	8,840	8,720	8,490	8,320	8,150	76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610
81～85	8,750	8,530	8,480	8,320	8,210	7,990	7,830	7,670	81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160
86～90	8,260	8,060	8,010	7,850	7,750	7,550	7,400	7,250	86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770
91～95	7,830	7,630	7,590	7,440	7,340	7,150	7,010	6,860	91～95	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410
96～100	7,430	7,250	7,210	7,070	6,980	6,790	6,660	6,520	96～100	6,920	6,750	6,710	6,590	6,500	6,340	6,210	6,090
101～105	7,080	6,910	6,860	6,730	6,640	6,470	6,340	6,210	101～105	6,590	6,430	6,390	6,270	6,190	6,040	5,920	5,800
106～110	6,760	6,590	6,550	6,430	6,340	6,180	6,050	5,930	106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,910	5,760	5,650	5,530
111～115	6,460	6,300	6,270	6,150	6,070	5,910	5,790	5,670	111～115	6,020	5,870	5,830	5,730	5,650	5,510	5,400	5,290
116～120	6,190	6,040	6,000	5,890	5,810	5,660	5,550	5,430	116～120	5,760	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,070
121～125	5,950	5,800	5,760	5,650	5,580	5,440	5,330	5,220	121～125	5,530	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130	5,720	5,580	5,540	5,440	5,370	5,230	5,120	5,010	126～130	5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,870	4,780	4,680
131～135	5,510	5,370	5,340	5,240	5,170	5,030	4,930	4,830	131～135	5,120	5,000	4,970	4,880	4,820	4,690	4,600	4,510
136～140	5,310	5,180	5,150	5,050	4,980	4,850	4,750	4,660	136～140	4,940	4,820	4,790	4,700	4,640	4,530	4,440	4,350
141～145	5,130	5,000	4,970	4,870	4,810	4,680	4,590	4,490	141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,480	4,370	4,280	4,200
146～150	4,950	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350	146～150	4,610	4,500	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060
151人以上	4,790	4,680	4,650	4,560	4,500	4,380	4,290	4,210	151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,190	4,090	4,010	3,930

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740	30人まで	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
31～35人	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640	31～35人	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
36～40	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310	36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
41～45	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490	41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
46～50	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040	46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180
51～55	13,520	13,190	13,100	12,860	12,690	12,360	12,110	11,860	51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070
56～60	12,390	12,090	12,010	11,780	11,630	11,330	11,100	10,870	56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150
61～65	11,440	11,160	11,090	10,880	10,740	10,460	10,240	10,030	61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370
66～70	10,620	10,360	10,300	10,100	9,970	9,710	9,510	9,320	66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700
71～75	9,910	9,670	9,610	9,430	9,300	9,060	8,880	8,700	71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120
76～80	9,290	9,070	9,010	8,840	8,720	8,490	8,320	8,150	76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610
81～85	8,750	8,530	8,480	8,320	8,210	7,990	7,830	7,670	81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160
86～90	8,260	8,060	8,010	7,850	7,750	7,550	7,400	7,250	86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770
91～95	7,830	7,630	7,590	7,440	7,340	7,150	7,010	6,860	91～95	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410
96～100	7,430	7,250	7,210	7,070	6,980	6,790	6,660	6,520	96～100	6,920	6,750	6,710	6,590	6,500	6,340	6,210	6,090
101～105	7,080	6,910	6,860	6,730	6,640	6,470	6,340	6,210	101～105	6,590	6,430	6,390	6,270	6,190	6,040	5,920	5,800
106～110	6,760	6,590	6,550	6,430	6,340	6,180	6,050	5,930	106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,910	5,760	5,650	5,530
111～115	6,460	6,300	6,270	6,150	6,070	5,910	5,790	5,670	111～115	6,020	5,870	5,830	5,730	5,650	5,510	5,400	5,290
116～120	6,190	6,040	6,000	5,890	5,810	5,660	5,550	5,430	116～120	5,760	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,070
121～125	5,950	5,800	5,760	5,650	5,580	5,440	5,330	5,220	121～125	5,530	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130	5,720	5,580	5,540	5,440	5,370	5,230	5,120	5,010	126～130	5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,870	4,780	4,680
131～135	5,510	5,370	5,340	5,240	5,170	5,030	4,930	4,830	131～135	5,120	5,000	4,970	4,880	4,820	4,690	4,600	4,510
136～140	5,310	5,180	5,150	5,050	4,980	4,850	4,750	4,660	136～140	4,940	4,820	4,790	4,700	4,640	4,530	4,440	4,350
141～145	5,130	5,000	4,970	4,870	4,810	4,680	4,590	4,490	141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,480	4,370	4,280	4,200
146～150	4,950	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350	146～150	4,610	4,500	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060
151人以上	4,790	4,680	4,650	4,560	4,500	4,380	4,290	4,210	151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,190	4,090	4,010	3,930

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	74,380	72,560	72,100	70,730	69,810	67,980	66,610	65,240	10人まで	69,230	67,570	67,150	65,910	65,080	63,420	62,170	60,930
11～15人	49,590	48,370	48,060	47,150	46,540	45,320	44,410	43,490	11～15人	46,150	45,040	44,770	43,940	43,380	42,280	41,450	40,620
16～20	37,190	36,280	36,050	35,360	34,900	33,990	33,300	32,620	16～20	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460
21～25	29,750	29,020	28,840	28,290	27,920	27,190	26,640	26,090	21～25	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370
26～30	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740	26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
31～35	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640	31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
36～40	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310	36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
41～45	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490	41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
46～50	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040	46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180
51～55	13,520	13,190	13,100	12,860	12,690	12,360	12,110	11,860	51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070
56～60	12,390	12,090	12,010	11,780	11,630	11,330	11,100	10,870	56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150
61～65	11,440	11,160	11,090	10,880	10,740	10,460	10,240	10,030	61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370
66～70	10,620	10,360	10,300	10,100	9,970	9,710	9,510	9,320	66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700
71～75	9,910	9,670	9,610	9,430	9,300	9,060	8,880	8,700	71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120
76～80	9,290	9,070	9,010	8,840	8,720	8,490	8,320	8,150	76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610
81～85	8,750	8,530	8,480	8,320	8,210	7,990	7,830	7,670	81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160
86～90	8,260	8,060	8,010	7,850	7,750	7,550	7,400	7,250	86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770
91人以上	7,830	7,630	7,590	7,440	7,340	7,150	7,010	6,860	91人以上	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410

エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	37,190	36,280	36,050	35,360	34,900	33,990	33,300	32,620	20人まで	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460
21～25	29,750	29,020	28,840	28,290	27,920	27,190	26,640	26,090	21～25	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370
26～30	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740	26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
31～35	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640	31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
36～40	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310	36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
41～45	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490	41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
46人以上	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040	46人以上	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180

改正後									現行								
(20) 家庭支援専門相談員加算分保護単価									(20) 家庭支援専門相談員加算分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360	96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100	101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870	106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290	121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690	141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35人	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35人	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360	96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100	101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870	106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290	121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690	141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	62,780	60,950	60,490	59,120	58,210	56,380	55,010	53,640	10人まで	57,620	55,960	55,550	54,300	53,470	51,810	50,570	49,320
11～15人	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760	11～15人	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～20	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	16～20	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91人以上	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46人以上	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860

改正後				現行			
(21) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)				(21) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)			
ア 児童養護施設 (常勤の非常勤職員)		イ 児童自立支援施設 (常勤の非常勤職員)		ア 児童養護施設 (常勤の非常勤職員)		イ 児童自立支援施設 (常勤の非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
20人まで	14,380	30人まで	9,590	20人まで	14,320	30人まで	9,540
21~25人	11,500	31~35人	8,220	21~25人	11,450	31~35人	8,180
26~30	9,590	36~40	7,190	26~30	9,540	36~40	7,160
31~35	8,220	41~45	6,390	31~35	8,180	41~45	6,360
36~40	7,190	46~50	5,750	36~40	7,160	46~50	5,720
41~45	6,390	51~55	5,230	41~45	6,360	51~55	5,200
46~50	5,750	56~60	4,790	46~50	5,720	56~60	4,770
51~55	5,230	61~65	4,420	51~55	5,200	61~65	4,400
56~60	4,790	66~70	4,110	56~60	4,770	66~70	4,090
61~65	4,420	71~75	3,830	61~65	4,400	71~75	3,810
66~70	4,110	76~80	3,590	66~70	4,090	76~80	3,580
71~75	3,830	81~85	3,380	71~75	3,810	81~85	3,370
76~80	3,590	86~90	3,190	76~80	3,580	86~90	3,180
81~85	3,380	91~95	3,020	81~85	3,370	91~95	3,010
86~90	3,190	96~100	2,870	86~90	3,180	96~100	2,860
91~95	3,020	101~105	2,740	91~95	3,010	101~105	2,720
96~100	2,870	106~110	2,610	96~100	2,860	106~110	2,600
101~105	2,740	111~115	2,500	101~105	2,720	111~115	2,490
106~110	2,610	116~120	2,390	106~110	2,600	116~120	2,380
111~115	2,500	121~125	2,300	111~115	2,490	121~125	2,290
116~120	2,390	126~130	2,210	116~120	2,380	126~130	2,200
121~125	2,300	131~135	2,130	121~125	2,290	131~135	2,120
126~130	2,210	136~140	2,050	126~130	2,200	136~140	2,040
131~135	2,130	141~145	1,980	131~135	2,120	141~145	1,970
136~140	2,050	146~150	1,910	136~140	2,040	146~150	1,900
141~145	1,980	151人以上	1,850	141~145	1,970	151人以上	1,840
146~150	1,910			146~150	1,900		
151人以上	1,850			151人以上	1,840		

改正後		改正後		現行		現行	
ウ 乳児院 (常勤の非常勤職員)		エ 母子生活支援施設 (常勤の非常勤職員)		ウ 乳児院 (常勤の非常勤職員)		エ 母子生活支援施設 (常勤の非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
10人まで	<u>28,770</u>	10世帯まで	<u>28,770</u>	10人まで	<u>28,640</u>	10世帯まで	<u>28,640</u>
11~15人	<u>19,180</u>	11~20世帯	<u>14,380</u>	11~15人	<u>19,090</u>	11~20世帯	<u>14,320</u>
16~20	<u>14,380</u>	21~30	<u>9,590</u>	16~20	<u>14,320</u>	21~30	<u>9,540</u>
21~25	<u>11,500</u>	31~40	<u>7,190</u>	21~25	<u>11,450</u>	31~40	<u>7,160</u>
26~30	<u>9,590</u>	41~50	<u>5,750</u>	26~30	<u>9,540</u>	41~50	<u>5,720</u>
31~35	<u>8,220</u>	51世帯以上	<u>4,790</u>	31~35	<u>8,180</u>	51世帯以上	<u>4,770</u>
36~40	<u>7,190</u>			36~40	<u>7,160</u>		
41~45	<u>6,390</u>			41~45	<u>6,360</u>		
46~50	<u>5,750</u>			46~50	<u>5,720</u>		
51~55	<u>5,230</u>			51~55	<u>5,200</u>		
56~60	<u>4,790</u>			56~60	<u>4,770</u>		
61~65	<u>4,420</u>			61~65	<u>4,400</u>		
66~70	<u>4,110</u>			66~70	<u>4,090</u>		
71~75	<u>3,830</u>			71~75	<u>3,810</u>		
76~80	<u>3,590</u>			76~80	<u>3,580</u>		
81~85	<u>3,380</u>			81~85	<u>3,370</u>		
86~90	<u>3,190</u>			86~90	<u>3,180</u>		
91人以上	<u>3,020</u>			91人以上	<u>3,010</u>		

改正後		現行					
オ 児童養護施設 (非常勤職員)		カ 児童自立支援施設 (非常勤職員)		オ 児童養護施設 (非常勤職員)		カ 児童自立支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
20人まで	9,220	30人まで	6,150	20人まで	9,220	30人まで	6,150
21~25人	7,380	31~35人	5,270	21~25人	7,380	31~35人	5,270
26~30	6,150	36~40	4,610	26~30	6,150	36~40	4,610
31~35	5,270	41~45	4,100	31~35	5,270	41~45	4,100
36~40	4,610	46~50	3,690	36~40	4,610	46~50	3,690
41~45	4,100	51~55	3,350	41~45	4,100	51~55	3,350
46~50	3,690	56~60	3,070	46~50	3,690	56~60	3,070
51~55	3,350	61~65	2,830	51~55	3,350	61~65	2,830
56~60	3,070	66~70	2,630	56~60	3,070	66~70	2,630
61~65	2,830	71~75	2,460	61~65	2,830	71~75	2,460
66~70	2,630	76~80	2,300	66~70	2,630	76~80	2,300
71~75	2,460	81~85	2,170	71~75	2,460	81~85	2,170
76~80	2,300	86~90	2,050	76~80	2,300	86~90	2,050
81~85	2,170	91~95	1,940	81~85	2,170	91~95	1,940
86~90	2,050	96~100	1,840	86~90	2,050	96~100	1,840
91~95	1,940	101~105	1,750	91~95	1,940	101~105	1,750
96~100	1,840	106~110	1,670	96~100	1,840	106~110	1,670
101~105	1,750	111~115	1,600	101~105	1,750	111~115	1,600
106~110	1,670	116~120	1,530	106~110	1,670	116~120	1,530
111~115	1,600	121~125	1,470	111~115	1,600	121~125	1,470
116~120	1,530	126~130	1,420	116~120	1,530	126~130	1,420
121~125	1,470	131~135	1,360	121~125	1,470	131~135	1,360
126~130	1,420	136~140	1,310	126~130	1,420	136~140	1,310
131~135	1,360	141~145	1,270	131~135	1,360	141~145	1,270
136~140	1,310	146~150	1,230	136~140	1,310	146~150	1,230
141~145	1,270	151人以上	1,190	141~145	1,270	151人以上	1,190
146~150	1,230			146~150	1,230		
151人以上	1,190			151人以上	1,190		

改正後		現行					
キ 乳児院 (非常勤職員)		ク 母子生活支援施設 (非常勤職員)		キ 乳児院 (非常勤職員)		ク 母子生活支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
10人まで	18,450	10世帯まで	18,450	10人まで	18,450	10世帯まで	18,450
11~15人	12,300	11~20世帯	9,220	11~15人	12,300	11~20世帯	9,220
16~20	9,220	21~30	6,150	16~20	9,220	21~30	6,150
21~25	7,380	31~40	4,610	21~25	7,380	31~40	4,610
26~30	6,150	41~50	3,690	26~30	6,150	41~50	3,690
31~35	5,270	51世帯以上	3,070	31~35	5,270	51世帯以上	3,070
36~40	4,610			36~40	4,610		
41~45	4,100			41~45	4,100		
46~50	3,690			46~50	3,690		
51~55	3,350			51~55	3,350		
56~60	3,070			56~60	3,070		
61~65	2,830			61~65	2,830		
66~70	2,630			66~70	2,630		
71~75	2,460			71~75	2,460		
76~80	2,300			76~80	2,300		
81~85	2,170			81~85	2,170		
86~90	2,050			86~90	2,050		
91人以上	1,940			91人以上	1,940		

改正後									現行								
(22) 基幹的職員加算分保護単価 ア 児童養護施設									(22) 基幹的職員加算分保護単価 ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	640	620	620	600	590	570	550	540	20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25人	510	500	490	480	470	460	440	430	21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	430	410	410	400	390	380	370	360	26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	370	350	350	340	340	320	320	310	31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	320	310	310	300	290	280	280	270	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	280	270	270	270	260	250	240	240	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	260	250	240	240	230	230	220	210	46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	230	220	220	220	210	200	200	190	51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	210	200	200	200	190	190	180	180	56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	200	190	190	180	180	170	170	160	61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	180	170	170	170	170	160	160	150	66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	170	160	160	160	150	150	140	140	71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	160	150	150	150	140	140	140	130	76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	150	140	140	140	140	130	130	120	81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	140	140	130	130	130	120	120	120	86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91～95	130	130	130	120	120	120	110	110	91～95	180	170	170	170	160	160	150	150
96～100	130	120	120	120	110	110	110	100	96～100	170	160	160	160	150	150	150	140
101～105	120	120	110	110	110	110	100	100	101～105	160	160	150	150	150	140	140	130
106～110	110	110	110	110	100	100	100	90	106～110	150	150	150	140	140	140	130	130
111～115	110	100	100	100	100	100	90	90	111～115	150	140	140	140	130	130	130	120
116～120	100	100	100	100	90	90	90	90	116～120	140	140	130	130	130	120	120	120
121～125	100	100	100	90	90	90	90	80	121～125	130	130	130	130	120	120	120	110
126～130	100	90	90	90	90	80	80	80	126～130	130	120	120	120	120	110	110	110
131～135	90	90	90	90	80	80	80	80	131～135	120	120	120	120	110	110	110	100
136～140	90	90	80	80	80	80	80	70	136～140	120	120	110	110	110	110	100	100
141～145	90	80	80	80	80	70	70	70	141～145	120	110	110	110	110	100	100	100
146～150	80	80	80	80	80	70	70	70	146～150	110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上	80	80	80	70	70	70	70	70	151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	430	410	410	400	390	380	370	360	30人まで	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35人	370	350	350	340	340	320	320	310	31～35人	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	320	310	310	300	290	280	280	270	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	280	270	270	270	260	250	240	240	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	260	250	240	240	230	230	220	210	46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	230	220	220	220	210	200	200	190	51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	210	200	200	200	190	190	180	180	56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	200	190	190	180	180	170	170	160	61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	180	170	170	170	170	160	160	150	66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	170	160	160	160	150	150	140	140	71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	160	150	150	150	140	140	140	130	76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	150	140	140	140	140	130	130	120	81～85	200	190	190	180	180	180	170	170
86～90	140	140	130	130	130	120	120	120	86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91～95	130	130	130	120	120	120	110	110	91～95	180	170	170	170	160	160	150	150
96～100	130	120	120	120	110	110	110	100	96～100	170	160	160	160	150	150	150	140
101～105	120	120	110	110	110	110	100	100	101～105	160	160	150	150	140	140	130	130
106～110	110	110	110	110	100	100	100	90	106～110	150	150	150	140	140	140	130	130
111～115	110	100	100	100	100	100	90	90	111～115	150	140	140	140	130	130	130	120
116～120	100	100	100	100	90	90	90	90	116～120	140	140	130	130	120	120	120	120
121～125	100	100	100	90	90	90	90	80	121～125	130	130	130	130	120	120	120	110
126～130	100	90	90	90	90	80	80	80	126～130	130	120	120	120	120	110	110	110
131～135	90	90	90	90	80	80	80	80	131～135	120	120	120	120	110	110	110	100
136～140	90	90	80	80	80	80	80	70	136～140	120	120	110	110	110	110	100	100
141～145	90	80	80	80	80	70	70	70	141～145	120	110	110	110	110	100	100	100
146～150	80	80	80	80	80	70	70	70	146～150	110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上	80	80	80	70	70	70	70	70	151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,290	1,250	1,240	1,210	1,190	1,150	1,110	1,080	10人まで	1,730	1,670	1,660	1,620	1,590	1,530	1,490	1,450
11～15人	860	830	830	800	790	760	740	720	11～15人	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960
16～20	640	620	620	600	590	570	550	540	16～20	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25	510	500	490	480	470	460	440	430	21～25	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	430	410	410	400	390	380	370	360	26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	370	350	350	340	340	320	320	310	31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	320	310	310	300	290	280	280	270	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	280	270	270	270	260	250	240	240	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	260	250	240	240	230	230	220	210	46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	230	220	220	220	210	200	200	190	51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	210	200	200	200	190	190	180	180	56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	200	190	190	180	180	170	170	160	61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	180	170	170	170	170	160	160	150	66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	170	160	160	160	150	150	140	140	71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	160	150	150	150	140	140	140	130	76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	150	140	140	140	140	130	130	120	81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	140	140	130	130	130	120	120	120	86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91人以上	130	130	130	120	120	120	110	110	91人以上	180	170	170	170	160	160	150	150
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	640	620	620	600	590	570	550	540	20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25人	510	500	490	480	470	460	440	430	21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	430	410	410	400	390	380	370	360	26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	370	350	350	340	340	320	320	310	31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	320	310	310	300	290	280	280	270	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	280	270	270	270	260	250	240	240	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46人以上	260	250	240	240	230	230	220	210	46人以上	340	330	330	320	310	300	290	290

改正後									現行								
オ 母子生活支援施設									オ 母子生活支援施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	860	830	830	800	790	760	740	720	10世帯まで	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960
11～20世帯	640	620	620	600	590	570	550	540	11～20世帯	860	840	830	810	790	760	740	720
21～30	430	410	410	400	390	380	370	360	21～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～40	320	310	310	300	290	280	280	270	31～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～50	260	250	240	240	230	230	220	210	41～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51世帯以上	210	200	200	200	190	190	180	180	51世帯以上	280	280	270	270	260	250	240	240

改正後				現行			
(23) ボイラー技工士雇上費加算分保護単価		(24) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価		(23) ボイラー技工士雇上費加算分保護単価		(24) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
20人まで	10,060	20人まで	7,790	20人まで	10,060	20人まで	7,790
21～25人	8,050	21～25人	6,230	21～25人	8,050	21～25人	6,230
26～30	6,710	26～30	5,190	26～30	6,710	26～30	5,190
31～35	5,750	31～35	4,450	31～35	5,750	31～35	4,450
36～40	5,030	36～40	3,890	36～40	5,030	36～40	3,890
41～45	4,470	41～45	3,460	41～45	4,470	41～45	3,460
46～50	4,020	46～50	3,110	46～50	4,020	46～50	3,110
51～55	3,660	51～55	2,830	51～55	3,660	51～55	2,830
56～60	3,350	56～60	2,590	56～60	3,350	56～60	2,590
61～65	3,090	61～65	2,390	61～65	3,090	61～65	2,390
66～70	2,870	66～70	2,220	66～70	2,870	66～70	2,220
71～75	2,680	71～75	2,070	71～75	2,680	71～75	2,070
76～80	2,510	76～80	1,940	76～80	2,510	76～80	1,940
81～85	2,360	81～85	1,830	81～85	2,360	81～85	1,830
86～90	2,230	86～90	1,730	86～90	2,230	86～90	1,730
91～95	2,110	91～95	1,640	91～95	2,110	91～95	1,640
96～100	2,010	96～100	1,550	96～100	2,010	96～100	1,550
101～105	1,910	101～105	1,480	101～105	1,910	101～105	1,480
106～110	1,830	106～110	1,410	106～110	1,830	106～110	1,410
111～115	1,750	111～115	1,350	111～115	1,750	111～115	1,350
116～120	1,670	116～120	1,290	116～120	1,670	116～120	1,290
121～125	1,610	121～125	1,240	121～125	1,610	121～125	1,240
126～130	1,540	126～130	1,190	126～130	1,540	126～130	1,190
131～135	1,490	131～135	1,150	131～135	1,490	131～135	1,150
136～140	1,430	136～140	1,110	136～140	1,430	136～140	1,110
141～145	1,380	141～145	1,070	141～145	1,380	141～145	1,070
146～150	1,340	146～150	1,030	146～150	1,340	146～150	1,030
151人以上	1,290	151人以上	1,000	151人以上	1,290	151人以上	1,000
(25) 学習指導費加算分保護単価				(25) 学習指導費加算分保護単価			
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
1人当たり	8,290	1人当たり	8,290	1人当たり	8,290	1人当たり	8,290

改正後									現行								
(26) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価									(26) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価								
定員		月額							定員		月額						
世帯	円								世帯	円							
40	7,190								40	7,160							
41 ~ 50	5,750								41 ~ 50	5,720							
51世帯以上	4,790								51世帯以上	4,770							
(27) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価				(28) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価					(27) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価				(28) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価				
定員		月額							定員		月額						
		円									円						
10世帯まで	16,180								10世帯まで	15,580							
11~20世帯	8,090								11~20世帯	7,790							
21~30	5,390								21~30	5,190							
31~40	4,040								31~40	3,890							
41~50	3,230								41~50	3,110							
51世帯以上	2,690								51世帯以上	2,590							
(29) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価									(29) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円								定員	円							
10世帯まで	38,310	37,210	36,930	36,110	35,550	34,450	33,620	32,800	34,980	33,980	33,730	32,990	32,490	31,500	30,750	30,000	
11~20世帯	28,730	27,910	27,700	27,080	26,660	25,840	25,220	24,600	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500	
21~30	19,150	18,600	18,460	18,050	17,780	17,220	16,810	16,400	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000	
31~40	17,240	16,740	16,620	16,250	16,000	15,500	15,130	14,760	15,740	15,290	15,180	14,840	14,620	14,170	13,840	13,500	
41~50	15,320	14,880	14,770	14,440	14,220	13,780	13,450	13,120	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,000	
51世帯以上	13,410	13,020	12,920	12,630	12,440	12,050	11,770	11,480	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500	

改正後										現行															
(30) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価					(31) 一時保護施設の専門職員等加算分保護単価					(30) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価					(31) 一時保護施設の専門職員等加算分保護単価										
定員		月額			区分		定員		年額	定員		月額			区分		定員		年額						
		円							円			円							円						
20人まで		9,390			個別対応職員加算分		11～20人		6,366,989	20人まで		9,390			個別対応職員加算分		11～20人		5,861,464						
21～25人		7,510					21人以上		12,733,978	21～25人		7,510					21人以上		11,722,928						
26～30人		6,260								26～30人		6,260													
31～35人		5,360								31～35人		5,360													
					区分				年額						区分				年額						
					栄養士加算分				円						栄養士加算分				円						
									5,260,244										4,738,511						
					区分		定員		年額						区分		定員		年額						
							20人まで		1,414,880								20人まで		1,414,880						
							21人以上		5,459,316								21人以上		4,994,869						
(32) 一時保護施設の新基準対応加算分保護単価										(32) 一時保護施設の新基準対応加算分保護単価															
看護師加算単価										看護師加算単価															
地域区分	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100	6/100	3/100	その他
定員	円		円		円		円		円	円	円	円	定員	円		円		円		円		円	円	円	円
1施設当たり	585,724		567,012		562,334		548,299		538,943	520,231	506,197	492,163	1施設当たり	536,656		519,544		515,266		502,432		493,875	476,763	463,929	451,095
※1施設当たりの月額										※1施設当たりの月額															
学習指導員加算										学習指導員加算															
地域区分	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100	6/100	3/100	その他
定員	円		円		円		円		円	円	円	円	定員	円		円		円		円		円	円	円	円
1施設当たり	577,836		569,371		554,758		540,916		531,689	513,234	499,392	485,551	1施設当たり	530,475		513,564		509,337		496,653		488,198	471,287	458,604	445,921
※1施設当たりの月額										※1施設当たりの月額															

改正後									現行								
心理職配置改善（定員10人につき1人）									心理職配置改善（定員10人につき1人）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	605,340	587,860	583,490	570,370	561,630	544,150	531,040	517,930	10人まで	554,560	538,730	534,770	522,910	514,990	499,170	487,300	475,430
11～20	1,210,680	1,175,720	1,166,980	1,140,750	1,123,270	1,088,310	1,062,080	1,035,860	11～20	1,109,123	1,077,471	1,069,558	1,045,818	1,029,992	998,340	974,600	950,861
21～30	1,816,020	1,763,580	1,750,470	1,711,130	1,684,910	1,632,460	1,593,130	1,553,800	21～30	1,663,685	1,616,206	1,604,337	1,568,728	1,544,989	1,497,510	1,461,901	1,426,292
31～40	2,421,370	2,351,440	2,333,960	2,281,510	2,246,550	2,176,620	2,124,170	2,071,730	31～40	2,218,247	2,154,942	2,139,116	2,091,637	2,059,985	1,996,680	1,949,202	1,901,723
41～50	3,026,710	2,939,300	2,917,450	2,851,890	2,808,190	2,720,780	2,655,220	2,589,660	41～50	2,772,809	2,693,678	2,673,895	2,614,547	2,574,982	2,495,851	2,436,502	2,377,154
51～60	3,632,050	3,527,160	3,500,940	3,422,270	3,369,820	3,264,930	3,186,260	3,107,600	51～60	3,327,370	3,232,413	3,208,673	3,137,456	3,089,977	2,995,020	2,923,802	2,852,584
61～70	4,237,390	4,115,020	4,084,430	3,992,650	3,931,460	3,809,090	3,717,310	3,625,530	61～70	3,881,932	3,771,149	3,743,453	3,660,365	3,604,974	3,494,190	3,411,103	3,328,015
※1施設当たりの月額									※1施設当たりの月額								
夜間職員（常勤職員を1名以上配置する施設）									夜間職員（常勤職員を1名以上配置する施設）								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	529,379	512,502	508,282	495,624	487,186	470,308	457,650	444,992	1施設当たり	481,093	465,790	461,964	450,487	442,835	427,532	416,055	404,577
※1施設当たりの月額									※1施設当たりの月額								
夜間職員（上記以外の施設）									夜間職員（上記以外の施設）								
月額									月額								
円									円								
246,015									244,705								
※1施設当たりの月額									※1施設当たりの月額								
(33) 一時保護施設のユニットケア加算分保護単価									(33) 一時保護施設のユニットケア加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1グループ当たり	700,318	683,179	678,895	666,040	657,471	640,332	627,478	614,624	1グループ当たり	653,584	637,969	634,066	622,365	614,547	598,932	587,221	575,510
※1グループ当たりの月額									※1グループ当たりの月額								

改正後	現行												
<p>(34) 除雪費加算分保護単価</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1人(1世帯)当たり</td> <td style="text-align: right;">6,270</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	1人(1世帯)当たり	6,270	<p>(34) 除雪費加算分保護単価</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1人(1世帯)当たり</td> <td style="text-align: right;">6,270</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	1人(1世帯)当たり	6,270
定員	月額												
	円												
1人(1世帯)当たり	6,270												
定員	月額												
	円												
1人(1世帯)当たり	6,270												
<p>(35) 降灰除去費加算分保護単価</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td style="text-align: right;">164,890</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	1施設当たり	164,890	<p>(35) 降灰除去費加算分保護単価</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td style="text-align: right;">164,890</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	1施設当たり	164,890
定員	月額												
	円												
1施設当たり	164,890												
定員	月額												
	円												
1施設当たり	164,890												

改正後		現行	
(36) 社会的養護処遇改善加算分保護単価		(36) 社会的養護処遇改善加算分保護単価	
処遇改善加算 (I)		処遇改善加算 (I)	
職員	月額	職員	月額
	円		円
1人当たり	6,080	1人当たり	6,080
処遇改善加算 (II)		処遇改善加算 (II)	
職員	月額	職員	月額
	円		円
1人当たり	6,080	1人当たり	6,080
処遇改善加算 (III)		処遇改善加算 (III)	
職員	月額	職員	月額
	円		円
1人当たり	18,260	1人当たり	18,250
処遇改善加算 (IV)		処遇改善加算 (IV)	
職員	月額	職員	月額
	円		円
1人当たり	42,610	1人当たり	42,590
処遇改善加算 (V)		処遇改善加算 (V)	
職員	月額	職員	月額
	円		円
1人当たり	6,080	1人当たり	6,080
(37) 社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価		(37) 社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価	
職員	月額	職員	月額
	円		円
1人当たり	10,950	1人当たり	10,950
(38) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価		(38) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価	
職員	月額	職員	月額
	円		円
1人当たり	24,352	1人当たり	24,342

改正後									現行								
(39) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価 ア 分園型小規模グループケア									(39) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価 ア 分園型小規模グループケア								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360	96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100	101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870	106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290	121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690	141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180
イ 地域小規模児童養護施設									イ 地域小規模児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	627,820	609,530	604,960	591,250	582,110	563,820	550,110	536,400	1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240

改正後									現行								
(40) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価									(40) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360	96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100	101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870	106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290	121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690	141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
(41) 医療的ケア児等受入加算分保護単価 ア 児童養護施設									(41) 医療的ケア児等受入加算分保護単価 ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	74,380	72,560	72,100	70,730	69,810	67,980	66,610	65,240	20人まで	69,230	67,570	67,150	65,910	65,080	63,420	62,170	60,930
21～25人	59,510	58,040	57,680	56,580	55,850	54,390	53,290	52,190	21～25人	55,380	54,050	53,720	52,720	52,060	50,730	49,740	48,740
26～30	49,590	48,370	48,060	47,150	46,540	45,320	44,410	43,490	26～30	46,150	45,040	44,770	43,940	43,380	42,280	41,450	40,620
31～35	42,500	41,460	41,200	40,410	39,890	38,850	38,060	37,280	31～35	39,560	38,610	38,370	37,660	37,180	36,240	35,520	34,810
36～40	37,190	36,280	36,050	35,360	34,900	33,990	33,300	32,620	36～40	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460
41～45	33,060	32,240	32,040	31,430	31,030	30,210	29,600	28,990	41～45	30,760	30,030	29,840	29,290	28,920	28,180	27,630	27,080
46～50	29,750	29,020	28,840	28,290	27,920	27,190	26,640	26,090	46～50	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370
51～55	27,050	26,380	26,220	25,720	25,380	24,720	24,220	23,720	51～55	25,170	24,570	24,420	23,960	23,660	23,060	22,610	22,150
56～60	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740	56～60	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310
61～65	22,880	22,320	22,180	21,760	21,480	20,920	20,490	20,070	61～65	21,300	20,790	20,660	20,280	20,020	19,510	19,130	18,740
66～70	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640	66～70	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400
71～75	19,830	19,340	19,220	18,860	18,610	18,130	17,760	17,390	71～75	18,460	18,010	17,900	17,570	17,350	16,910	16,580	16,240
76～80	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310	76～80	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230
81～85	17,500	17,070	16,960	16,640	16,420	15,990	15,670	15,350	81～85	16,290	15,890	15,800	15,500	15,310	14,920	14,630	14,330
86～90	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490	86～90	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540
91～95	15,660	15,270	15,170	14,890	14,690	14,310	14,020	13,730	91～95	14,570	14,220	14,130	13,870	13,700	13,350	13,080	12,820
96～100	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040	96～100	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180
101～105	14,160	13,820	13,730	13,470	13,290	12,950	12,680	12,420	101～105	13,180	12,870	12,790	12,550	12,390	12,080	11,840	11,600
106～110	13,520	13,190	13,100	12,860	12,690	12,360	12,110	11,860	106～110	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070
111～115	12,930	12,620	12,540	12,300	12,140	11,820	11,580	11,340	111～115	12,040	11,750	11,680	11,460	11,310	11,030	10,810	10,590
116～120	12,390	12,090	12,010	11,780	11,630	11,330	11,100	10,870	116～120	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150
121～125	11,900	11,610	11,530	11,310	11,170	10,870	10,650	10,430	121～125	11,070	10,810	10,740	10,540	10,410	10,140	9,940	9,740
126～130	11,440	11,160	11,090	10,880	10,740	10,460	10,240	10,030	126～130	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370
131～135	11,020	10,740	10,680	10,470	10,340	10,070	9,860	9,660	131～135	10,250	10,010	9,940	9,760	9,640	9,390	9,210	9,020
136～140	10,620	10,360	10,300	10,100	9,970	9,710	9,510	9,320	136～140	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700
141～145	10,260	10,000	9,940	9,750	9,630	9,370	9,180	9,000	141～145	9,540	9,320	9,260	9,090	8,970	8,740	8,570	8,400
146～150	9,910	9,670	9,610	9,430	9,300	9,060	8,880	8,700	146～150	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120
151人以上	9,590	9,360	9,300	9,120	9,000	8,770	8,590	8,410	151人以上	8,930	8,710	8,660	8,500	8,390	8,180	8,020	7,860

改正後									現行								
イ 乳児院									イ 乳児院								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	132,860	129,350	128,470	127,600	124,070	120,560	117,920	115,280	10人まで	122,880	119,690	118,890	118,060	114,900	111,710	109,320	106,930
11～15人	88,570	86,230	85,640	85,070	82,710	80,370	78,610	76,850	11～15人	81,920	79,790	79,260	78,710	76,600	74,470	72,880	71,280
16～20	66,430	64,670	64,230	63,800	62,030	60,280	58,960	57,640	16～20	61,440	59,840	59,440	59,030	57,450	55,850	54,660	53,460
21～25	53,140	51,740	51,390	51,040	49,630	48,220	47,170	46,110	21～25	49,150	47,870	47,550	47,220	45,960	44,680	43,730	42,770
26～30	44,280	43,110	42,820	42,530	41,350	40,180	39,300	38,420	26～30	40,960	39,890	39,630	39,350	38,300	37,230	36,440	35,640
31～35	37,960	36,950	36,700	36,460	35,450	34,440	33,690	32,930	31～35	35,100	34,190	33,970	33,730	32,830	31,910	31,230	30,550
36～40	33,210	32,330	32,110	31,900	31,020	30,140	29,480	28,820	36～40	30,720	29,920	29,720	29,510	28,720	27,920	27,330	26,730
41～45	29,520	28,740	28,540	28,350	27,570	26,790	26,200	25,610	41～45	27,300	26,590	26,420	26,230	25,530	24,820	24,290	23,760
46～50	26,570	25,870	25,690	25,520	24,810	24,110	23,580	23,050	46～50	24,570	23,930	23,770	23,610	22,980	22,340	21,860	21,380
51～55	24,150	23,510	23,350	23,200	22,550	21,920	21,440	20,960	51～55	22,340	21,760	21,610	21,460	20,890	20,310	19,870	19,440
56～60	22,140	21,550	21,410	21,260	20,670	20,090	19,650	19,210	56～60	20,480	19,940	19,810	19,670	19,150	18,610	18,220	17,820
61～65	20,440	19,900	19,760	19,630	19,080	18,540	18,140	17,730	61～65	18,900	18,410	18,290	18,160	17,670	17,180	16,810	16,450
66～70	18,980	18,470	18,350	18,230	17,720	17,220	16,840	16,470	66～70	17,550	17,090	16,980	16,860	16,410	15,950	15,610	15,270
71～75	17,710	17,240	17,130	17,010	16,540	16,070	15,720	15,370	71～75	16,380	15,950	15,850	15,740	15,320	14,890	14,570	14,250
76～80	16,600	16,160	16,050	15,950	15,510	15,070	14,740	14,410	76～80	15,360	14,960	14,860	14,750	14,360	13,960	13,660	13,360
81～85	15,630	15,210	15,110	15,010	14,590	14,180	13,870	13,560	81～85	14,450	14,080	13,980	13,890	13,510	13,140	12,860	12,580
86～90	14,760	14,370	14,270	14,170	13,780	13,390	13,100	12,810	86～90	13,650	13,300	13,210	13,110	12,760	12,410	12,140	11,880
91人以上	13,980	13,610	13,520	13,430	13,060	12,690	12,410	12,130	91人以上	12,930	12,590	12,510	12,420	12,090	11,760	11,500	11,250

改正後									現行								
(42) 自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価									(42) 自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360	96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100	101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870	106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290	121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690	141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
イ 地域小規模児童養護施設									イ 地域小規模児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	627,820	609,530	604,960	591,250	582,110	563,820	550,110	536,400	1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240
ウ 児童自立支援施設									ウ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35人	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750	51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250	61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150	71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360	96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100	101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870	106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290	121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690	141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
エ 母子生活支援施設									エ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760	10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
11～20世帯	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940	51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220
オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設									オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	125,560	121,900	120,990	118,250	116,420	112,760	110,020	107,280	1世帯につき	115,250	111,930	111,100	108,610	106,950	103,630	101,140	98,640
カ 児童心理治療施設									カ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820	20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450	21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880	26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320	31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410	36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960
46人以上	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720	46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860

改正後									現行								
キ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所 I 型に限る。）									キ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所 I 型に限る。）								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	104,630	101,580	100,820	98,540	97,010	93,970	91,680	89,400	6人まで	96,040	93,270	92,580	90,500	89,120	86,350	84,280	82,200
7～9人	69,750	67,720	67,210	65,690	64,670	62,640	61,120	59,600	7～9	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800
10～12	52,310	50,790	50,410	49,270	48,500	46,980	45,840	44,700	10～12	48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100
13～15	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760	13～15	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880
16～18	34,870	33,860	33,600	32,840	32,340	31,320	30,560	29,800	16～18	32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400
19人以上	33,040	32,080	31,840	31,110	30,630	29,670	28,950	28,230	19人以上	30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960

改正後				現行							
(43) 自立支援担当職員加算 (II) 分保護単価				(43) 自立支援担当職員加算 (II) 分保護単価							
ア 児童養護施設 (非常勤職員)		イ 地域小規模児童養護施設 (非常勤職員)		ウ 児童自立支援施設 (非常勤職員)		ア 児童養護施設 (非常勤職員)		イ 地域小規模児童養護施設 (非常勤職員)		ウ 児童自立支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円		円		円
20人まで	12,540	1施設当たり	250,850	30人まで	8,360	20人まで	12,470	30人まで	8,310	20人まで	12,470
21~25人	10,030			31~35人	7,160	21~25人	9,980	31~35人	7,130	21~25人	9,980
26~30	8,360			36~40	6,270	26~30	8,310	36~40	6,230	26~30	8,310
31~35	7,160			41~45	5,570	31~35	7,130	41~45	5,540	31~35	7,130
36~40	6,270			46~50	5,010	36~40	6,230	46~50	4,990	36~40	6,230
41~45	5,570			51~55	4,560	41~45	5,540	51~55	4,530	41~45	5,540
46~50	5,010			56~60	4,180	46~50	4,990	56~60	4,150	46~50	4,990
51~55	4,560			61~65	3,850	51~55	4,530	61~65	3,830	51~55	4,530
56~60	4,180			66~70	3,580	56~60	4,150	66~70	3,560	56~60	4,150
61~65	3,850			71~75	3,340	61~65	3,830	71~75	3,320	61~65	3,830
66~70	3,580			76~80	3,130	66~70	3,560	76~80	3,110	66~70	3,560
71~75	3,340			81~85	2,950	71~75	3,320	81~85	2,930	71~75	3,320
76~80	3,130			86~90	2,780	76~80	3,110	86~90	2,770	76~80	3,110
81~85	2,950			91~95	2,640	81~85	2,930	91~95	2,620	81~85	2,930
86~90	2,780			96~100	2,500	86~90	2,770	96~100	2,490	86~90	2,770
91~95	2,640			101~105	2,380	91~95	2,620	101~105	2,370	91~95	2,620
96~100	2,500			106~110	2,280	96~100	2,490	106~110	2,260	96~100	2,490
101~105	2,380			111~115	2,180	101~105	2,370	111~115	2,170	101~105	2,370
106~110	2,280			116~120	2,090	106~110	2,260	116~120	2,080	106~110	2,260
111~115	2,180			121~125	2,000	111~115	2,170	121~125	1,990	111~115	2,170
116~120	2,090			126~130	1,930	116~120	2,080	126~130	1,920	116~120	2,080
121~125	2,000			131~135	1,850	121~125	1,990	131~135	1,840	121~125	1,990
126~130	1,930			136~140	1,790	126~130	1,920	136~140	1,780	126~130	1,920
131~135	1,850			141~145	1,730	131~135	1,840	141~145	1,720	131~135	1,840
136~140	1,790			146~150	1,670	136~140	1,780	146~150	1,660	136~140	1,780
141~145	1,730			151人以上	1,610	141~145	1,720	151人以上	1,610	141~145	1,720
146~150	1,670					146~150	1,660			146~150	1,660
151人以上	1,610					151人以上	1,610			151人以上	1,610

改正後		現行																																																													
エ 母子生活支援施設 (非常勤職員)		オ 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設 (非常勤職員)																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>10世帯まで</td> <td>16,720</td> </tr> <tr> <td>11～20世帯</td> <td>12,540</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>8,360</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>6,270</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>5,010</td> </tr> <tr> <td>51世帯以上</td> <td>4,180</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	10世帯まで	16,720	11～20世帯	12,540	21～30	8,360	31～40	6,270	41～50	5,010	51世帯以上	4,180	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1世帯につき</td> <td>50,170</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	1世帯につき	50,170	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>10世帯まで</td> <td>16,630</td> </tr> <tr> <td>11～20世帯</td> <td>12,470</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>8,310</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>6,230</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>4,990</td> </tr> <tr> <td>51世帯以上</td> <td>4,150</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	10世帯まで	16,630	11～20世帯	12,470	21～30	8,310	31～40	6,230	41～50	4,990	51世帯以上	4,150	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1世帯につき</td> <td>49,900</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	1世帯につき	49,900																
定員	月額																																																														
	円																																																														
10世帯まで	16,720																																																														
11～20世帯	12,540																																																														
21～30	8,360																																																														
31～40	6,270																																																														
41～50	5,010																																																														
51世帯以上	4,180																																																														
定員	月額																																																														
	円																																																														
1世帯につき	50,170																																																														
定員	月額																																																														
	円																																																														
10世帯まで	16,630																																																														
11～20世帯	12,470																																																														
21～30	8,310																																																														
31～40	6,230																																																														
41～50	4,990																																																														
51世帯以上	4,150																																																														
定員	月額																																																														
	円																																																														
1世帯につき	49,900																																																														
カ 児童心理治療施設 (非常勤職員)		キ 児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所 I 型に限る。)																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>30人まで</td> <td>8,360</td> </tr> <tr> <td>31～35人</td> <td>7,160</td> </tr> <tr> <td>36～40</td> <td>6,270</td> </tr> <tr> <td>41～45</td> <td>5,570</td> </tr> <tr> <td>46人以上</td> <td>5,010</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	30人まで	8,360	31～35人	7,160	36～40	6,270	41～45	5,570	46人以上	5,010	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>6人まで</td> <td>41,800</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>27,870</td> </tr> <tr> <td>10～12</td> <td>20,900</td> </tr> <tr> <td>13～15</td> <td>16,720</td> </tr> <tr> <td>16～18</td> <td>13,930</td> </tr> <tr> <td>19人以上</td> <td>13,200</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	6人まで	41,800	7～9人	27,870	10～12	20,900	13～15	16,720	16～18	13,930	19人以上	13,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>30人まで</td> <td>8,310</td> </tr> <tr> <td>31～35</td> <td>7,130</td> </tr> <tr> <td>36～40</td> <td>6,230</td> </tr> <tr> <td>41～45</td> <td>5,540</td> </tr> <tr> <td>46人以上</td> <td>4,990</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	30人まで	8,310	31～35	7,130	36～40	6,230	41～45	5,540	46人以上	4,990	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>6人まで</td> <td>41,590</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>27,720</td> </tr> <tr> <td>10～12</td> <td>20,790</td> </tr> <tr> <td>13～15</td> <td>16,630</td> </tr> <tr> <td>16～18</td> <td>13,860</td> </tr> <tr> <td>19人以上</td> <td>13,130</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額		円	6人まで	41,590	7～9人	27,720	10～12	20,790	13～15	16,630	16～18	13,860	19人以上	13,130
定員	月額																																																														
	円																																																														
30人まで	8,360																																																														
31～35人	7,160																																																														
36～40	6,270																																																														
41～45	5,570																																																														
46人以上	5,010																																																														
定員	月額																																																														
	円																																																														
6人まで	41,800																																																														
7～9人	27,870																																																														
10～12	20,900																																																														
13～15	16,720																																																														
16～18	13,930																																																														
19人以上	13,200																																																														
定員	月額																																																														
	円																																																														
30人まで	8,310																																																														
31～35	7,130																																																														
36～40	6,230																																																														
41～45	5,540																																																														
46人以上	4,990																																																														
定員	月額																																																														
	円																																																														
6人まで	41,590																																																														
7～9人	27,720																																																														
10～12	20,790																																																														
13～15	16,630																																																														
16～18	13,860																																																														
19人以上	13,130																																																														

改正後									現行								
別表2 事務費の事務単価 1 一般分事務単価 (1) 里親支援センター									別表2 事務費の事務単価 1 一般分事務単価 (1) 里親支援センター								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	3,381,613	3,303,369	3,283,807	3,225,124	3,186,001	3,107,756	3,049,073	2,990,389	1施設当たり	3,192,811	3,120,792	3,102,787	3,048,773	3,012,763	2,940,744	2,886,729	2,832,715
(2) 在宅指導措置委託									(2) 在宅指導措置委託								
1件当たり月額									1件当たり月額								
円									円								
109,000									109,000								

改正後									現行								
2 加算分事務単価									2 加算分事務単価								
(1) 里親等支援員加算分事務単価									(1) 里親等支援員加算分事務単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
配置支援員 1人につき	円 572,716	円 554,341	円 549,748	円 535,967	円 526,779	円 508,405	円 494,624	円 480,843	配置支援員 1人につき	円 523,557	円 506,786	円 502,593	円 490,015	円 481,629	円 464,858	円 452,279	円 439,701
(2) 心理療法担当職員加算分事務単価（常勤単価）									(2) 心理療法担当職員加算分事務単価（常勤単価）								
里親支援センター									里親支援センター								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 584,147	円 566,466	円 562,046	円 548,785	円 539,945	円 522,264	円 509,004	円 495,743	1施設当たり	円 532,686	円 516,683	円 512,683	円 500,681	円 492,680	円 476,677	円 464,676	円 452,674
(3) 心理療法担当職員加算分事務単価（常勤的非常勤・非常勤単価）									(3) 心理療法担当職員加算分事務単価（常勤的非常勤・非常勤単価）								
里親支援センター									里親支援センター								
(常勤的非常勤職員)									(常勤的非常勤職員)								
	月額									月額							
	円									円							
1施設当たり	287,730								1施設当たり	286,420							
(非常勤職員)									(非常勤職員)								
	月額									月額							
	円									円							
1施設当たり	184,560								1施設当たり	184,560							

改正後									現行								
(4) 親子関係再構築支援加算 (I) 分事務単価 里親支援センター									(4) 親子関係再構築支援加算 (I) 分事務単価 里親支援センター								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 584,147	円 566,466	円 562,046	円 548,785	円 539,945	円 522,264	円 509,004	円 495,743	1施設当たり	円 532,686	円 516,683	円 512,683	円 500,681	円 492,680	円 476,677	円 464,676	円 452,674
(5) 親子関係再構築支援加算 (II) 分事務単価 里親支援センター									(5) 親子関係再構築支援加算 (II) 分事務単価 里親支援センター								
月額									月額								
円 285,062									円 283,752								
(6) 自立支援担当職員加算 (I) 分事務単価 里親支援センター									(6) 自立支援担当職員加算 (I) 分事務単価 里親支援センター								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 584,147	円 566,466	円 562,046	円 548,785	円 539,945	円 522,264	円 509,004	円 495,743	1施設当たり	円 532,686	円 516,683	円 512,683	円 500,681	円 492,680	円 476,677	円 464,676	円 452,674
(7) 自立支援担当職員加算 (II) 分事務単価 里親支援センター									(7) 自立支援担当職員加算 (II) 分事務単価 里親支援センター								
月額									月額								
円 285,062									円 283,752								
(8) 市町村連携事業加算分事務単価									(8) 市町村連携事業加算分事務単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 605,454	円 587,080	円 582,486	円 568,705	円 559,518	円 541,143	円 527,362	円 513,581	1施設当たり	円 556,296	円 539,524	円 535,332	円 522,753	円 514,367	円 497,596	円 485,018	円 472,439

改正後									現行								
(9) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (I) 分事務単価									(9) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (I) 分事務単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	584,147	566,466	562,046	548,785	539,945	522,264	509,004	495,748	1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674
(10) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (II) 分事務単価									(10) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (II) 分事務単価								
月額									月額								
円									円								
285,062									283,752								
(11) 休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価									(11) 休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	806,087	787,712	783,118	769,337	760,150	741,773	727,994	714,213	1施設当たり	751,741	734,970	730,777	718,199	709,813	693,042	680,463	667,885
(12) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価									(12) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価								
職員									職員								
月額									月額								
円									円								
1人当たり									1人当たり								
24,352									24,342								

改正後		現行	
別表3 児童福祉施設の職種別職員定数表		別表3 児童福祉施設の職種別職員定数表	
(1) 児童養護施設		(1) 児童養護施設	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。	施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。	個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。	事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。	嘱託医	1人。
(参考：加算職員一覧(児童養護施設))		(参考：加算職員一覧(児童養護施設))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。	乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。	1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。	2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。	年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	2人まで。	里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。	心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。	職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。	看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。	小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	1人。	地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	1人。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。	家庭支援専門相談員加算	2人まで。

改正後		現行	
算		算	
医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)	医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)	特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
(2) 児童自立支援施設		(2) 児童自立支援施設	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
施設長	1人。	施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。	児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。	個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。	事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。	嘱託医	2人。
通所部設置の場合		通所部設置の場合	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人	児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人
(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))		(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。	心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。	職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。

改正後		現行	
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。	家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
(3) 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)		(3) 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
施設長	1人。	施設長	1人。
嘱託医	1人。	嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。	看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。	個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。	栄養士	1人。
事務員	1人。	事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。	調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。
(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))		(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。	里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。	心理療法担当職員加算	2人まで。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。	家庭支援専門相談員加算	2人まで。

改正後		現行	
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院		(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
施設長	1人。	施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。	看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。	嘱託医	1人。
調理員等	1人。	調理員等	1人。
(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))		(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。	里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。	心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。	個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。	家庭支援専門相談員加算	1人。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
(5) 母子生活支援施設		(5) 母子生活支援施設	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
施設長	1人。	施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。	母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。

改正後		現行	
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)	保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。	少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。	調理員等	1人。
嘱託医	1人。	嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員 加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。 (非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員 加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。 (非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。

改正後		現行	
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。	事務員	1人。
調理員等	4人。	調理員等	4人。
通所部設置の場合		通所部設置の場合	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。	心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。	児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。
(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))		(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員	ただし、定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る。	心理療法担当職員	ただし、定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。	家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
(7)里親支援センター		(7)里親支援センター	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
センター長	1人。	センター長	1人。
里親制度等普及促進担当者 (里親リクルーター)	1人。	里親制度等普及促進担当者 (里親リクルーター)	1人。
里親等支援員	1人。	里親等支援員	1人。
里親研修等担当者 (里親トレーナー)	1人。	里親研修等担当者 (里親トレーナー)	1人。
(参考：加算職員一覧(里親支援センター))		(参考：加算職員一覧(里親支援センター))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。	心理療法担当職員加算	2人まで。
親子関係再構築支援加算	家庭支援専門相談員1人。	親子関係再構築支援加算	家庭支援専門相談員1人。
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
里親等支援員加算	里親支援センター管内の登録里親世帯数が60世帯を超えて、20世帯につき1人を上限とす	里親等支援員加算	里親支援センター管内の登録里親世帯数が60世帯を超えて、20世帯につき1人を上限とす

改正後		現行	
	る。		る。
市町村連携事業加算	1人。	市町村連携事業加算	1人。
レスパイト・ケア体制構築事業加算	1人。	レスパイト・ケア体制構築事業加算	1人。
休日・夜間支援体制強化事業加算	里親等支援員1人。 管理宿直等職員1人。	休日・夜間支援体制強化事業加算	里親等支援員1人。 管理宿直等職員1人。
(8) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅰ型)		(8) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅰ型)	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。	指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)	補助者	1人。(非常勤)
(参考：加算職員一覧(児童自立生活援助事業所Ⅰ型))		(参考：加算職員一覧(児童自立生活援助事業所Ⅰ型))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
個別対応職員	1人。	個別対応職員	1人。
(9) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅱ型)		(9) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅱ型)	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
指導員	定員2人に対して1人。	指導員	定員2人に対して1人。
(10) ファミリーホーム		(10) ファミリーホーム	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
指導員	1人。	指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)	補助者	2人。(非常勤)
(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))		(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
個別対応職員	1人。	個別対応職員	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
(11) 地域小規模児童養護施設		(11) 地域小規模児童養護施設	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)	児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

改正後		現行	
(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))		(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。	小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
(12) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設		(12) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
母子支援員	1人。	母子支援員	1人。
(参考：加算職員一覧(小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設))		(参考：加算職員一覧(小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。		(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。	

改正後

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(令和6年4月1日)

Table with 15 columns: 経費の種別, 一般生活費, 被虐待児受入加算費, 幼稚園費, 教育費, 学校給食費, 見学旅行費, 入学支度金, 特別育成費, 夏季等特別行事費, 期末一時扶助費, 職業補導費, 就職支援費・大学進学等自立生活支援費, 葬祭費, 冷暖房費, 予防接種費, 防災対策費, 視力矯正費. Rows include 児童養護施設, 児童自立支援施設, 里親, ファミリーホーム, 児童心理治療施設, 乳児院, 母子生活支援施設.

現行

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(令和6年4月1日)

Table with 15 columns: 経費の種別, 一般生活費, 被虐待児受入加算費, 幼稚園費, 教育費, 学校給食費, 見学旅行費, 入学支度金, 特別育成費, 夏季等特別行事費, 期末一時扶助費, 職業補導費, 就職支援費・大学進学等自立生活支援費, 葬祭費, 冷暖房費, 予防接種費, 防災対策費, 視力矯正費. Rows include 児童養護施設, 児童自立支援施設, 里親, ファミリーホーム, 児童心理治療施設, 乳児院, 母子生活支援施設.

改正後

Table with columns for '経費の種別' (Expense Category), '一般生活費' (General Living Expenses), and '一般生活費以外の事業費' (Business Expenses other than General Living Expenses). It details various costs for child support, including living expenses, education, and medical care.

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、『診療報酬の算定方法』及び『入院時食事療養費の算定基準』に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2) 重観及び児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、重観の居宅又は重観が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものについては委託料として月額90,000円(専門重観は月額141,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所若しくは重観(専門重観を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に44,630円を上乗せとして、実費を合算した額が加算され、(4) 重観(専門重観を含む。)及びファミリーホームが一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5) 児童自立生活援助施設児童が退いたときには連れもどし支弁され、(6) 助産施設入所者については、『診療報酬の算定方法』及び『入院時食事療養費の算定基準』に準じて算定した額のほか、分娩助産料(分娩児1人につき237,720円)、胎児治療料、新生児介補料及び保険料が支弁される、(7) 一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託として月額4,630円が支弁され、(8) 重観委託児童(一時保護委託を含む。)及び児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、重観の居宅又は重観が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものであって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門重観は月額15,000円)が支弁され、(9) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に入学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。

現行

Table with columns for '経費の種別' (Expense Category), '一般生活費' (General Living Expenses), and '一般生活費以外の事業費' (Business Expenses other than General Living Expenses). It details various costs for child support, including living expenses, education, and medical care, reflecting the current state.

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、『診療報酬の算定方法』及び『入院時食事療養費の算定基準』に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2) 重観及び児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、重観の居宅又は重観が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものについては委託料として月額90,000円(専門重観は月額141,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所若しくは重観(専門重観を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に44,630円を上乗せとして、実費を合算した額が加算され、(4) 重観(専門重観を含む。)及びファミリーホームが一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5) 児童自立生活援助施設児童が退いたときには連れもどし支弁され、(6) 助産施設入所者については、『診療報酬の算定方法』及び『入院時食事療養費の算定基準』に準じて算定した額のほか、分娩助産料(分娩児1人につき237,720円)、胎児治療料、新生児介補料及び保険料が支弁される、(7) 一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託として月額4,630円が支弁され、(8) 重観委託児童(一時保護委託を含む。)及び児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、重観の居宅又は重観が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものであって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門重観は月額15,000円)が支弁され、(9) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に入学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。